

平成28年度
国への提言・提案



平成27年5月
三重県

目 次

【重点項目】

1	地方創生のための条件不利地域に対する支援の充実(まち・ひと・しごと創生本部、内閣府、総務省、財務省)・・・	1
2	高等教育機関の魅力向上・充実に向けた取組(まち・ひと・しごと創生本部、文部科学省)	3
3	希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～(内閣府、文部科学省、厚生労働省)	5
4	津波や高潮被害に備えるための海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進(内閣府)・・・	27
5	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実 (総務省、財務省)	29
6	退職手当債の延長(総務省)	31
7	医師の確保および看護職員の教育の充実に向けた取組(文部科学省、厚生労働省)	33
8	リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業(国土交通省)	37
9	中部国際空港の機能強化(完全24時間化)の実現(国土交通省)	39
10	農地制度をより機能させるための体制等の整備(内閣府、農林水産省)	41
11	地方創生につながる農山漁村の雇用創出に向けた規制緩和および支援の充実 (まち・ひと・しごと創生本部、内閣府、農林水産省、経済産業省、中小企業庁、国土交通省)	43
12	農業の競争力強化および農村の防災対策に資する予算の十分な確保(農林水産省)	45
13	産業保安(高圧ガス保安法)にかかる規制緩和(経済産業省)	47

14	安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成(国土交通省)……………	49
15	命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化対策への支援(総務省、国土交通省) ……	61
16	頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援(総務省、国土交通省) ……	63
17	大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援(国土交通省)……………	71
18	七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化(国土交通省)……………	75
19	新宮川水系(熊野川)の総合的な治水対策のさらなる推進(国土交通省)……………	77
20	学力向上施策に対する支援の充実(文部科学省)……………	79
21	南海トラフ地震に備えた石油化学コンビナートが立地する四日市港の強靱化(国土交通省)……………	83
22	日本の経済をリードするものづくり産業を支える四日市港の物流機能の強化(国土交通省)……………	85

【一般項目】

1	消防広域化をはじめとする消防力向上の取組への支援措置の充実(消防庁)……………	1
2	自然災害に対する観測・予測に向けた精度の向上と地域の状況に応じた気象警報の運用 (内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)……………	2
3	社会保障・税番号制度導入に係る適切な財政措置等(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省)……………	3
4	TPP協定交渉における妥協のない対応(内閣官房、農林水産省)……………	4
5	「地域の元気創造事業費」の算定方法の見直し(総務省)……………	5
6	新たな地方公会計制度の整備(総務省)……………	6
7	税制改正により地方税収が減収となる場合の代替財源の確保(総務省、財務省)……………	7
8	災害時に特別な配慮が必要となる要援護者対策の促進(内閣府)……………	8
9	予防接種の推進(厚生労働省)……………	9
10	障がい者の地域生活への移行と地域生活支援の推進(厚生労働省)……………	10
11	障がい者福祉施策の円滑な実施と手話言語法の早期制定(内閣府、厚生労働省)……………	11
12	暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実(厚生労働省)……………	12
13	特別養護老人ホームの待機者解消等に係る制度の充実(厚生労働省)……………	13
14	医療安全等の対策(内閣府、厚生労働省)……………	14
15	駅舎のバリアフリー化推進のための財政措置の拡大(総務省、国土交通省)……………	15
16	地域医療提供体制の充実に向けた支援(厚生労働省)……………	16

17	災害時の医療提供体制の整備(厚生労働省).....	17
18	難病対策の充実と医療費助成事務の円滑な実施(厚生労働省).....	18
19	緩和ケア体制の充実(厚生労働省).....	19
20	地方の実情に応じた「地方独立行政法人制度」の見直し(総務省、文部科学省).....	20
21	学校施設の耐震性の確保等、学校施設整備事業の拡充と財源確保(文部科学省).....	21
22	海岸漂着物対策の推進(総務省、環境省).....	23
23	水道施設の災害対策に係る財政支援の充実(内閣府、厚生労働省).....	24
24	人権が尊重される社会づくりの推進(総務省、法務省、文部科学省).....	25
25	地方の実情に応じた女性の活躍推進の支援(内閣府).....	26
26	多文化共生社会づくりの推進(内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、外務省).....	27
27	性犯罪・性暴力被害者支援の推進(内閣府).....	28
28	南海トラフ巨大地震に備えた災害廃棄物処理体制の強化(環境省).....	29
29	廃棄物の適正処理に関する体制整備の推進(環境省、財務省).....	30
30	産業廃棄物の不適正処理対策への支援(環境省).....	31
31	川上ダム建設事業の促進(国土交通省).....	32
32	地籍調査の推進(国土交通省).....	33
33	生活交通手段の確保(国土交通省).....	34
34	償却資産に対する固定資産税の堅持(総務省).....	35
35	国民体育大会の開催に係る運営費等の支援(文部科学省).....	36
36	農業の担い手の持続的な経営や経営安定を図るための施策の充実(農林水産省).....	37

37	6次産業化の推進に向けた支援の充実(農林水産省)	39
38	鳥獣被害防止総合対策の強力な推進(農林水産省、環境省)	40
39	林業の活性化に向けた支援(総務省、財務省、農林水産省)	41
40	水産業の成長産業化に向けた施策の強化(農林水産省)	42
41	国土強靱化に向けた農林水産業施設の計画的な整備の推進(農林水産省)	43
42	漁業の経営の安定に向けた施策の強化(農林水産省)	45
43	農林漁業者の経営安定に向けた燃料高騰対策の充実(農林水産省)	46
44	地域産業の競争力強化への支援(経済産業省)	47
45	中小企業・小規模企業支援(経済産業省)	48
46	訪日外国人旅行者の地方周遊に向けた支援(国土交通省、観光庁)	49
47	バイオ燃料や水素エネルギーの活用によるまちづくりの推進(経済産業省)	50
48	第76回国民体育大会(平成33年三重県開催)に向けた都市公園施設設備への支援 (国土交通省)	51
49	学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充(文部科学省)	52
50	グローバル人材育成の推進(文部科学省)	53
51	海女漁の文化財指定への取組(文部科学省、文化庁)	55
52	高等学校専攻科から大学への編入学についての法的な整備の推進(文部科学省)	56
53	四日市港におけるテロ対策等の保安対策に対する支援の充実(国土交通省)	57

【重点項目】

1 地方創生のための条件不利地域に対する支援の充実

(まち・ひと・しごと創生本部、内閣府、総務省、財務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 現行の地域振興法（過疎法、離島振興法等）による支援に加え、これまで指定要件とされていない「将来推計人口減少率」等を活用した新たな条件不利地域に対する支援制度を創設すること。
- 2 地域おこし協力隊の地域要件の規定について、「将来推計人口減少率」などを考慮のうえ見直すこと。また、隊員の家族に対する加算を行うなど特別交付税の対象経費の範囲を拡充するとともに、措置上限額を引き上げること。
- 3 平成 28 年度当初予算で検討されている地方創生の新型交付金の制度設計にあたっては、地方にとって活用しやすいものとなるよう地方の意見を十分に反映させるとともに、地方の創意工夫を最大限尊重し、自由度の高い柔軟な制度運用を認めること。

《現状》

- 本県では既に人口減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県は現在の人口約 180 万人から 2040 年には約 30 万人減少し約 150 万人となることが示されたことから、人口減少への危機感が高まっており、人口減少対策が急務となっています。
- 現行では、過疎法、離島振興法、半島振興法、山村振興法等の地域振興法において、各々の法律の目的に応じて、条件不利地域の支援が実施されています。
- 本県では、平成 21 年度から県内市町で地域おこし協力隊制度を活用し、これまでに延べ 22 名の隊員が県内で活動し、5 名が活動終了後も引き続き県内に居住しています。さらに、平成 27 年 4 月現在、9 名が県内で活動中です。
- 現在、国が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「同総合戦略」をふまえ、本県では「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、人口の自然減対策・社会減対策の取組を積極的に進めるとともに、「三重県人口ビジョン（仮称）」と「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」の策定に向け取り組んでいるところです。

《課題》

- ① 過疎法等、現行の地域振興法では、各々の指定基準や支援措置、策定する計画等が異なっており、人口急減地域が全て網羅されていません。また、地方創生推進の目的に合致した将来推計人口減少率等の条件を有する地域振興法がないため、条件不利地域を一体的に支援する制度の創設が求められます。
- ② 本県は 3 大都市圏に位置づけられていることから、地域おこし協力隊の対象地域は、現行の地域振興法の条件不利地域が主となります。しかしながら、地方創生の観点から、将来推計人口の減少率等を考慮した新たな要件の拡充が求められます。また、隊員の経済的な負担が大きいことから、対象経費の範囲を拡大し、措置上限額を引き上げることが求められます。
- ③ 地方創生への取組を推進するにあたり、自然減対策及び社会減対策を支える社会インフラ整備等のハード事業を着実に進めることは重要です。新型交付金の制度設計にあたっては、ハード事業や導入当初に必要な機器・備品の割合の柔軟性を確保することなど、地方の創意工夫を最大限尊重する、自由度の高い柔軟な制度運用が求められます。

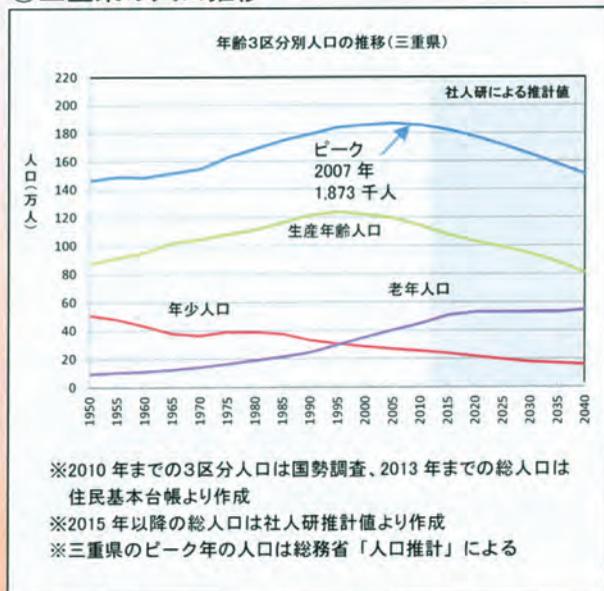
県担当課名 戦略企画部企画課、地域連携部南部地域活性化局南部地域活性化推進課
関係法令等 まち・ひと・しごと創生法、地域おこし協力隊推進要綱

1 地方創生のための条件不利地域に対する支援の充実

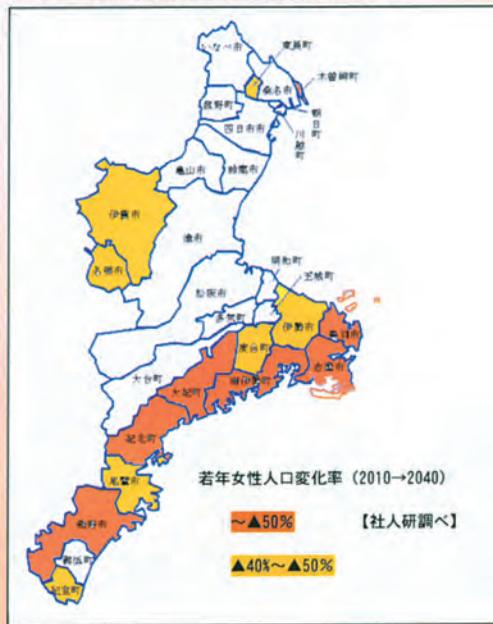
(まち、ひと、しごと創生本部、内閣府、総務省、財務省)

現 状

○三重県の人口推移



○三重県の将来人口急減の市町



○現行の地域振興法等の指定要件

法律・制度名	地域指定要件
過疎法(過疎地域自立促進特別措置法)	○人口減少率 ○財政力指数 等
離島振興法	○本土との航路距離 ○人口規模 等
半島振興法	○高速輸送施設の整備状況 ○産業の開発程度
山村振興法	○林野率 ○人口密度
地域おこし協力隊	【隊員転入地】 ○3大都市圏外のすべての市町村 ○3大都市圏内の条件不利地域 (=現行地域振興法)

課 題

人口減少が見込まれる中、条件不利地域に対する支援について、現行の地域振興法の指定要件にない「将来推計人口減少率」等を指定要件に加える必要がある。



人口急減地域(新たな条件不利地域)に対する支援制度の創設

地域を指定するために用いる新たな指標例

○将来推計人口減少率 ○若年女性人口減少率 等

【提言・提案項目】

- 1 現行の地域振興法(過疎法、離島振興法等)による支援に加え、これまで指定要件とされていない「将来推計人口減少率」等を活用した新たな条件不利地域に対する支援制度を創設すること。
- 2 地域おこし協力隊の地域要件の規定について、「将来推計人口減少率」などを考慮のうえ見直すこと。また、隊員の家族に対する加算を行うなど特別交付税の対象経費の範囲を拡充するとともに、措置上限額を引き上げること。
- 3 平成28年度当初予算で検討されている地方創生の新型交付金の制度設計にあたっては、地方にとって活用しやすいものとなるよう地方の意見を十分に反映させるとともに、地方の創意工夫を最大限尊重し、自由度の高い柔軟な制度運用を認めること。

【戦略企画部、地域連携部】

2 高等教育機関の魅力向上・充実に向けた取組

(まち・ひと・しごと創生本部、文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 高等教育を地方で受けられる機会を確保するため、以下の4点に取り組むこと。
 - (1) 大都市における大学・学部等の新增設や定員の抑制をすること。(収容定員を超えた学生の確保の抑制を含む)
 - (2) 大都市に拠点を置く大学等が大学収容力指数の低い県にキャンパス(サテライトキャンパスを含む)を新たに設置する場合の国立大学運営費交付金、私立大学経常経費補助金(以下「運営費交付金等」)の交付・補助率の嵩上げ等のインセンティブの創設と、地元自治体の受入に要する経費への支援をすること。
 - (3) 大学収容力指数が低い県に設置されている国立大学の定員増(必要な教員等の確保などを含む)および地域枠の創設を促進すること。
 - (4) 大学収容力指数が低く、若年層が転出超過となっている県の大学等が自県出身者の入学料・授業料等の減免を行った場合の財政支援措置を導入すること。
- 2 地域が必要とする人材の育成、自治体・地元企業等と連携した地域課題の解決に熱心な大学等に対する運営費交付金等の充実を図ること。あわせて、これらの算定・配分にあたり、都道府県知事の意見を反映させる仕組みを創設すること。

《現状》

- 地方が自立し、持続的な発展をしていくためには、若者が地方に住み、働くことができる社会を実現していく必要があります。しかし、本県をはじめ多くの地方の県においては、大学等への進学時の大都市への人口流出が人口の社会減の多くを占めており、一旦流出した若者はそのまま大都市で就職する傾向があります。また、本県では大学収容力の低さが大都市への流出の大きな要因の一つとなっています。
- 大学等には、若者を地域に止めるだけでなく、知の拠点として、地方におけるイノベーションの核となる人材を地域に提供する役割をはじめ幅広い役割が期待されていますが、大学等の大都市への集中や若年人口の減少、国立大学においては運営費交付金のトップ10大学への手厚い配分により、地方大学の経営は厳しい状況にあります。

《課題》

- ① 大学等への進学時の大都市への人口流出を抑制するためには、高等教育を地方で受けられる機会を確保することが必要です。本県では、特に、大学収容力の向上が求められています。併せて、県内大学等への進学率の向上に向けた、生徒本人や保護者、進路指導を行う高校の教員に対するインセンティブの創設も必要です。
- ② 大学等に地域の知の拠点としての役割を担ってもらうには、大学等自身による魅力向上・充実に向けた取組とともに、地域課題の解決に熱心な大学等に対する経営基盤の安定化に向けた支援が必要です。

県担当課名 戦略企画部戦略企画総務課
関係法令等 学校教育法

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その1：家族形成に向けての支援①】

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

本県では、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン（平成27年度～31年度）」を策定し、結婚や子どもを持つこと、子育てについて理想と現実のギャップを埋め、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現をめざして、2つの総合目標と14の重点的な取組に数値目標を設定し、ライフステージごとに取組を進めています。

少子化対策は、地域の実情に応じたきめ細かな取組と併せて、体制整備や制度構築、機運の醸成など全国的な取組を進めることが必要です。

1 ライフステージごとに「切れ目のない」少子化対策を講じるための安定した財源の確保

- (1) 「地方目線」「当事者目線」で、地方がその地域の実情に応じたきめ細かな少子化対策が継続的に実施できるよう、地域少子化対策強化交付金を恒久化・拡充するとともにさらなる弾力的な運用を行うこと。
- (2) 出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保すること。
- (3) 結婚に関する希望を実現できるよう、特に地方でニーズの高い婚活イベントなど自治体や民間団体等が行う多様な出逢いの場の構築等への財政的支援を行うこと。

2 ライフプラン教育の推進

晩婚化・晩産化が進む中、子育ての希望がかなうよう、家庭生活や家族の大切さ、性や妊娠・出産に関する正しい医学的知識等の習得のため、小中高の児童・生徒、大学生や企業の若手職員等を対象としたライフプラン教育・キャリア教育を全国的に進めること。

《現状》

- 地域少子化対策強化交付金については、募集等の時期が地方自治体が予算を検討する時期より遅くなったり、交付要綱では対象となっている備品購入費がほとんど認められないなど、市町村が地域の实情に応じてきめ細かく取り組む事業に対応できていない状況がまだ一部に見られます。
- 出生率の回復を実現した諸外国の家族関係支出が対GDP比で3%程度以上であるのに対し、日本では1%にとどまっています。
- 家族のつながりや地域の結びつきが弱くなる中、子どもたちが、家庭を築くことや家庭生活、家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。また、医学的見地から妊娠・出産には適齢期があることが十分に知られていません。
このため、本県では、中高生を対象に、性や妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、思春期ライフプラン教育を実施する市町への補助等を行っています。

《課題》

- ① 地域少子化対策強化交付金について、継続的に事業を実施できるよう恒久化するとともに、都道府県知事の判断で、市町村の事業に対して年度途中での採択や少子化対策関連事業への柔軟な適用を可能とするなど、地域の实情に応じて迅速かつ弾力的な運用ができる制度に改善することが必要です。また、少子化対策は今すぐに大胆に取り組むことが必要であり、さらにさまざまな新しい取組が各地域で進むよう、予算の大幅な増額が必要です。
- ② 子どもたちを含めた若い世代に、性や妊娠・出産に関する正しい医学的知識や自らのライフプランを考える機会等を提供することの必要性が高まっています。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課、教育委員会事務局高校教育課、小中学校教育課、保健体育課
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策強化交付金交付要綱

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その1：家族形成に向けての支援②】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

3 若者の雇用対策

- (1) 若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）を充実するため、若年者地域連携事業の予算増額を図ること。
- (2) 地元企業の魅力体験を通じた、就職時のミスマッチ防止のために地方自治体を実施する大学生等のインターンシップに関する取組に対し、財政的な支援制度を創設するとともに、「トライアル雇用奨励金」の予算増額を図ること。
- (3) 早期離職防止のため、地方自治体等の定着支援に関する取組に対する財政的な支援制度を創設するとともに、劣悪な労働環境での労働を強いて改善を行わない企業の是正に向けた取組を強化すること。
- (4) 若年無業者の就労支援を図るためには、地域若者サポートステーション事業の就労体験やコミュニケーション能力の向上のためのトレーニング等が重要なことから、委託事業対象範囲の拡充を図ること。

4 出逢いの支援

- (1) 出逢いを支援するコーディネーターやサポーター等の全国展開に向けた認定制度や、結婚支援に積極的な企業や団体等の顕彰制度などを創設すること。
- (2) 結婚や家族を形成することについて、前向きな機運を醸成するため、メディアを活用したポジティブキャンペーンを行うこと。

《現状》

■ 総務省が平成26年に実施した労働力調査によると、正規雇用として働く機会がなく、非正規雇用で働いている不本意非正規雇用の割合は、他の年齢層が10%台であるのに対し、25歳から34歳までの年齢層では28.4%と高くなっています。

また、平成25年の厚生労働白書では、30歳から34歳までの男性の既婚率は非正規雇用28.5%、正規雇用59.3%と大きく開きがあり、若い世代で年収300万円以下では既婚率が10%に満たないという現状が示されています。

第3回みえ県民意識調査によると、未婚の20歳代の9割以上が「いずれ結婚するつもり」と回答するなど、若者の多くは結婚を希望していますが、男性の4割以上が「収入が少ない」ことを結婚していない理由として挙げています。さらに、三重労働局によると、大学を卒業し県内企業に就職し3年以内に離職した人は35.2%（平成26年4月25日現在）となっています。

本県では、ジョブカフェの運営やインターンシップの充実を通じたミスマッチの防止などの事業を行っているところです。

■ 個人の結婚に対する考え方やライフスタイル、社会経済環境の変化などにより未婚化、晩婚化が進んでおり、少子化の大きな要因となっています。また、結婚に対する希望は若い世代を中心に非常に高くなっていますが、平均初婚年齢および生涯未婚率は上昇を続けており、現実と理想の間には深刻なギャップが生じています。※平均初婚年齢(平成25年)本県【男性】30.5歳【女性】28.7歳未婚者に対して結婚していない理由を聞いたところ、「出逢いが無い」、「理想の相手に出遭えていない」が上位を占めています。

本県では、企業・団体、市町等と連携しながら、平成26年12月に「みえ出逢いサポートセンター」をオープンさせ、結婚を希望する人にイベント情報をメールマガジンで発信する取組などを進めています。

《課題》

- ① 若者の安定的な雇用のためには、ジョブカフェにおいて、職業紹介に至るまでの相談体制の充実や、就職活動の支援のためのセミナーを強化する必要があります。しかし、国が実施する若年者地域連携事業の委託額が十分ではなく、これらの取組が十分に行えないことから、予算の増額が必要です。
- ② 大学生の就職活動の開始時期の後倒しの結果、若者と企業の相互理解を深める期間が短くなることから、インターンシップの充実を通じたミスマッチの防止や、非正規雇用の若者等に対する「トライアル雇用」による試行雇用の機会拡大を通じた相互理解の取組を強化する必要があります。
- ③ 定着支援は企業が主に取り組んでいましたが、若者の安定的な雇用のためには、商工団体や学校等と連携した職業意識の醸成やキャリアアップ研修、企業と若者の交流の場づくりなど、本県では県の単独事業で取り組んでいるところです。今後、地域の実情に応じた定着支援の仕組みを構築する必要があります。
- ④ 劣悪な労働環境での労働を強いる企業へ就職することは、早期離職につながります。
- ⑤ 若年無業者の就労支援には、就労体験やコミュニケーション能力の向上のためのトレーニング等が重要です。しかし、国が委託する若者サポートステーション事業の対象外となっていることから、これらの取組と相談業務とを一体的に実施できるよう、支援制度の拡充が必要です。
- ⑥ 地方自治体や企業による結婚支援の取組が広がりつつありますが、結婚を望む人が結婚できるよう、これまで以上にさまざまな出逢いの機会の情報提供が必要であるとともに、地域の企業や市町村などが行う結婚支援の取組を活性化させ、社会全体で結婚を望む人を支援する地域づくりを進めることが必要です。また、結婚や家族を持つことについて、前向きな機運を醸成することが必要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、雇用経済部雇用対策課
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策強化交付金交付要綱
労働基準法、地域若者サポートステーション事業実施要綱、若年者のためのワンストップサービスセンター事業実施要領

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その2：妊娠・出産前後の支援】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

5 不妊に悩む家族への支援

- (1) 特定不妊治療や人工授精に対する医療保険適用等経済的支援の拡充を図るとともに、不育症に対する公的助成制度を創設すること。
- (2) 男性不妊についての知識の普及と啓発に取り組むとともに、男性不妊治療に対する経済的支援の拡充を図ること。
- (3) 医療機関における相談支援の充実を図るため、不妊症看護認定看護師資格の取得について支援すること。
- (4) 仕事をしながら不妊治療が受けられるよう、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、治療に関する正しい知識の普及を通じて周囲の理解を促し、企業における休暇制度の導入を働きかけること。

6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

市町村において、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するために、都道府県が市町村に対して行う情報提供や助言等の取組に対して財政的な支援を行うこと。

7 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

- (1) 助産師の確保および養成に向けて、①助産師出向システムの制度化の推進と院内助産システム導入のための財政的支援、②助産師の人員配置に関する基準の明確化、③助産学実習に係る分娩取扱件数基準をはじめとする実習体制の規制緩和、④助産実践能力強化のための統一的なキャリアパスおよびクリニカルラダーの評価基準の確立を行うこと。
- (2) NICU等長期入院児の在宅医療を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

《現状》

■ 特定不妊治療は高額な医療費がかかりますが、医療保険が適用されません。人工授精や不育症についても医療保険が適用されず、公的な助成制度もありません。

このため、本県では、所得の少ない夫婦への特定不妊治療費助成の上乗せ補助、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数の追加、不育症治療費への助成に加え、平成27年度からは一般不妊治療への助成を県単独で行っています。

■ 不妊の原因の半数は男性にもありますが、このことはあまり国民に知られていません。また、男性不妊治療は、特定不妊治療とあわせて実施するため、特に医療費が高額となりますが医療保険が適用されません。

このため、本県では、県単独で男性不妊治療への助成を行っています。

■ 不妊や不育症の治療を受ける夫婦は先の見えない中で、長くつらい治療期を過ごしており、経済的な支援だけでなく、精神的な負担に対する質の高い看護の提供が必要とされていますが、不妊治療に係る専門的スキルを持った「不妊症看護認定看護師」の配置が進んでいない現状があります。不妊症看護認定看護師の資格を取得するには約100万円の受講料等が必要であり、また、9か月間にわたり毎週2日の教育を受ける必要があり、受講者や所属機関の大きな負担になっています。

このため、本県では、平成27年度から不妊症看護認定看護師資格取得に係る費用を対象に県の単独事業で補助を行っています。

- 不妊治療は1周期の治療において決められた日に何度も受診する必要があるため、仕事との両立が難しく、やむなく離職するケースもあります。
- 地域社会でのつながりの希薄化により育児中の家庭の孤立が進み、育児の負担感や育児不安を抱える親・家族が増加しています。このため、本県では、「出産・育児まるっとサポートみえ」（三重県版ネウボラ）を推進し、個々の地域の実情に応じた多様な支援体制を構築するため、県単独事業により、各市町を巡回して母子保健支援体制の整備についての助言等を行うアドバイザーを設置しています。
- 助産師には医療法上の配置基準が定められておらず、本県における就業助産師は356人（平成24年末）で、人口10万人あたり19.5人と全国平均（25.0人）を大きく下回っており、就業先や地域間の偏在も生じています。助産師資格を持ちながら混合病棟等において看護師として150人ほど就業しており、分娩に関わる機会が少なくなっています。助産学生の育成において、分娩取扱件数基準や実習施設の要件から、助産学生の実習施設や実習指導者等の確保が困難な状況です。
- 高度な医療技術により重症児の在宅での生活が可能となりましたが、ケアを行う家族の身体的、精神的な負担が大きくなっており、レスパイト施設の整備充実に対し強い要望があります。しかしながら、本県では受入が可能なレスパイト施設は4施設のみで、医療的ケアが必要な重症例は特に受け入れられる施設が限られており、利用できないことが問題となっています。

《課題》

- ① 特定不妊治療を受けた夫婦への経済的支援の拡充とともに、不育症治療や一般不妊治療を受けた夫婦への経済的支援が必要です。
- ② 不妊の原因の半数は男性にもあることを国民に周知するとともに、男性不妊治療を受けた夫婦に対する経済的な支援が必要です。
- ③ 不妊や不育症治療を受ける夫婦に対する質の高い専門的看護の提供が必要ですが、不妊症看護認定看護師の配置が進んでいません。不妊症看護認定看護師資格を取得するためには、金銭的・時間的に大きな負担があるため、全国的に資格取得が進んでいません。
- ④ 仕事をしながら不妊治療が受けられる環境づくりが必要です。
- ⑤ 国の平成27年度予算等において、妊娠期から子育て期にわたるワンストップ拠点としての「子育て世代包括支援センター」の立ち上げや運営、「妊娠・出産包括支援事業」への市町村補助が創設されたところですが、本県の母子保健体制構築アドバイザー事業のような、都道府県が実施する事業に対する国の補助はありません。市町村における母子保健の現状分析を行い、「市町村の実情をふまえた切れ目のない支援の仕組み」を構築するために、都道府県が専門的知見により市町村支援を行うことが必要です。
- ⑥ 助産師の就業先偏在の是正や助産実践能力強化を図るためには、助産師出向システムの制度化の推進や助産師が自立して正常分娩に関わることのできる院内助産システムの導入を推進していく必要があります。さらに、助産師の総数確保に向けて、医療機関における助産師の配置に関する基準を明確にすることが必要です。また、助産学および看護学（母性看護学）の実習施設を確保するための地域の実情に即した柔軟な実習指導体制と、助産師のキャリア形成を支援する仕組みの構築が求められています。
- ⑦ NICU等長期入院児の在宅医療中の定期的医学管理および家族支援を目的とする日中一時支援事業の補助基準額の増額や補助率の嵩上げ等により、身近なところでレスパイトを受け入れる医療機関等における家族支援の体制整備を促進する必要があります。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課、子ども・家庭局子育て支援課

関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策強化交付金交付要綱、母子保健法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱、育児休業法、周産期医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、保健師助産師看護師学校養成所指定規則

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その3：子どもの成長を支える社会づくり①】

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

8 幼児教育・保育の充実

- (1) 幼児教育の無償化に引き続き取り組むとともに、幼稚園、保育所および認定こども園について、同時入所等の制限をせずに第2子、第3子の保育料を無料化または軽減を図るなど、多子世帯を応援する取組を推進すること。
- (2) 質の高い就学前教育を提供するためには従事者の資質の向上が不可欠であり、教育公務員特例法で初任者研修や10年経験者研修が定められている幼稚園教諭や認定こども園の保育教諭(3～5歳児担当)と同様に、保育士にも必要な研修を受講させること。
- (3) 待機児童となりがちな低年齢児の入所を可能とするため、年度当初から職員の加配ができるよう施設型給付など公定価格を見直すこと。
- (4) 発達障がいをはじめとする特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策等の充実を図ること。

《現状》

- 幼稚園と保育所の負担の平準化の観点から、平成26年度から幼稚園就園奨励費の多子軽減措置が拡充されました。また、幼児教育の段階的な無償化に向けて、平成27年度からは市町村民税非課税世帯の私立幼稚園の保育料が、月額9,100円から3,000円に引き下げられました。しかしながら、同時入所等の制限があり、多子世帯への効果は限定的なものになっています。
- 認定こども園の保育教諭(3～5歳児担当)や幼稚園教諭については県教育委員会において研修を実施しています。私立幼稚園等についても、一部を公立と合同で行うなど公立に準じて研修を実施しています。保育士の研修は、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム(平成20年3月28日)」において、「保育所内外の研修に積極的に取り組めるよう、保育所の職員に対する研修を体系化したガイドラインを作成する」とされていますが未だ示されていません。現在、研修は、県・市町や団体がそれぞれの目的で実施していますが、その内容や参加状況(公立・私立、常勤・非常勤)にはばらつきが生じており、十分であるとはいえません。
- 本県の待機児童は、平成26年4月1日現在の48人から10月1日現在では362人と大幅に増加しています。そのうち低年齢児(0～2歳児)が349人で96.4%を占めており、年度途中に低年齢児保育の需要が高まります。
- 保育所に入所する発達障がいをはじめとする障がい児が増加するとともに、その児童を受け入れる保育所も増加しています。

《課題》

- ① 子どもを持たない理由の一つに経済的な理由があることから、さらに幼児教育の無償化を進めるとともに、特に多子世帯への支援が必要です。
- ② 保育士についても、初任者研修や10年経験者研修を法で定める必要があります。
- ③ 保育士の確保が難しい中、保育士配置基準の高い低年齢児保育を実現するには、年度当初から保育士を加配することが必要です。
- ④ 広汎性発達障がいや疑われる児童等、障がい児一人ひとりに適応した保育や支援を行うため、専門職の配置を可能とするよう支援することが重要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課、教育委員会事務局小中学校教育課
関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その3：子どもの成長を支える社会づくり②】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

9 放課後児童対策の推進

- (1) 放課後児童クラブを安定して運営するため、補助要件の開設日数(250日以上)を緩和すること。それが難しい場合には、特例分(開設日数:200~249日)の補助基準額や長期休暇等分の加算などの補助要件を見直すこと。
- (2) 小規模な放課後児童クラブが運営できるよう、年間平均登録児童数10人未満の支援の単位について条件を付さないこと。
- (3) ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。
- (4) 里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。

10 子育てを支える地域社会づくり

- (1) 安心して子どもを産み育てられるよう、地域の実情に応じた子育て支援人材の取組を継続するための財政的支援を拡充すること。
また、子育て支援に関する民間団体、企業と連携し、少子化対策等を推進するためのプラットフォームの構築・強化を図る地方自治体独自の取組への支援を進めること。
- (2) 三世帯同居や近居を促進する取組を進めること。

《現状》

- 平成27年度放課後児童クラブへの補助は、小規模児童クラブへの運営や送迎支援への補助等の拡充が行われましたが、開設日数が250日を割った場合、特例扱いとなり補助基準額が大幅に減額され、長期休暇等分の加算もありません。
- 本県では、国庫補助の対象とならない小規模な放課後児童クラブ(5人以上、年間開設日数200日以上)について、開設から3年間支援しています。
平成27年度から小規模な放課後児童クラブの補助対象(人数要件)が1人以上に拡大されたものの、「山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している、または、厚生労働大臣が認める場合」という条件が付いています。
- ひとり親家庭の親は、子育てと仕事を一人で担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要です。このため、本県では、平成27年度から、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行っています。
- 里親の放課後児童クラブの利用希望が増えてきていますが、利用料は里親に係る措置費の支弁対象となっておりません。
- 子ども・子育て支援制度(平成27年度施行)においては、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等が新たに法律に基づく事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要になることから、「子育て支援員」として認定する制度が創設されました。本県では地域少子化対策強化交付金を活用し、県全体の子育て支援の機運の醸成を高めるとともに子育て支援を行う人材育成を進めるため、市町と連携した子育て・子育てマイスター養成事業や孫育て講座等を実施しています。

また、1,300を超える企業や団体が参画する「みえ次世代育成応援ネットワーク」では、親子が触れ合う場の提供や家族の絆づくりを促進する取組など、それぞれの特性を生かしながら子育て家庭を応援する取組を展開しています。

- 親世代と同居または住まいが近接しているほうが子どもの数が多いという調査結果があるものの、核家族化の進行により、三世同居や近居は減っているものと思われます。

《課題》

- ① 放課後児童クラブについて、小学校で土曜日の授業が増えてきており、250日開設することが困難になってきていることから、補助要件の開設日数（250日以上）の緩和が必要です。特例分（開設日数：200～249日）の基準単価は、開設日数にかかわらず同額となっており、運営実態に応じた制度となっていないことから、安定した経営につながるよう、249日を基準とし日数に応じた減額や、長期休暇等に開設している場合の加算を行うなど単価設定の見直しが必要です。
- ② 小規模であっても、必要な地域に放課後児童クラブを設置・運営できるよう支援する必要があります。
- ③ ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるよう、放課後児童クラブの利用に係る経済的負担を軽減するため、利用料への補助が必要です。また、ひとり親家庭の利用料を補助する市町村に対する補助制度の創設が必要です。
- ④ 共働きの里親登録者が増えており、児童の処遇向上および里親委託推進のため、放課後児童クラブの利用料を里親に係る措置費の支弁対象とすることが必要です。
- ⑤ 地域の実情やニーズに応じた子育て支援を行うには、経験やスキル等が求められることから、人材育成に継続的に取り組む必要があります。また、地域において、都道府県や市町村、企業、団体等多様な主体が連携し、子育て支援をする人材を広く養成する必要があります。
- ⑥ 祖父母の子育て支援を後押しすることが必要となる一方、子育て世代のすべての方が祖父母の支援を受けられるとは限らないことから、これまで以上に地域や社会が子どもの育ちや子育て家庭を支援していく必要があります。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、子育て支援課

関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策強化交付金交付要綱、児童福祉法、児童福祉法施行令

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その4:男女が仕事と子育てを両立できる環境づくり①】

(文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

11 子育て期女性の就労に関する支援

- (1) 女性が希望に応じて働き続けることができる職場環境の整備に向けて、国においても育児休業制度および両立支援助成金制度等の充実と活用の徹底を図ること。
- (2) 女子学生の生涯を通じた就労継続に向けた意識醸成のため、高等教育機関における女子学生を対象としたライフプラン・キャリア教育および就職支援を進めること。
- (3) 高等教育機関が、産学官連携により、卒業生に対する再就職・復職に向けた相談支援や、地域の女性に対する再就職時の学び直しなどのキャリアアップ・スキルアップ支援、地域企業との人材マッチングなど、地域人材の生涯にわたる一体的な支援を実施できるよう、財政的な支援制度を創設するとともに、国においても取組の推進を図ること。
- (4) 子育てをしながら再就職を希望する女性からのニーズが高い、託児付きの就労相談について、マザーズハローワークにおいて職業紹介と合わせてワンストップサービスとして提供できるよう、マザーズハローワークでの実施体制の整備・推進を図ること。

《現状》

■ 本県が実施した「みえ県民意識調査」では、「子どもができれば仕事をやめ、時期がきたら再就職する」中断再就職型の比率が全国平均より高いものの、仕事と子育てが両立しやすい場合では「子どもができてずっと働き続ける」継続型比率が高くなります。また、平成25年度に実施した「子育て中の女性の就労意識に関するアンケート調査」では、7割以上の女性が「結婚・出産のため自主的に仕事をやめる」という選択をしており、主な離職理由として「恒常的な時間外労働」、「子育て支援サービスの不足」等が挙げられていますが、一方で、「みえ県民意識調査」では、20歳代・30歳代の専業主婦等の90%以上が働きたいと考えており、専業主婦等の潜在的な就労ニーズが高いことから、子育てをしながら働き続けられる職場環境整備が望まれています。

このような状況の中、育児休業を十分活用せず離職し、乳児を抱えながら改めて就職活動を行う子育て中の女性が増加する一方、地方の中小企業においては、少子化により企業の技術や文化を継承する人材確保が困難な傾向にあり、女性の就労継続が期待されていますが、中小企業・小規模企業では女性の活用や助成制度に関する認識が希薄なため、既存制度の活用に至っていません。

本県においては、女性特有の能力を生かした先進事例や助成金制度の紹介等により、企業における子育て女性の雇用促進への啓発を行っています。

■ 20歳代女性の41.6%が結婚後に専業主婦を希望（国立社会保障・人口問題研究所による第5回全国家庭動向調査2013年調査）していますが、「みえ県民意識調査」では20歳代・30歳代の専業主婦等の90%以上が働きたいと考えており、再就職へのニーズは高くなっています。しかしながら、再就職時には非正規雇用となる割合が高く、高等教育や前職で得た女性の高いスキルが地域経済に活かされておらず、子育て世帯の経済基盤の不安定化の要因にもなっています。一方、女子学生に対して高等教育機関においてライフプラン・キャリア教育を実施し、労働政策や生涯賃金等社会保障制度の情報提供をすることによって、就労継続を望む割合が増え

る傾向があります（平成 25 年度高田短期大学杉浦礼子教授「短期大学におけるキャリア教育の必要性」）。

本県では、今年度から新たに、ロールモデルの提示や企業との意見交換・ワークショップの開催等により女子学生や再就職後のパート労働の女性等に対して、キャリアデザイン・ライフプラン形成の支援に取り組んでいます。

- 平成 25 年度に本県が実施した「子育て中の女性の就労意識に関するアンケート調査」では、再就職にあたっての不安として、多くの女性が前職からの離職ブランクやスキル不足を挙げており、学び直しの機会を必要としています。また、再就職後は非正規雇用となる傾向があり、再就職や非正規雇用から正規雇用への移行など、子育て期女性が安定就労を継続するためには、より充実した学習機会の提供、きめ細かな相談体制の充実が求められています。本県では、OJTとOFF-JTを組み合わせた再就職支援プログラムにより子育て期女性の再就職支援に取り組んでいます。さらなる子育て期女性の安定就労に向けて学び直し講座の提供等により新たなキャリアアップ支援に取り組めます。
- 子育てしながら再就職を希望する女性にとっては、仕事と育児等の両立に向けて、個々の条件等に応じたきめ細かな相談支援や職業紹介が必要となっています。本県では、県単独でニーズの高い託児サービス付きの就労相談を実施していますが、これを国または国および都道府県がハローワークの職業紹介とのワンストップサービスとして実施し、より利用者のニーズに沿ったサービスを提供していくことが求められています。

《課題》

- ① 女性の年齢別就業率を表すM字カーブの解消に向けて女性が希望に応じて就労継続できる職場環境の整備を進めていくためには、短時間労働、育児休業など、柔軟で多様な働き方を保障するため、育児休業制度および両立支援助成金制度等の充実と活用に向けた周知徹底を図ることが必要です。
特に、地方の中小企業・小規模企業に対して、育児休業制度の活用促進や、女性活用を支援する既存制度（両立支援助成金制度等）の周知徹底など、企業における女性活用を啓発するとともに、地域の中小企業ニーズに合わせた離職防止および復帰支援等の充実を図る必要があります。
- ② M字カーブを解消し、女性の高いスキルやキャリア等を地域経済の活性化に生かし、子育て世帯の安定的な経済基盤を確保するためには、女子学生が就労前から働くことに関する意欲・認識を高め、自己のライフプランを設計できるようライフプラン・キャリア教育の充実を図り、女性自身の就労に対する意識改革を促し、離職を防止する必要があります。
- ③ 再就職に向けた学び直し等、キャリアアップ・スキルアップ支援の充実については、本県においても取り組んでいるところですが、地方の高等教育機関において女性も含めた地域人材の一体的な人材育成・マッチングを実施し、安定した地域人材の確保に取り組めるよう実施体制の整備を図るとともに、財政的な支援制度を創設するなどの取組が必要です。
- ④ 本県においては、県単独で託児サービス付きの就労相談を実施していますが、これを国または国および県がハローワークの職業紹介とワンストップサービスとして実施することにより、求職中の子育て期女性のニーズに対応していくことが必要です。

県担当課名 雇用経済部雇用対策課

関係法令等 労働基準法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

両立支援等助成金支給要領、地域若者サポートステーション事業実施要綱、若年者のためのワンストップサービスセンター事業実施要領

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その4：男女が仕事と子育てを両立できる環境づくり②】

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

12 男性の育児参画の推進

- (1) 男性の育児参画に関する啓発活動を実施するとともに、子育てに男性が積極的に関わることができる環境づくりが進むよう、企業等に対する働きかけを強めること。
- (2) 自然体験を通じた子どもの生き抜く力を育てる子育てに男性が関わるための環境づくりなど、地方自治体が独自に実施する男性の育児参画を推進する取組への財政的支援を拡充すること。

13 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援

- (1) 企業等に対して、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント防止の取組と支援制度の整備や支援制度を利用しやすい職場風土の醸成に関して働きかけを強めること。
- (2) 精神的な嫌がらせを含むマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントを防止するため雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けるよう法整備を行うこと。
- (3) 地方が効果的に啓発を実施できるよう、都道府県別にマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの実態を把握する調査を実施すること。
- (4) ワーク・ライフ・バランスに取り組むことが、企業にとって生産性の向上や従業員の定着、優秀な人材確保につながるなど中小企業経営者の意識改革を図るための働きかけを、労使・経済団体等と連携し全国展開すること。

《現状》

- 夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果や、夫が育児参画していないと女性の第3子の出産意欲が低下するという調査結果があります。各家庭における男性の育児参画のあり方については、家族や夫婦で話し合っ決めていくことが大切ですが、本県では、「子どもの生き抜く力を育てる『育児男子』」を育成することを「みえの育児男子プロジェクト」のポイントの一つに位置付けて、さまざまな取組を進めています。平成26年度には自然環境を生かした「父子キャンプ」を開催し、参加者からは「父子の絆が強まった」、「子どものたくましさを実感できた」などの声が聞かれました。
- 職場において長時間労働やパタニティ・ハラスメント等も存在する中で、本県の男性の育児休暇取得率は4.2%（平成25年度）であり、女性の取得率81.1%と比べかなり低く、男性の育児参画が十分に進んでいない状況にあります。地域の絆の希薄化が進む中で、女性の育児に関する負担感は大きくなっています。
- くるみん認定制度については、企業の次世代育成支援の取組を進めるため、建物等の割増償却が受けられる税制上の優遇措置があり、平成27年度からはプラチナくるみん認定や税額控除の対象が拡大されるなど取組が進んでいますが、中小企業にとっては行動計画策定の事務負担や建物等の設備投資の機会が少ないなど、大手企業に比べて制度を利用するメリットが少ない状況です。そのため本県では、中小企業の優れた子育て等に関する取組や制度を掘り起こし、PRしていくため、企業子宝率調査を行い、優秀な企業を表彰する取組を進めています。

- 事業主に「マタニティ・ハラスメント」「パタニティ・ハラスメント」の言葉は徐々に浸透してきてはいますが、その防止のための取組が積極的に行われるまでには至っていません。
- 日本労働組合総連合会が平成 26 年 5 月に公表した「第 2 回マタニティ・ハラスメントに関する意識調査」の結果では、働きながら妊娠した女性のうち、4 人に 1 人 (26.3%) がマタニティ・ハラスメントを経験しています (平成 25 年 5 月に実施の第 1 回調査では 25.6%)。また、経験者が受けたハラスメントは、「妊娠中や産休明けなどに心無い言葉を言われた」が 10.3% と最も多く、次いで「妊娠を相談できる職場文化がなかった」が 8.2% となっています (複数回答可で選択肢から選択)。
- 本県では、休暇の取得促進や残業時間の削減、育児や介護をしながら働き続けられる職場づくりなどに取り組む企業を「男女がいきいきと働いている企業」として認証・表彰するとともに、優れた取組事例をセミナーで紹介するなど、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進しています。
また、長時間労働の抑制や休暇の取得促進については、厚生労働省に「長時間労働削減推進本部」、都道府県労働局に「働き方改革推進本部」が設置され、労使団体等への協力要請が行われています。本県では、労働局や労使団体等と連携し、働き方改革に向けた共同宣言を行うことで機運醸成を図っています。

《課題》

- ① 夫婦が希望する数の子どもを産むことができる環境づくりや男性が育児に進んで取り組むことができる環境づくりを進めるために、男性の育児参画の必要性に関する普及啓発や人材の育成、企業等への働きかけが必要となっています。
- ② 自然体験を通して子育てに男性が関わることができるよう、自然との触れ合いの場、遊び場等の確保等の環境づくりが必要です。
- ③ マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの被害の実態に比べ、企業を対象とした防止啓発セミナー等への参加はまだまだ少なく、国による企業等に対する積極的な働きかけが必要です。
- ④ 本県では、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けて、中小企業等が行う意識醸成事業への助成などの啓発に取り組んでいるところですが、精神的な嫌がらせに関して事業主が講ずべき措置等を義務付ける規定に関連する法律に整備する必要があります。
- ⑤ 現状では、県内のマタニティ・ハラスメントの実態は労働局雇用均等室への男女雇用機会均等法に係る相談状況から類推するしかなく、パタニティ・ハラスメントの実態も同様に育児・介護休業法に係る相談状況から類推するしかないことから、国による全国的な実態調査の実施が必要です。
- ⑥ 本県では、「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度や働き方改革を推進するためのセミナー開催などの取組により、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は増加傾向にあります。規模が小さい企業ほど積極的な取組が少ない傾向にあることから、経営者の意識改革など中小企業への取組促進が必要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、環境生活部男女共同参画・NPO課、雇用経済部雇用対策課
 関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策強化交付金交付要綱、労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法)

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その5:支援を必要とする子どもを守る社会づくり①】

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

(厚生労働省)

14 児童虐待の防止

- (1) 児童虐待への相談体制の充実を図るため、児童相談所における弁護士や警察官OB等の人材活用を推進し、児童心理司などの専門職の配置基準を児童福祉司と同様に児童福祉法施行令に明確に定めるとともに、体制整備に係る財政措置の充実を図ること。
- (2) 児童相談の第一義的窓口となる市町村において、予算・人員の確保が困難な財政状況にあるため、市町村の児童相談体制の抜本的な強化に向けた財政措置を充実させること。
- (3) 児童虐待のリスクが高いと考えられる居所不明児童を解消するため、当該児童の情報を国で一括管理するシステム等を構築すること。

15 家庭的養護の推進

- (1) 要保護児童の里親委託を増やしていくため、養育里親制度や里親委託について正しい理解が増進されるよう、普及・啓発を行うとともに、施設入所児童の里親委託を促進するため、里親支援専門相談員の活動に対する支援の充実を図ること。
- (2) 職員配置基準は引き上げられたものの、家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件を緩和するため、さらなる小規模グループケア体制への職員加配等の充実を図ること。
- (3) ファミリーホームの設置促進と運営の安定化を図るため、措置費制度を現員払いから定員払いに変更すること。
- (4) 里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。(再掲)
- (5) 特別養子縁組成立前の監護期間中に育児休業が取得できるよう、育児休業法の改正を行うこと。

《現状》

- 児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、本県における平成25年度の件数は1,117件と過去最多を記録し、相談内容も複雑化、深刻化しています。このため、本県では、児童虐待による死亡等重篤な事案の発生を防ぐため、子どもの安全を最優先に行動できるよう、児童相談所に児童虐待通告があった際の初期対応および一時保護の判断を行うためのツール（リスクアセスメントツール）を平成25年度に開発し運用しています。また、平成26年度には、一時保護後、家庭復帰する場合の支援を導き出すツール（ニーズアセスメントツール）を開発し平成27年度から運用することとしています。
- 県内の市町においては、児童相談専任の職員配置が困難であり、家庭相談員等非正規職員がその役割を担っています。専任の正規職員が配置されている市町は29市町中8市町のみ（平成26年度）です。
このため、本県では、県内市町における児童相談体制の強化、人材育成のため、各市町の実情を詳細に把握し、必要な支援に取り組んでいます。
- 厚生労働省の「居住実態が把握できない児童」に関する調査において、県内各市町が近隣市町、要保護児童対策地域協議会構成機関等のほか、地域住民の協力を得るなどして所在確認を行いました。依然として居所不明児童が1人います。
- 里親委託にあたっては親権者または未成年後見人の同意が必要ですが、実親の先入観等から同意が得られないケースも多くあります。一方、国民の間には、里親についての誤解が見受けられます。

(平成 26 年 12 月 1 日現在 本県の里親委託児童数 79 人 うち養育里親委託児童数 44 人 (56%))

また、県内の児童養護施設 15 施設のうち、12 施設が里親支援専門相談員を配置しています。本県では、施設入所児童の里親委託を推進するため、平成 27 年度から、施設入所児童を里親委託につなげた施設が行う里親・子どもへの支援に対する活動費を補助しています。

- 児童の処遇向上と職員体制の強化を図るため、本県では平成 27 年度から、地域小規模児童養護施設および乳児院のユニットケアに対し、ユニットリーダーの配置および児童指導員等の加配への補助を行っています。
- 県内で運営されているファミリーホームは 3 か所ありますが、措置費が現員払いのため委託児童数の変動により運営が不安定です。
- 里親から放課後児童クラブの利用希望が増えてきていますが、利用料は里親に係る措置費の支弁対象となっておりません。
- 特別養子縁組は、成立前に 6 か月間の監護期間が必要ですが、監護期間中はいわゆる法律上の子でないことから、育児休業法に基づく育児休業が認められておらず、事業主が独自に制度を設ける必要があります。本県においては、県職員等を対象に平成 27 年 2 月から同監護期間において育児休業等に相当する独自の制度を運用しています。

《課題》

- ① 児童相談所の介入型支援や所長の権限拡大等に係る役割・機能を十分に果たすため、専門性を持った人材の確保・育成が必要です。
- ② 児童相談体制の強化に向けては、市町のより主体的な関わりが必須であり、そのため、市町の児童相談体制強化に向けた予算・人員等の充実が不可欠です。
- ③ 居所不明児童の調査については、県域を越えての調査も必要となることから、そうした親子・児童の情報が漏えいすることなく、所在が確認できるシステムの構築が必要です。
- ④ 里親委託を推進していくためには、養育里親への委託をより一層増やしていく必要があります。そのためには、里親制度や里子に対する正しい理解を国民全体に広めていく必要があります。本県においても里親制度の普及啓発に取り組んでいますが、誤解を解消し、正しい理解を増進するには国を挙げた取組が不可欠です。
また、施設入所児童の里親委託を促進するため、里親支援専門相談員の活動に対する支援の充実が必要です。
- ⑤ 平成 27 年度から職員配置基準が引き上げられたものの、施設職員の休暇や勤務ローテーション、緊急対応や研修の受講等を考慮すると、経験の浅い職員が一人で対応せざるを得ない時間帯が日常的に生じるなど、個別的な関わりを必要とする子どもの対応等に関して、1 ユニット 3 人程度の職員では必ずしも十分とは言えない状況にあり、職員体制のさらなる充実が必要です。
- ⑥ 家庭的養護を推進していくためには、ファミリーホームを増やしていく必要があります。運営の安定化に向け、措置費の定員払い化が求められています。
- ⑦ 共働きの里親登録者が増えており、児童の処遇向上および里親委託推進のため、放課後児童クラブの利用料を支弁対象とすることが必要です。
- ⑧ 家庭的な環境での子の養育を進めるため、また、特別養子縁組を希望する共働き夫婦の就業継続を支援するため、特別養子縁組成立前の監護期間について、育児休業法に基づく育児休業制度を導入する必要があります。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～【その5：支援を必要とする子どもを守る社会づくり②】

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

16 発達支援が必要な子どもへの対応

- (1) 発達障がいに関する診療ニーズが高まる中、発達障がい児に専門的に対応できる児童精神科医等の養成の拡大に向けて取り組むとともに、小児科医、精神科医による診療連携体制の整備に向けた支援の充実を図ること。
- (2) 発達障がい児等に対する早期支援を図るため、地域生活支援事業に、市町村における専門人材の育成（長期の研修派遣等）に係る支援制度をメニューに追加するなど、必要な予算措置を行うとともに、同事業の総額予算の十分な確保に努めること。

17 子どもの貧困対策

- (1) 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、国において地域の子どもの貧困実態が分かるような調査を実施するとともに、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への十分な財政措置を行うこと。
- (2) 子どもの貧困対策が推進されるよう、民間資金を活用した支援など、国民の幅広い理解と協力の下に推進されるよう取り組むこと。
- (3) ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付期間の延長と給付額の増額を行うとともに、児童扶養手当の2人目以降の子どもへの加算金額について増額すること。
- (4) ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。（再掲）

《現状》

- 児童精神科医療施設である県立小児心療センターあすなろ学園では、レジデントの受入など児童精神科医の養成に加え、市町の職員（保育士、保健師、教員）を1年間受け入れて研修を実施し、地域で発達障がい児等への支援の核となる専門人材の養成を支援するとともに、発達障がい児等に対する支援ツールである「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入等、全国に先駆けた取組を進めています。さらに、これらの取組の総合拠点となる「こども心身発達医療センター（仮称）」の整備を行っています。しかしながら、同学園の勤務医や連携できる医療機関の不足から増加する診療ニーズに対応しきれず、長期の診療待機患者が発生しています。
- 「子供の貧困対策に関する大綱」では、「地域における施策推進への支援」として、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策が策定されるよう、国は情報提供等の適切な支援や、地方自治体の取組の支援を行うこととされています。また、「官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開」に取り組むこととされています。
- 高等職業訓練促進給付金は、平成24年度以降の適用分について給付額が減少し、平成25年度からの適用分については、支給期間が2年に短縮されました。
また、平成26年に実施した三重県ひとり親家庭等実態調査では、母子世帯の就労収入は200万円未満の方が6割となるなど厳しい状況にありますが、児童扶養手当の第2子以降の加算額が少なく、十分ではありません（第2子5,000円、第3子以降3,000円）。

- ひとり親家庭の親は、子育てと仕事を一人で担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要です。このため、本県では、平成27年度から、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行っています。

《課題》

- ① 発達障がいに関する支援ニーズが高まる中、発達障がい児に専門的に対応できる児童精神科医等の養成の拡大とともに、小児科医、精神科医による診療支援体制の確立により対応していく必要があります。併せて、市町村において支援を行う専門人材の育成が急務となっていますが、長期の研修派遣を行う財政的な余裕がなく、また、国の制度にも支援メニューがない状況であることから、地域生活支援事業への市町村職員の長期研修に係る支援メニューの追加（派遣職員の旅費の支給や代替職員の賃金等）といった予算措置と事業費総額の拡大（支援ツールの導入等については支援メニューにあるものの現在の予算総額の中では取組が困難）が必要です。
- ② 本県では、子どもの貧困対策計画を策定中です。計画策定にあたり、国から生活保護世帯に属する高等学校等進学率の都道府県別状況等指標が順次示されているところですが、子どもの貧困の実態は見えにくく、わかりにくいいため、子どもの貧困率などのさらなる情報提供や今後の取組への支援が必要です。
- ③ ひとり親家庭の就業を支援するため、高等職業訓練促進給付金を増額するとともに、就学期間に見合った給付期間となるよう見直しが必要です。また、第2子以降の児童扶養手当の加算額を増額し、ひとり親世帯の収入の増加を図る必要があります。
- ④ ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるよう、放課後児童クラブの利用に係る経済的負担を軽減するため、利用料への補助が必要です。また、ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料を補助する市町村に対する補助制度の創設が必要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課、発達支援体制推進PT、教育委員会事務局生徒指導課
関係法令等 子どもの貧困対策の推進に関する法律、児童福祉法、児童福祉法施行令

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～①

(内閣府、厚生労働省)

「地方目線」の少子化対策 ～希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン～

めざすべき社会像 結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重
 家族形成は当事者の判断が最優先されるという原則に立ったうえで、おおむね10年後を目標に、現在1.49である合計特殊出生率を、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準(希望出生率:1.8台)に引き上げる

みえ 出逢いたい 産みたい 育てたい スマイル

- 5つの原則
- (1)子どもの最善の利益を尊重する
 - (2)「家族」形成は当事者の判断が最優先される
 - (3)人や企業、地域社会の意識を変える
 - (4)「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する
 - (5)子どもの育ち、子育てを地域社会で支える

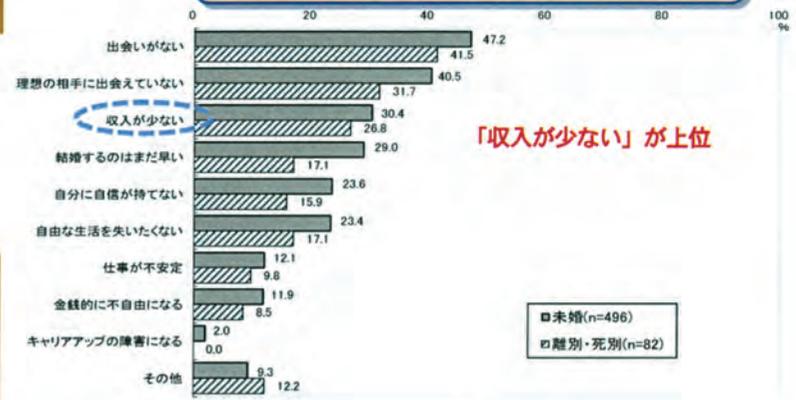
実現に向け、取組を加速化!

県の少子化対策関連予算

26年度(少子化対策元年) 政策的経費88.2%増!
 27年度(少子化対策Ver2) 総額をさらに3.4%増!



結婚していない理由 (第3回みえ県民意識調査)



「収入が少ない」が上位

若者と企業のミスマッチ防止取組必要

- 【本県の取組状況】
- ・ジョブカフェ(おしごと広場みえ)の機能強化
 - ・相談体制やセミナーの充実
 - ・若者と企業の相互理解のため、インターンシップの強化



・大学卒業後、31.4%の若者が3年以内に離職

ライフステージごとに「切れ目のない」少子化対策を講じるための安定した財源の確保

- 【提言・提案項目】
- (1)「地方目線」「当事者目線」で、地方がその地域の実情に応じたきめ細かな少子化対策が**継続的に実施できる**よう、地域少子化対策強化交付金を**恒久化・拡充**するとともにさらなる**弾力的な運用**を行うこと。
 - (2)出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、**これまでの延長線上にはない規模**の少子化対策を講じるための**財源を確保**すること。
 - (3)結婚に関する希望を実現できるよう、特に地方でニーズの高い婚活イベントなど自治体や民間団体等が行う**多様な出逢いの場の構築等への財政的支援**を行うこと。

出逢いの支援

- 【提言・提案項目】
- (1)出逢いを支援する**コーディネーターやサポーター等の全国展開に向けた認定制度や、結婚支援に積極的な企業や団体等の顕彰制度などを創設**すること。
 - (2)結婚や家族を形成することについて、前向きな機運を醸成するため、メディアを活用した**ポジティブキャンペーン**を行うこと。

若者の雇用対策

- 【提言・提案項目】
- (1)若年者のための**ワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)**を充実するため、**若年者地域連携事業の予算増額**を図ること。
 - (2)地元企業の魅力体験を通じた、就職時のミスマッチ防止のために**地方自治体**が実施する**大学生等のインターンシップに関する取組**に対し、**財政的な支援制度を創設**するとともに、**「トライアル雇用奨励金」の予算増額**を図ること。
- 【健康福祉部・雇用経済部】

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～②

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

ライフプラン教育の推進

【提言・提案項目】
晩婚化・晩産化が進む中、子育ての希望がかなうよう、家庭生活や家族の大切さ、性や妊娠・出産に関する正しい医学的知識等の習得のため、**小中高の児童・生徒、大学生や企業の若手職員等を対象としたライフプラン教育・キャリア教育を全国的に進めること。**

平成27年度思春期ライフプラン教育事業

各年代の発達課題に合わせ、正しい性や妊娠・出産の知識を男女ともに持てるよう支援する。

未来のババママ啓発事業
各市町の成人式または婚姻届提出時に性や妊娠・出産、妊娠適齢期が記載されたパンフレットを配付



赤ちゃんふれあい体験事業
命の大切さ、家族感の醸成

ライフプラン教育
命の大切さ、家族感の醸成、妊娠の適齢期、望まない妊娠、性感染症の予防

ライフプラン教育アドバイザー派遣事業
企業等の若手職員等対象

命の教育セミナー
命の大切さ、家族感の醸成、妊娠の適齢期、望まない妊娠、性感染症の予防

大学生を対象としたライフプラン教育
目的：就職目前の世代に働き方、キャリア形成に加え、健康管理、性や妊娠・出産の知識(妊娠適齢期)の提供 * 27年度新 県内最大9大学予定、男女共同参画NPO課と協働、5月頃～順次大学にPR予定

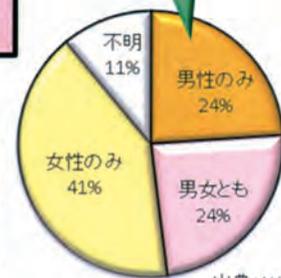
不妊に悩む家族への支援

【提言・提案項目】

- 特定不妊治療や人工授精に対する医療保険適用等**経済的支援の拡充**を図るとともに、**不育症に対する公的助成制度を創設**すること。
- 男性不妊についての知識の普及と啓発**に取り組むとともに、男性不妊治療に対する**経済的支援の拡充**を図ること。
- 医療機関における相談支援の充実を図るため、**不妊症看護認定看護師資格の取得について支援**すること。
- 仕事をしながら不妊治療が受けられるよう**、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、**治療に関する正しい知識の普及**を通じて周囲の理解を促し、**企業における休暇制度の導入**を働きかけること。

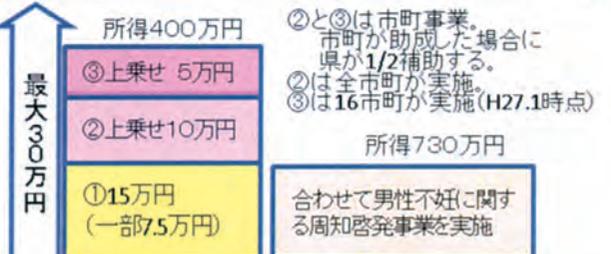
都道府県初!

不妊の原因の半数は男性にもある!



平成26年度から男性不妊治療費助成事業を開始

- 特定不妊治療費助成金の上限額は1回最大15万円
- 夫婦合算所得400万円未満の夫婦は1回最大10万円上乗せ
- 男性不妊治療を含む場合はさらに1回最大5万円上乗せ(新規)



平成27年度からは一般不妊治療費助成事業(対象:人工授精)を開始 ※市町事業

保険適用外部分をフルパッケージで支援

- 〇広く知られていないため、妻に原因がないと分かって初めて夫の検査・治療を行うことが多く、経済的、精神的な負担となる。
- 〇男性不妊治療を伴う不妊治療には特に高額な治療費がかかる。

切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

【提言・提案項目】

市町村において、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するために、**都道府県が市町村に対して行う情報提供や助言等の取組に対して財政的な支援を行うこと。**

出産・育児まるっとサポートみえ(三重県版ネウボラ)



県庁の母子保健体制構築アドバイザーによる支援
4つの視点 (①継続的な支援、②ワンストップの支援、③予防的支援、④家族支援)

【健康福祉部・環境生活部・教育委員会事務局】

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～③

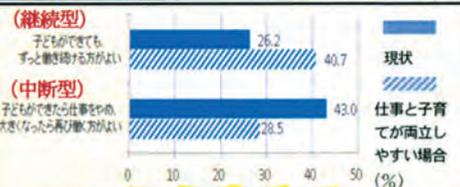
(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

子育て期女性の就労に関する支援

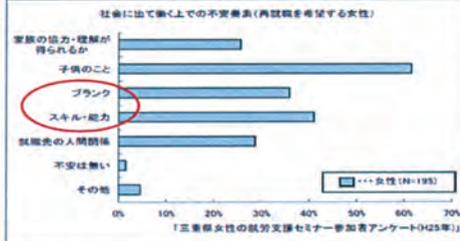
【提言・提案項目】

- 女性が希望に応じて働き続けることができる職場環境の整備に向けて、国においても**育児休業制度および両立支援助成金制度等の充実と活用**の徹底を図ること。
- 女子学生の生涯を通じた就労継続に向けた意識醸成のため、高等教育機関における女子学生を対象としたライフプラン・キャリア教育および就職支援を進めること。
- 高等教育機関が、産学官連携により、**卒業生に対する再就職・復職**に向けた相談支援や、**地域の女性に対する再就職時の学び直し**などのキャリアアップ・スキルアップ支援、**地域企業との人材マッチング**など、**地域人材の生涯にわたる一体的な支援を実施できるよう、財政的な支援制度を創設**するとともに、**国においても取組の推進**を図ること。

職場環境による就労意識の変化 (第3回みえ県民意識調査)



仕事と子育てが両立しやすい環境では、継続型が中断型を逆転



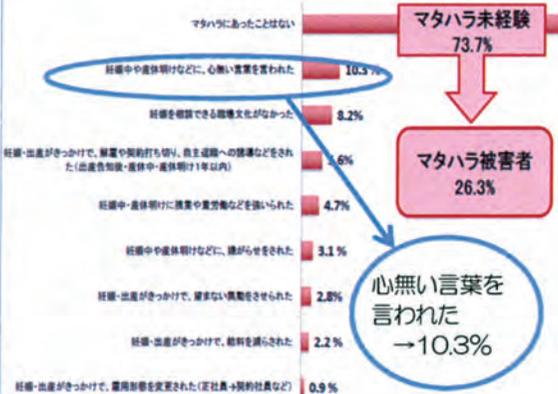
幼児教育・保育の充実

【提言・提案項目】

- 幼児教育の無償化**に引き続き取り組むとともに、**幼稚園、保育所および認定こども園**について、同時入所等の制限をせずに**第2子、第3子の保育料を無料化または軽減**を図るなど、**多子世帯を応援する取組を推進**すること。
- 質の高い就学前教育を提供**するためには従事者に対する資質の向上が不可欠であり、教育公務員特例法で初任者研修や10年経験者研修が定められている**幼稚園教諭や認定こども園の保育教諭(3～5歳児担当)**と同様に、**保育士にも必要な研修を受講**させること。

企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援

Q.あなた自身職場で「マタハラ」の経験はありましたか？また、それはどのような「マタハラ」でしたか。選択肢からお選びください。(複数回答可、妊婦経験者のみ回答 n=319)



心無い言葉を言われた → 10.3%

昨年の25.6%と比較して大きな変化はなかった

出典:「第2回マタニティ・ハラスメントに関する意識調査」(平成25年5月、日本労働組合総連合会)

男性の育児参画の推進

【提言・提案項目】

- 男性の育児参画に関する啓発活動**を実施するとともに、子育てに男性が積極的に関わることができる**環境づくりが進むよう、企業等に対する働きかけを強める**こと。

ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ

イクボス宣言



【本県の取組】

- ※親目線の家事・育児分担である「イクメン」だけでなく、子どもの成長を重視して育児に関わる男性を「育児男子」と位置付け、さまざまな取組を推進しています。
- ・「ファザーリング全国フォーラム in みえ」
- ・「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」
- ・「企業子宝率調査」
- ・ワーキングパパと知事との育児男子トーク
- ・「みえの育児男子アドバイザー」養成 など

【健康福祉部・環境生活部・雇用経済部・教育委員会事務局】

3 希望がかなう少子化対策～将来世代を応援～④

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

子どもの貧困対策

【提言・提案項目】

- (1) 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、国は**地域の子どもの貧困実態が分かるような調査を実施**するとともに、地域の实情に応じて**地方自治体が行う施策への十分な財政措置**を行うこと。
- (2) 子どもの貧困対策が国を挙げて推進されるよう、**民間資金を活用した支援など、国民の幅広い理解と協力の下に推進されるよう**取り組むこと。

【本県の取組（予定を含む）】

- ・子どもの貧困の実態を明らかにするための聴取調査の実施
- ・「三重県子どもの貧困対策計画（仮称）」の策定
- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助

公立小中学校における要保護児童および準要保護児童に係る就学援助率（平成24年度）

全国	三重県
15.64%	11.29%

家庭的養護の推進

【提言・提案項目】

- (1) 要保護児童の里親委託を増やしていくため、養育里親制度や里親委託について正しい理解が増進されるよう、**国を挙げた普及・啓発**を行うとともに、施設入所児童の里親委託を促進するため、**里親支援専門相談員の活動に対する支援の充実**を図ること。
- (2) 職員配置基準は引き上げられたものの、家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件を緩和するため、**さらなる小規模グループケア体制への職員加配等の充実**を図ること。

【本県の取組】

- ・施設入所児童の里親委託につなげた施設への補助
- ・地域小規模児童養護施設や乳児院のユニットケアにおけるユニットリーダーの配置や児童指導員等の加配への補助

児童虐待の防止

【提言・提案項目】

- (1) 児童虐待への相談体制の充実を図るため、児童相談所における**弁護士や警察官OB等の人材活用を推進し、児童心理司などの専門職の配置基準**を児童福祉司と同様に**児童福祉法施行令に明確に定めるとともに、体制整備に係る財政措置の充実**を図ること。
- (2) 児童相談の第一義的窓口となる市町村において、予算・人員の確保が困難な財政状況にあるため、**市町村の児童相談体制の抜本的な強化に向けた財政措置を充実**させること。

本県における養護の形態別要保護児童数

養護の形態	本体施設	グループホーム	里親・ファミリーホーム
平成26年12月現在	411人(76.1%)	42人(7.8%)	87人(16.1%)
平成31年度末(5年後)	326人(60.4%)	98人(18.1%)	116人(21.5%)
平成36年度末(10年後)	250人(46.3%)	142人(26.3%)	148人(27.4%)
平成41年度末(15年後)	194人(35.9%)	166人(30.7%)	180人(33.3%)

【健康福祉部・教育委員会事務局】

三重県版アセスメントツール

【本県の取組】

- ・アセスメントツールの開発
- ・市町との定期協議
- ・市町へのアドバイザー等の派遣
- ・市町職員を対象とした研修の実施



リスクアセスメントツール

児童虐待通告があった際の初期対応および一時保護の判断を行うためのツール

ニーズアセスメントツール

一時保護後、家庭復帰する場合の支援を導き出すツール

アセスメントツールとは
ガイドラインとアセスメントシートから構成

ガイドライン



シート



4 津波や高潮被害に備えるための海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進

(内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯では、南海トラフ地震による津波や強大な台風に伴う高潮により、長期間にわたり広範囲に浸水し、県境を越える多数の避難者の発生が想定されていることから、周辺受入市町と一体となった広域避難体制を構築するための広域避難施設の整備や広域避難訓練の実施などに対する新たな財政支援措置を講じること。

《現状》

- 海拔ゼロメートル地帯は、強震動による液状化や堤防の沈降等による浸水の発生により、長期間にわたり浸水が継続するという特殊事情を抱えています。本県が実施した南海トラフ地震に係る被害想定調査では、広大なゼロメートル地帯を抱える桑名市と木曾岬町において、理論上最大の震源モデル(L2)を用いた想定で約8万人、過去最大の震源モデル(L1)を用いた想定で約5万8千人の避難者が発災1か月後でも残っているという想定結果となっています。また、同じゼロメートル地帯を抱える愛知県や岐阜県でも同様の被害が想定されます。
- 昭和34年の伊勢湾台風により、桑名市や木曾岬町では大雨と高潮による堤防決壊で広範囲にわたる浸水被害が発生し、800人を超える方が亡くなりました。その後、河川・海岸堤防の整備が進みましたが、近年の温暖化の影響等により、想定を超える巨大台風が日本近海でも発生しており、この地域に伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来すると、再び甚大な被害を被り、南海トラフ地震と同様、長期にわたる多数の避難者が発生することが懸念されます。

《課題》

- ① 海拔ゼロメートル地帯では、津波や高潮に見舞われると、広範囲にわたり浸水し、その状態が長期間継続することから、当該市町内の避難所等では収容しきれない避難者が多数発生することが想定され、これら避難者を同地帯の排水等の応急復旧が完了するまでの間、周辺市町で受け入れてもらうための広域避難体制の構築が必要となります。
- ② 県境を越える多数の避難者を迅速に浸水地域から避難させるためには、効率的な広域避難体制の構築が不可欠ことから、現在、東海三県一市からなる防災対策連絡会議とも連携しながら、本県と関係市町が設置した「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」において、当該地域における津波および高潮からの広域避難計画の策定に向けた検討を進めているところであり、今後策定する計画の実効性を担保し、実用に耐えうるものとするためには、既存施設の改修を含む大規模広域避難施設の整備や、津波、高潮の両方を想定した相当規模の広域避難訓練の実施による計画の検証などが必要となるため、これら広域避難体制を構築するための財政支援措置の創設が必要です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

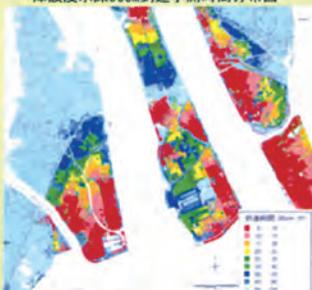
関係法令等 南海トラフ地震対策特別措置法、大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法

4 津波や高潮被害に備えるための海拔ゼロメートル地帯における広域避難対策の推進 (内閣府)

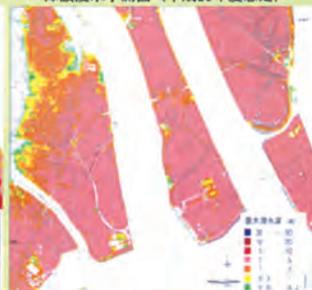
県北部海拔ゼロメートル地帯の現状

海拔ゼロメートル地帯は、強震動による液状化現象が起きやすく、堤防の沈降等による浸水の発生により、長期間にわたり浸水が継続するという特殊事情を抱えており、三重県が実施した南海トラフ地震に係る被害想定調査では、**広大なゼロメートル地帯を抱える県北部の桑名市と木曾岬町において、発災1か月後でも約6~8万人の避難者が生じたまま**という想定結果となっている。また、同じゼロメートル地帯を抱える愛知県や岐阜県においても同様の被害が想定される。

津波浸水深30cm到達予測時間分布図



津波浸水予測図 (平成25年度想定)



南海トラフ地震による想定避難者数(1ヶ月後)

市町名	理論上最大クラス(L2)		過去最大クラス(L1)	
	避難者総数	避難所への避難者	避難者総数	避難所への避難者
桑名市	約74,000	約22,000	約52,000	約16,000
木曾岬町	約6,600	約2,000	約6,400	約1,900
合計	約80,600	約24,000	約58,400	約17,900

南海トラフ地震による被害想定

昭和34年9月に紀伊半島に上陸した猛烈で超大型の伊勢湾台風により、**海拔ゼロメートル地帯に位置する桑名市、木曾岬町では大雨と高潮による堤防決壊で広範囲にわたる浸水被害が発生し、この地帯だけで800人を超える方が亡くなった**。近年では地球温暖化の影響等により、伊勢湾台風を超える規模の暴風や高潮を伴う台風が日本近海でも発生しており、このような規模の台風が襲来すると、**再び甚大な被害が発生することが懸念される**。



伊勢湾台風による建物・人的被害の状況

市町名	全壊棟数	死者数
桑名市	519	560
木曾岬町	95	314
合計	614	874

(出典：伊勢湾台風災害史(三重県))

伊勢湾台風(昭和34年)による被害

課題

- ① 海拔ゼロメートル地帯では、津波や高潮に見舞われると、広範囲にわたり浸水し、その状態が長期間継続することから、当該市町内の避難所等では収容しきれない避難者が多数発生することが想定され、これら避難者を市町外で受け入れてもらうための広域避難体制の構築が必要。
- ② 県境を越える多数の避難者を浸水地域から避難させるためには、効率的な広域避難体制の構築が不可欠なため、現在、県と関係市町が設置した協議会で、隣県・市とも連携しながら、当該地域の広域避難計画の策定に向けた検討を進めているが、計画の実効性を担保し、実用に耐えるものとするためには、大規模広域避難施設の整備や、津波、高潮の両方を想定した相当規模の広域避難訓練の実施による計画の検証などが必要となることから、これら広域避難体制を構築するための財政支援措置の創設が必要。

必要な支援措置の例



東日本大震災時の避難所の様子(宮城県気仙沼市) 内閣府HPより

- 広域避難施設の整備に係る支援
- ・既存施設の改修も含む広域避難施設の整備
 - ・自家用車・バス等による集結を想定した駐車場の整備等



- 広域避難訓練の実施に係る支援
- ・避難者の移送に要するバス等の借り上げ
 - ・住民に訓練参加を呼び掛ける広報等

提言

木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯では、南海トラフ地震による津波や強大な台風に伴う高潮により、長期間にわたり広範囲に浸水し、県境を越える多数の避難者の発生が想定されていることから、周辺受入市町と一体となった広域避難体制を構築するための広域避難施設の整備や広域避難訓練の実施などに対する新たな財政支援措置を講じること。

【防災対策部】

5 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(総務省、財務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を引き続き確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。

《現状》

- 平成 27 年度の地方財政対策においては、地方税が増収となる中で、地方交付税の減少を 0.1 兆円減と最小限にとどめ、地方の一般財源総額を 61.5 兆円とし、前年度を大幅に上回る額が確保されました。また、新設された「まち・ひと・しごと創生事業費」には、歳出特別枠等の既存財源に新規財源 0.5 兆円を加えた、1.0 兆円が計上されました。
- 現在、地方においては、地域経済の活性化や雇用機会の創出、さらには、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策や子育て支援施策の充実、高齢者医療の確保などの財政需要が増加する一方で、地方税収はリーマンショック前の水準まで完全に回復していません。
- 昨年末に閣議決定された「平成 27 年度予算編成の基本方針」には、「財政健全化の旗を降ろすことなく、国と地方を合わせた基礎的財政収支を 2020 年度（平成 32 年度）までに黒字化するという目標を堅持する」、「経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、2020 年度（平成 32 年度）の黒字化目標の達成に向けた具体的な計画を平成 27 年の夏までに策定する」とされています。
- 地方交付税については、長年の懸案である法定率の見直しが一歩進められましたが、引き続き、地方交付税の原資について法定率分だけでは賅うことができない多額の財源不足が生じており、臨時財政対策債の発行等による財政措置により財源を賅っています。

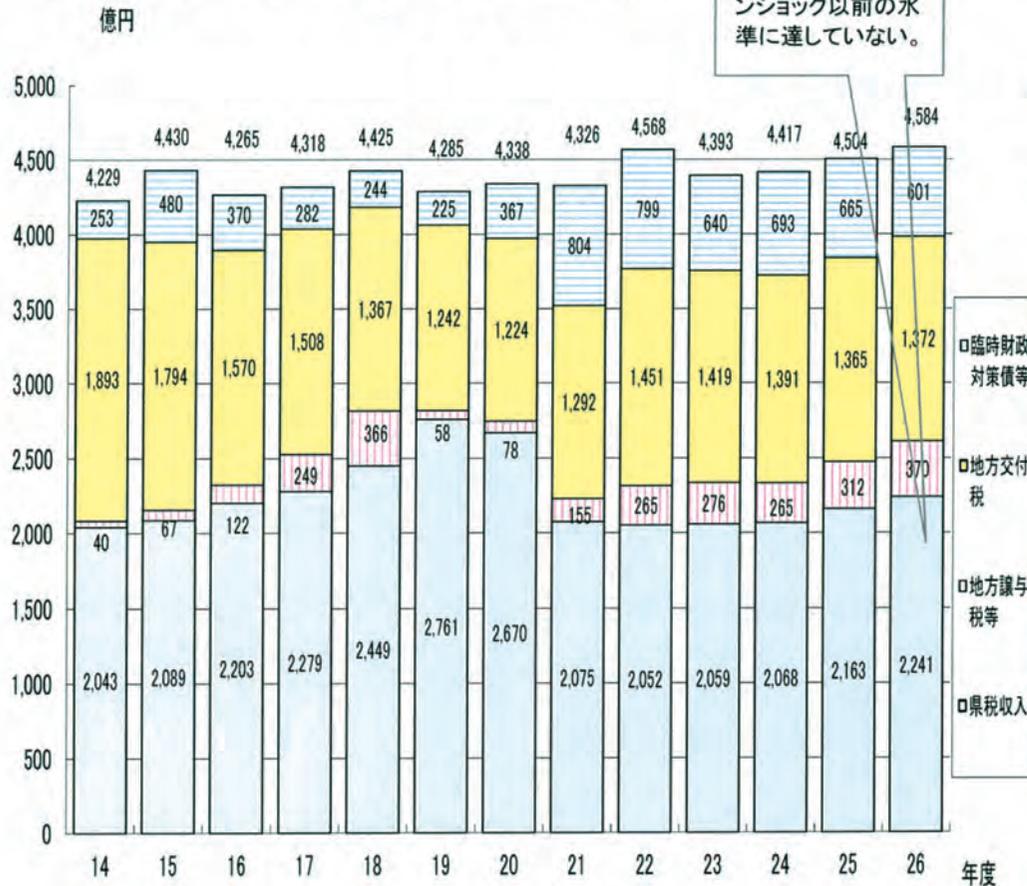
《課題》

- ① 地方の景気はリーマンショックから回復してきているとはいえ、未だ十分ではなく、国・地方の経済対策の効果を地域の隅々まで行き渡らせることが重要です。また、地方における安定的な行財政運営に支障が生じないよう、さらには人口減少克服・地方創生のための施策を拡充・強化し、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、引き続き地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。
- ② 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを更に進め、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすことが必要です。

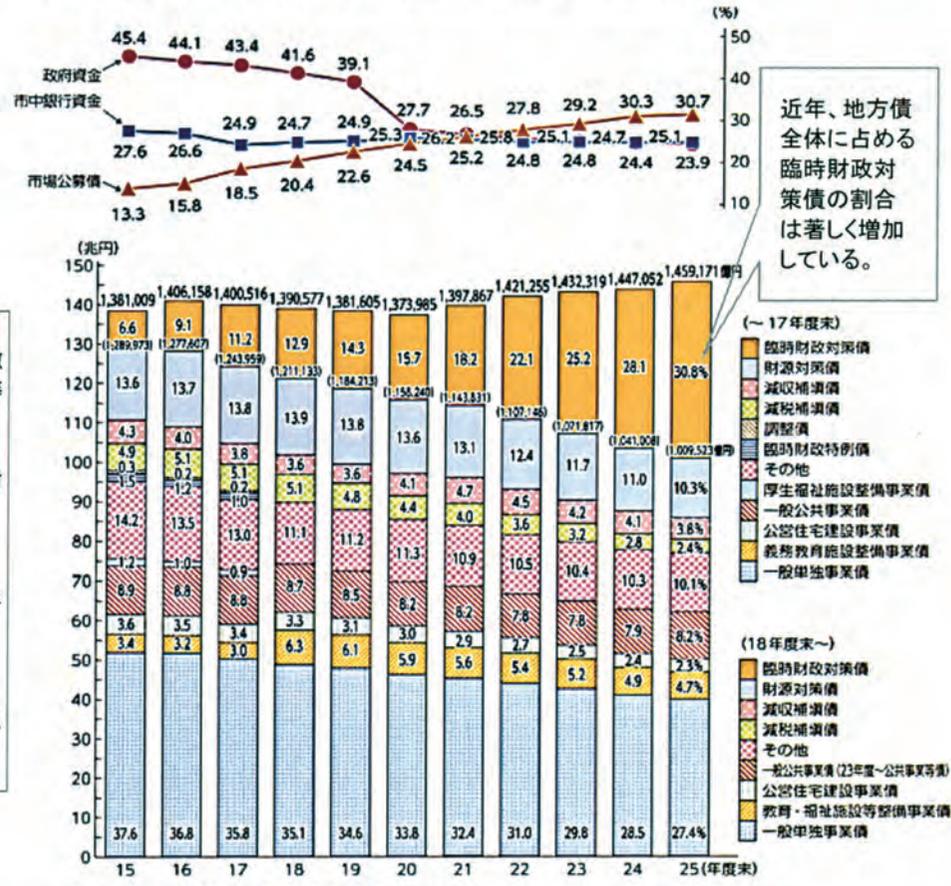
県担当課名 総務部財政課
関係法令等 地方交付税法

5 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実 (総務省、財務省)

本県の地方一般財源収入の推移(普通会計決算)



地方債現在高に占める臨時財政対策債の割合の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。
 2 政府資金は、平成20～25年度は財政融資資金である。
 3 財源対策債は、一般公共事業債又は公共事業債に係る財源対策債等及び他の事業債に係る財源対策債の合計である。
 4 地方債現在高には減収一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額相当分は含まれていない(第23図、第24図において同じ)。
 5 ()内の数字は、地方債現在高から臨時財政対策債を除いた額である。
 (出典)平成27年版地方財政白書

【提言・提案項目】

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を引き続き確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。

【総務部】

6 退職手当債の延長

(総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債の特例措置については、その終了により急激な財政状況の悪化をもたらさないよう、平成 28 年度以降も一定期間延長すること。

《現状》

- 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成 18 年 3 月 31 日改正）により、今後の大量退職に備えるため、平成 18 年度から平成 27 年度までの措置として、対象範囲を拡大した退職手当債の制度が設けられています。
- 団塊の世代の退職等の影響により、本県の退職手当額については、平成 19 年度以降、毎年 200 億円を超える高い水準で推移しており、資金手当である退職手当債に安易に頼らぬよう適切に行財政改革を推進したうえで、退職手当債を活用してきました。

《課題》

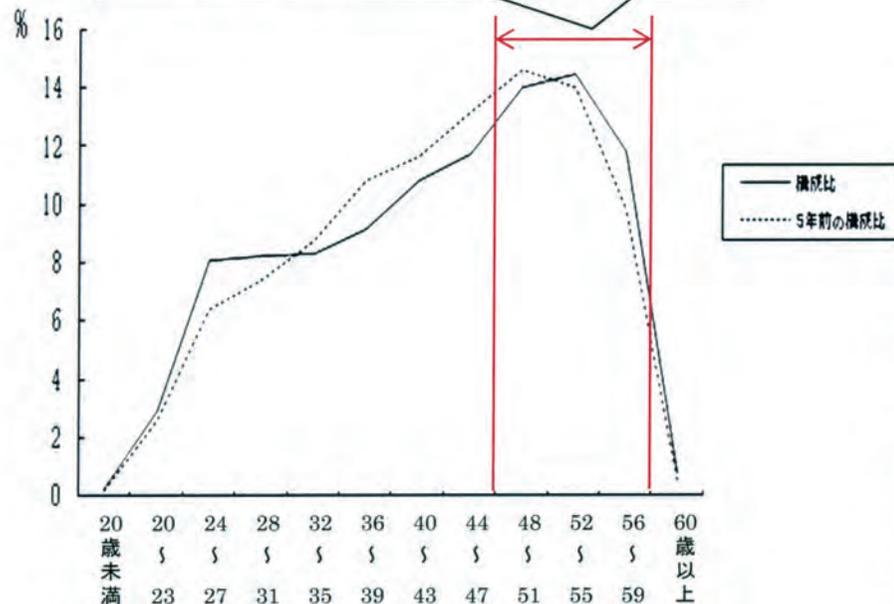
本県においては未だ大量退職者のピークを迎えておらず、ピークとなる平成 30 年度頃まで退職手当額が増え続け、その後もしばらくは高水準で推移することとなり、臨時的な財政需要が継続する見込みです。そのため、退職手当債の終了は本県の財政状況に相当大きな影響を与えるものとなります。

6 退職手当債の延長

(総務省)

三重県の年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)

年齢別職員構成上、52歳～55歳がピークであり、今後、平成35年前後まで、高い水準で退職者が推移する見込み。



区分	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳
職員数	2,076 人	2,468 人	2,672 人	3,058 人	3,295 人	2,696 人

今後の退職手当額の推移(一般会計ベース)

近年、退職手当については、ほぼ毎年200億円を超えており、今後も同程度の高い水準で推移する見込み。

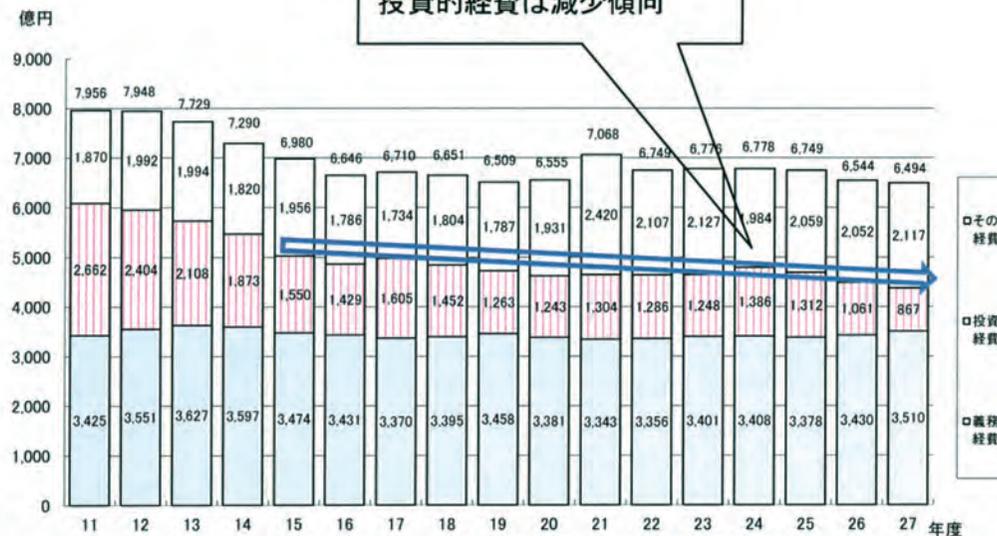
(単位:億円)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
額	207	193	222	212	215	220

(注) H25は決算額、H26は最終予算額、H27は当初予算額、H28以降は試算額。

本県の歳出の推移(普通会計)

投資的経費は減少傾向



(注) 決算額(平成26年度は最終予算額、平成27年度は当初予算額)

【提言・提案項目】定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債の特例措置については、その終了により急激な財政状況の悪化をもたらさないよう、平成28年度以降も一定期間延長すること。

【総務部】

7 医師の確保および看護職員の教育の充実に向けた取組

(文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

医師および看護職員の確保等に向けた取組は、都道府県レベルの取組だけでは困難であることから、全国レベルで統一された仕組みの構築を進める必要があります。

1 医師の不足・偏在を解消するための制度改革

- (1) 新たな専門医資格の取得に際し、医師不足地域の医療機関における研修を盛り込むよう、日本専門医機構および関係学会に働きかけること。
- (2) 卒後まもない初期研修医の育成を支援する臨床研修費等補助金について、予算額を確保すること。
- (3) 子育て中の医師等が就業を継続し、復職しやすい環境づくりを促進するための医療機関の取組に対する評価を、(公財)日本医療機能評価機構が行う病院機能評価や診療報酬へ反映すること。

2 看護職員の教育の充実

- (1) 高齢化などにより医療をとりまく状況が大きく変わりつつある中、看護職員(保健師、助産師、看護師)の効率的・効果的な育成のあり方について国として統一的な見解を示すこと。
- (2) 保健師助産師看護師学校養成所の指導・監督等に係る事務・権限の国から都道府県への移譲において、充実した財政的支援を行うこと。

《現状》

- 専門医制度については、現在、各領域の学会が独自基準で専門医を認定していますが、専門医の質の担保、医師の地域・診療科偏在等、多くの課題を抱え、日本専門医機構において新たな専門医制度の専門研修プログラムの整備基準の作成が進められています。
- 本県では、今後、修学資金貸与医師等が県内で勤務を開始し、段階的に増加する見込みであり、地域医療支援センターにおいて、これら若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに取り組んでいます。
- 平成16年度からの医師臨床研修の必修化をふまえ、医師としての基盤形成の時期に基礎的能力を養うため、全国で初期研修を実施しています。また、本県においても初期研修のマッチング者数が増加し、研修医の教育費用も増加傾向にあります。
※本県における初期研修医マッチング率・数(自治医科大卒除く)
:平成26年度80.2% 101人(定員126人) → 平成27年度76.5% 114人(定員149人)
- 現在、全国の医師数(50歳未満の病院勤務医師数)における女性医師の割合は約25%です。本県内においても約20%であり、子育て世代の女性医師の比率が増加することが予想されます。
- 本県では、女性医師をはじめとする子育て中の勤務医師が就業を継続し、復職しやすい環境づくりのための医療機関における先進的な取組に対する支援を行うとともに、院内保育施設の整備等の女性が働きやすい勤務環境改善の取組を促すため、県による公的な認証制度(女性が働きやすい医療機関認証制度)を実施することとしています。

- 本県の人口 10 万人あたりの看護職員数は、准看護師を除きすべて全国平均を下回っており看護職員の不足が深刻な状況です。このような中、平成 26 年度に看護職員確保対策検討会を設置し、本県の看護職員確保対策について具体的な検討を進めています。
- 看護職員の確保・定着を進めるため、本県では、病院内保育所運営支援や潜在看護職員の復職支援など総合的な人材確保や資質向上対策に取り組んでいます。
- 高齢化の進展、医療技術の高度化、医師不足等により、看護職員それぞれに求められる役割はより高度になっています。このような中、一部の看護系大学においては、学士課程で看護師に加えて保健師の教育が必修とされています。幅広い専門知識が得られ、看護師と保健師の資格を同時に取得できるという利点がありますが、最低限の単位の取得にとどまり必要な知識・技術が十分に身に付いていない可能性があり、卒業時の看護の実践能力に格差が生じています。また保健師として従事する者が少ないという現実があることから、必ずしも効率的・効果的な看護職員の養成カリキュラムとはなっていません。
- 地方分権第 4 次一括法による国からの権限移譲により、平成 27 年度から保健師助産師看護師学校養成所の指導・監督等にかかる事務・権限が都道府県の所管となり、専門的見地から指導監督を行う人材の派遣や職員の配置等、その体制の構築が求められています。

《課題》

- ① 医師の地域偏在や診療科偏在を解消するためには、都道府県レベルの取組だけでは困難であることから、全国レベルで統一された仕組みの構築に向け、新たな専門医制度において、地域や診療科ごとの医師の定員設定や、専門研修プログラムの中に一定期間地域医療へ従事する研修を含めた整備基準の作成を、日本専門医機構および関係学会に働きかける必要があります。また、初期研修医マッチング者数が増加する中、初期研修医に係る教育費用も増加しており、臨床研修費等補助金の安定的な予算の確保が望まれます。
- ② 医師不足の状況下において、医療機関における子育て中の医師等の勤務環境の整備をよりいっそう促進するためには、短時間正規雇用等の多様な勤務形態の導入や、管理職への女性医師の登用等の環境づくりを評価するなどの仕組みが必要です。
- ③ 限られた医療資源の効率的、効果的な配分の観点から、質の高い教育体制を整備し、ひいては看護職員が確保できるよう、現行のカリキュラムの現状・課題を分析の上、看護教育制度に適切に反映していく必要があります。
- ④ 質の高い看護職員を養成するためには、保健師助産師看護師学校養成所に対して指導・監督等をきめ細かく行っていく必要があります。円滑な権限移譲のためには専門家の派遣や都道府県における専門的人材の確保に対する支援などが必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、保健師助産師看護師法 保健師助産師看護師学校養成所指定規則

7 医師の確保および看護職員の教育の充実に向けた取組

(文部科学省、厚生労働省)

医師の不足・偏在を解消するための制度改革

【提言・提案項目】

- 1 新たな専門医資格の取得に際し、医師不足地域にある医療機関における研修を盛り込むよう、日本専門医機構及び関係学会に働きかけること。
- 2 卒後まもない初期研修医の育成を支援する臨床研修費等補助金について、予算額を確保すること。
- 3 子育て中の医師等が就業を継続し、復職しやすい環境づくりを促進するための医療機関の取組に対する評価を、(公財)日本医療機能評価機構が行う病院機能評価や診療報酬へ反映すること。

現状

三重県修学資金貸与者の勤務開始時期と人数 (H21-H33推計)

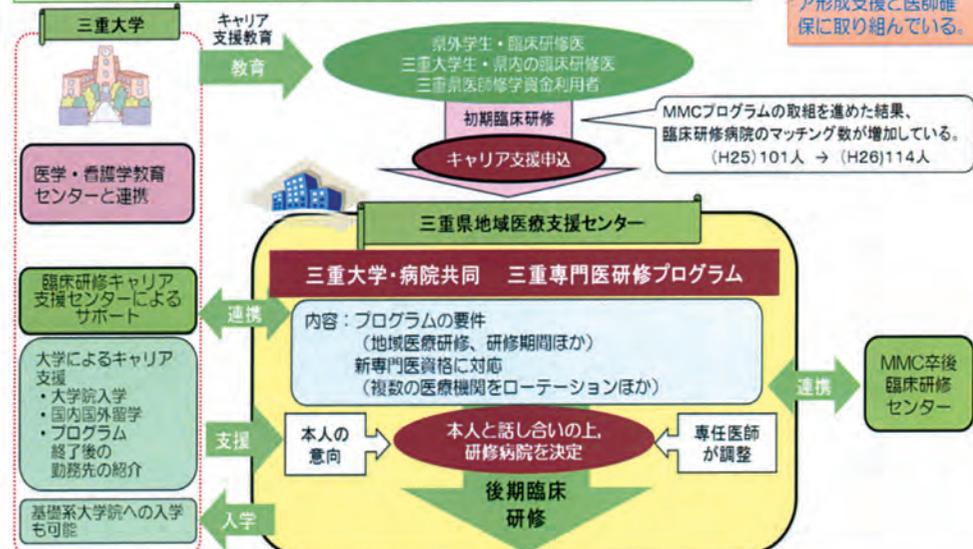


三重県地域医療支援センターのキャリア支援

【地域の課題】

- 人口10万人あたりの医師数(平成24年末)が全国平均(226.5人)より低く、37位(197.3人)となっている。
- 伊賀、東紀州地域の病院の医師数が少なく、産科や小児科の医師数が少ないといった地域及び診療科目の偏在がある。

三重県地域医療支援センター、三重大学、MMC卒業臨床研修センターが連携して、若手医師の県内定着を図るため、キャリア形成支援と医師確保に取り組んでいる。



若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保の一体的な取組を実施

新たな専門医制度において、医師不足地域にも配慮された仕組みの構築が必要

【健康福祉部】

7 医師の確保および看護職員の教育の充実に向けた取組

(文部科学省、厚生労働省)

看護職員の教育の充実

【提言・提案項目】

- 1 高齢化などにより医療をとりまく状況が大きく変わりつつある中、看護職員（保健師、助産師、看護師）の効率的・効果的な育成のあり方について国として統一的な見解を示すこと。
- 2 保健師助産師看護師学校養成所の指導・監督等に係る事務・権限の国から都道府県への移譲において、充実した財政的支援を行うこと。

【本県の取組】

○看護学生の確保、養成に向け、看護学生に対する修学資金貸与事業や養成施設の専任教員養成、実習指導者研修、実習施設確保などの各種運営支援を行っています。また、病院内保育所運営支援の充実や医療機関による勤務環境改善の取組を支援しています。

○質の高い看護職員の養成と県内の看護職員供給体制、確保対策を総合的に検討することを目的として、平成 26 年度に看護職員確保対策検討会を設置し、具体的な検討を進めています。

【現状】

- 人口 10 万人あたり保健師数（都道府県順位）
全国平均 37.1 人 三重県 34.1 人（第 38 位）
- 人口 10 万人あたり看護師数（都道府県順位）
全国平均 796.6 人 三重県 766.0 人（第 35 位）
- 人口 10 万人あたり助産師数（都道府県順位）
全国平均 25.0 人 三重県 19.5 人（第 45 位）

国内の看護系大学における看護基礎教育課程

保健師・看護師教育課程



保健師教育課程を含め、看護系大学では教育課程が統一されていない

全国の保健師教育課程のある看護系大学の 8 割以上が選択制を導入している（H24 年 2 月時点）

統合カリキュラム

4 年間で全員が保健師・看護師

選択制

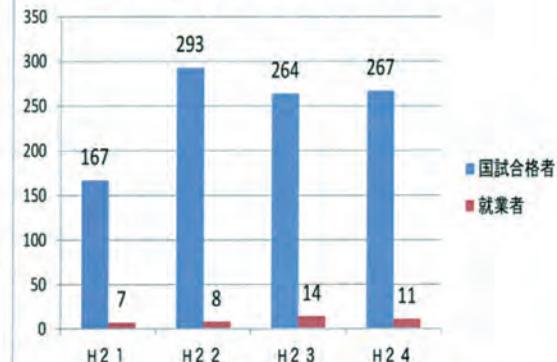
4 年間で保健師か看護師を選択

- ・大学院 修士課程
 - ・専門職大学院
 - ・大学専攻科
- 保健師は上乗せ 1 年
保健師は上乗せ 2 年

4 年間で全員が看護師

保健師国家試験合格者の内、保健師として就職するのはごくわずか

県内の保健師国家試験合格者と就業者



統合カリキュラム	選択制
保健師資格と看護師資格が全員取得できる	保健師教育が充実 公衆衛生看護を専門とする、保健師養成ができる
学生全員の臨地実習先の確保が必要であり、 実践的な実習にならない	選択した学生のみ公衆衛生看護実習となり、きめ細かな実習指導が受けられる
保健師資格取得への意識が学生により異なる	保健師としてよりモチベーションの高い人材が育つ
看護師教育は 97 単位、保健師教育を 25 単位とすることができると 保健師教育の単位が少なくなる	全員の学生：看護師教育 97 単位 一部の学生：看護師教育 97 単位と保健師教育 28 単位

現行のカリキュラムの現状・課題を分析の上、看護教育制度に適切に反映することが必要

【健康福祉部】

8 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 リニア中央新幹線の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 2 ルートは、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすること。
- 3 中間駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような、交通結節性の高い位置とし、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること。

《現状》

- リニア中央新幹線の東京・大阪間のうち、東京・名古屋間については着工されました。
- 現在のJR東海の計画では、平成 39 年に東京・名古屋間を開業し、その後、経営体力を回復したうえで、平成 57 年に大阪まで整備するとしています。
- 本県では、県と県内関係市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」や、沿線の都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」での活動のほか、本県と同じ名古屋以西の中間駅設置予定県である奈良県や両県の経済団体との連携を強化するとともに、大阪府、大阪市および関西の経済団体で構成する「リニア中央新幹線全線同時開業推進協議会」との連携を図りながら、全線同時開業に向けた取組を進めています。

《課題》

- ① リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間の全線同時開業が必要ですが、JR東海の経営努力だけでは全線同時開業の実現が困難であることから、国による積極的な支援が不可欠です。
- ② 全国新幹線鉄道整備法に基づく昭和 48 年の基本計画および平成 23 年の整備計画において、名古屋・大阪間の主な経過地は、『奈良市附近』と定められています。特に、この整備計画の策定にあたっては、平成 2 年から三重県・奈良県を含めて実施された東京・大阪間の地形・地質等の調査結果や、国の交通政策審議会において平成 22 年 3 月から 20 回もの審議を重ねて出された答申をふまえた上で、改めて『奈良市附近』と明記されたものです。このため、名古屋・大阪間のルートは、基本計画および整備計画に基づき東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良を通るルートとすることが重要です。
- ③ 名古屋・大阪間の中間駅は、その便益が紀伊半島全体に広がるような、交通結節性の高い位置への設置が重要です。また、JR東海による早期の駅位置の決定・公表が必要です。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 全国新幹線鉄道整備法

8 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

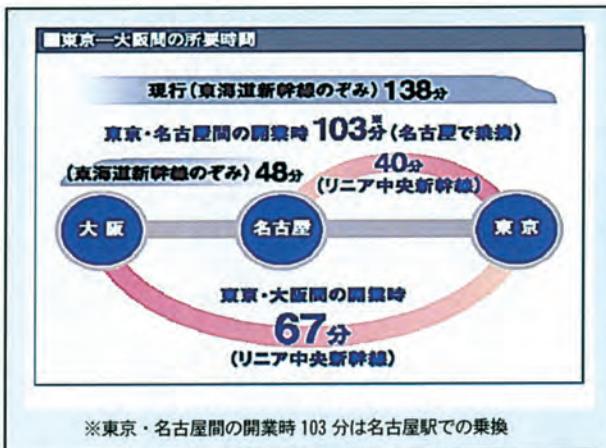
(国土交通省)

【課題】

リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間の全線同時開業が必要であり、ルートについては東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすることが重要です。

【現状】

本県では、奈良県および両県の経済団体等と連携し、三重・奈良ルートによる全線同時開業に向けて取り組んでいます。



【リニア中央新幹線ルート概念図】



【提言・提案項目】

- 1 リニア中央新幹線の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 2 ルートは、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすること。
- 3 中間駅は、その便益が紀伊半島全体に拡がるような、交通結節性の高い位置とし、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること。

【地域連携部】

9 中部国際空港の機能強化（完全 24 時間化）の実現

（国土交通省）

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 わが国の中枢機能を分担していく中部圏の将来のあるべき姿を見据え、国が主体となって必要な調査検討を行うこと。
- 2 ビジット・ジャパン地方連携事業などインバウンド旅客の増加に向けた施策をはじめとする航空需要の拡大の取組を推進すること。

《現状》

- 中部国際空港は、平成 17 年 2 月の開港以来、わが国の国際拠点空港として、着実にその役割と責任を果たしてきており、急速に進むグローバル化の潮流に対応した航空輸送事業を担うものとして、中部圏における産業経済の基盤強化に重要な役割を担うとともに、国内外の人・モノの交流の拡大を通じて、わが国全体の活力の維持・向上に大きく貢献しています。
- 平成 20 年 7 月に閣議決定された国土形成計画において、「中部国際空港については、国際拠点空港としてふさわしい路線の開設や増便を推進しつつ、国際航空貨物も含めた需要動向をふまえ、完全 24 時間化を促進し、フル活用ができるよう空港機能の充実を図る」と明確に位置づけられています。
- リニア中央新幹線が着工された中、中部国際空港は、首都圏と直結した巨大都市圏における、世界に通ずるわが国の国際ゲートウェイの一翼を担う国際空港として、その役割はますます大きくなっていきます。

《課題》

- ① 観光立国の推進、経済の国際競争力強化、国内外の人・モノの交流の拡大等の実現をめざしていく上で、国際航空需要や質的に新しい航空需要の増大に的確に対応するために、二本目滑走路の整備など中部国際空港の機能拡充を早急に進めることが重要です。
- ② リニア中央新幹線の開通による首都圏と直結した巨大都市圏の誕生という大きなインパクトの活用や、首都圏への一極集中による弊害を是正する国の中枢機能の分担などに、適切に対応することが必要です。
- ③ 「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催を絶好の機会ととらえ、さらなる観光立国の推進を図るべく、中部圏への訪日外国人 200 万人を目指すとともに、産業経済の発展を支える地域の航空物流をさらに拡大していくため空港機能を強化する必要があります。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 空港法

9 中部国際空港の機能強化(完全24時間化)の実現

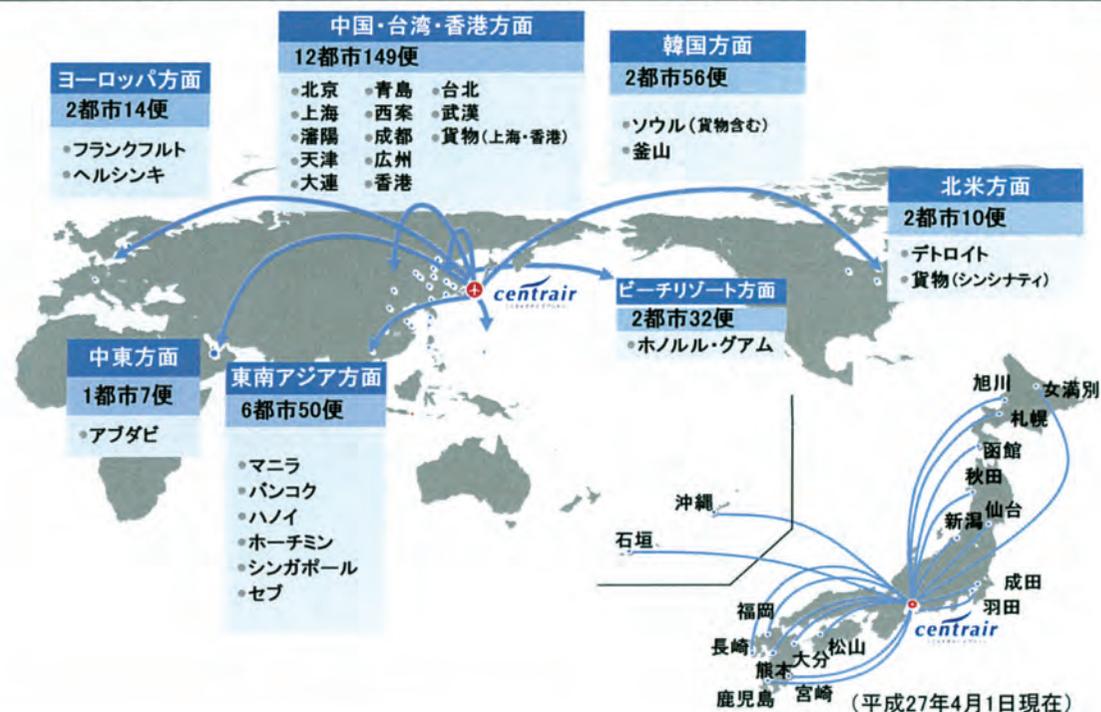
(国土交通省)

- ・航空需要の増大に的確に対応するために、国際空港の機能拡充を早急に進めることが重要です。
- ・国際拠点空港の世界標準である完全24時間化に向け、二本目滑走路の早期整備が必要です。
- ・リニアによる巨大都市圏の誕生や、首都圏一極集中による弊害是正に対し、適切に対応することが必要です。



中部国際空港のネットワーク

国際線:世界28都市に向け週324便運航(貨物28便含む) 国内線:国内18都市に向け1日77便運航



【提言・提案項目】

- 1 わが国の中枢機能を分担していく中部圏の将来のあるべき姿を見据え、国が主体となって必要な調査検討を行うこと。
- 2 ビジット・ジャパン地方連携事業などインバウンド旅客の増加に向けた施策をはじめとする航空需要の拡大の取組を推進すること。

【地域連携部】

10 農地制度をより機能させるための体制等の整備

(内閣府、農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 農地の総量確保に関する国の農地目標面積および都道府県の目標面積設定基準については、国と地方が相互に協力して取り組める実効性のある目標に設定するとともに、地域の実情に適合した算定基準とすること。
- 2 農地転用に係る事務・権限が移譲される市町村の農林水産大臣の指定にあたっては、明確な指定基準を早期に示すとともに、農地の的確な目標管理と活用に意欲的な市町村が円滑に指定を受けられるようにすること。

《現状》

- 国では、地方の発意に根差した地方分権改革を推進するため、平成 27 年 1 月 30 日に閣議決定された「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が国会に提出されました。農地の総量確保（マクロ管理）については、国と地方が施策目標を共有し、互いに協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築するとされ、農地転用許可に係る事務・権限（ミクロ管理）については、4 ヘクタールを超える農地転用について国との協議が残ったものの、都道府県と大臣が指定する市町村に移譲されることとなりました。
- しかし、農地の総量確保の仕組みや指定市町村の指定要件は今後制度設計されることとなっており、詳細は決定されていません。

《課題》

- ① 農地の確保のためには、国と地方がそれぞれの役割に応じて農地の確保に資する施策に適切に取り組むことが必要です。しかしながら、平成 22 年度に国が策定した農地目標面積は現実と乖離しています。同様に、各都道府県が策定した農地目標面積も多くの都道府県で達成できる見込みがありません。このため、次回、国が設定する農地目標面積は、農地確保の施策効果を適切に積み上げることで現実を見据えた合理的な目標とするとともに、地方も納得して取り組める目標とする必要があります。
- ② 今後、県内の市町が指定市町村の指定を受けられるよう支援していく必要がありますが、市町村の指定要件については、これから制度設計を行うとされており、詳細が示されていません。農地転用許可権限に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、意欲ある市町村への円滑な権限移譲が必要です。

県担当課名 農林水産部農地調整課
関係法令等 農業振興地域の整備に関する法律、農地法

10 農地制度をより機能させるための体制等の整備

(内閣府、農林水産省)

現状

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が平成27年1月30日に閣議決定

- ◎農地の総量確保の目標について、
国と地方が施策目標を共有し、互いに協力して実効性のある農地総量確保の仕組みを構築
- ◎権限が移譲される市町村の農林水産大臣指定について、
4haを超える農地転用について大臣協議は残ったものの、農地転用に係る総ての権限が都道府県と農林水産大臣が指定する市町村に移譲

制度自体は今後設計されることとされており、**国と地方の協議体制や役割分担等が不明確**

許可権限に係る**農林水産大臣の指定要件が未決定**

課題

- ・国が平成22年度に策定した農地の総量面積確保目標については、食料自給率の目標達成を主眼に置き、地方との議論が十分に行われないなど、目標設定のプロセスに課題があり、目標が現実と乖離しています。
- ・そのため、農地の総量確保の目標は、地域の実情および人口減少や食料消費構造の変化等を勘案し、国と地方で十分に議論をつくす必要があります。
- ・地方創生のため、地域の自主的・主体的なまちづくりが求められる中、農地の適正な管理と活用に意欲的な市町村が円滑に指定を受けられる制度設計が必要です。

農地制度の目指すべき姿

総量確保の目標設定	許可権限の市町村への移譲
地域の実情に適合した実効性のある目標にするため、農地確保の施策効果の積み上げ等について、国と地方が十分に議論をつくし、双方が納得して取り組める目標として策定する。	必要な農地を確保した上で、総合的なまちづくりを進めるためには、地域の実情を熟知した市町村が積極的に取り組むことが重要。そのため、農地の管理と活用に意欲的な市町村が円滑に指定を受けられる体制とする。



- ＜許可権限の移譲に向けた三重県の取組＞
- ・市町や住民のメリットを整理
 - ・処理事務をまとめたハンドブックの提供
 - ・権限移譲後の相談体制の整備

三重県29市町のうち19市町に権限を移譲(66%)
これまで19市町において大きなトラブルはない。

- 提言**
- 1 農地総量確保に関する国の農地目標面積および都道府県の目標面積設定基準については、国と地方が相互に協力して取り組める実効性のある目標に設定するとともに、地域の実情に適合した算定基準とすること。
 - 2 農地転用に係る事務・権限が移譲される市町村の農林水産大臣の指定にあたっては、明確な指定基準を早期に示すとともに、農地の的確な目標管理と活用に意欲的な市町村が円滑に指定を受けられるようにすること。

11 地方創生につながる農山漁村の雇用創出に向けた規制緩和および支援の充実

【提言・提案事項】 制度・予算

(まち・ひと・しごと創生本部、内閣府、農林水産省、国土交通省、経済産業省、中小企業庁)

農山漁村地域の雇用を創出し、地方創生につなげていくため、次のような規制緩和と支援措置を講じること。

- 1 6次産業化を促進するため、農家レストランを農業用施設として位置付けし、農用区域内への建築を容認すること。また、農家レストランを含む6次産業化施設については、使用する主たる材料の調達要件を緩和すること。
- 2 植物工場の設置が進むよう、床面コンクリート貼りの植物工場等について、農用区域内への設置を容認すること。
- 3 ブランド牛肉の輸出拡大にも挑戦できる、競争力の高い大規模な畜産経営に向け、木造による大規模畜舎の建築を容認すること。
- 4 異業種からの農林漁業参入を促進するため、中小企業信用保険制度の適用を農林漁業にも拡大すること。
- 5 新産業の創出につながるよう、地域で生産された農産物などを有効活用するバイオ燃料製造施設について、農用区域内への建設を容認すること。また、固定資産税の減免措置が受けられるよう、特定バイオ燃料の対象にバイオブタノールを加えること。さらに、バイオ燃料に関する生産から活用までの取組を社会実証モデルとして位置付け、重点的に支援すること。

《現状》

農山漁村地域の雇用創出にあたっては、6次産業化や植物工場の整備の促進、競争力の高い大規模畜産経営の実現、新産業の創出等を進めることが必要ですが、規制が存在するほか、支援措置が十分でないなどの状況にあります。

- 1 農家レストランの農用区域内への設置は、特区もしくは地域再生法の認定区域に限定されているほか、農用区域内に設置した6次産業化施設（農家レストランを含む）で使用する主たる材料の調達先は、同一地域に限定されています。
- 2 床面コンクリート貼りの植物工場等を農用区域内に設置することは、現行の農地制度では困難な状況です。
- 3 大規模畜舎を建築する場合には鉄骨造りにする必要などがあり、現行の建築基準法では、多額の建築費用が必要となります。
- 4 中小企業信用保険制度は商工業には適用されますが、農林漁業には適用されていません。
- 5 現在、三重大学を中心に、かんきつ未利用資源を活用したバイオブタノール製造システムの実証研究が進められていますが、バイオ燃料製造施設の農用区域内への設置は、特区もしくは地域再生法の認定区域に限定されています。また、農林漁業バイオ燃料法に基づく特定バイオ燃料としてバイオブタノールは指定されておらず、バイオ燃料製造施設に係る固定資産税の軽減措置は受けられない状況です。さらに、循環型社会を実現していくためには、こうしたバイオマスを活用した取組を地域全体で進める必要があります。

《課題》

雇用の創出・拡大を図り地方創生につなげるためには、規制緩和と支援措置を進め、地域の農林漁業者等の活動を促すことが必要です。

- 1 6次産業化を促進し雇用を創出するため、農林漁業者が農家レストランを含む6次産業化施設を設置し、地域の特色ある商品やサービスの提供が可能となるよう、障害となる規制緩和や制度改正を行う必要があります。
- 2 施設園芸の次世代化を進めて雇用を創出するため、床面コンクリート貼りの植物工場等の農用地への設置促進が必要です。
- 3 ブランド牛肉の輸出拡大にも挑戦するため、低コストで飼育規模を拡大し、高い品質を保持したまま価格競争力の強化が必要です。
- 4 異業種の参入による雇用の創出を図るため、中小企業等の農林漁業への参入を促進する必要があります。
- 5 地域資源を活用した新産業により雇用を創出するため、地域で未利用の農産物等を有効活用するバイオ燃料の活用促進が必要です。

県担当課名 農林水産部農業戦略課、フードイノベーション課

関係法令等 農業振興地域の整備に関する法律、農地法、建築基準法、農林漁業バイオ燃料法、中小企業信用保険法

11 地方創生につながる農山漁村の雇用創出に向けた規制緩和および支援の充実

(まち・ひと・しごと創生本部、内閣府、農林水産省、国土交通省、経済産業省、中小企業庁)

現状

- ①多くの農山漁村で過疎や高齢化が進行し、雇用の場が失われ、地域全体の活力が失われつつあります。
- ②地域の実情に応じた土地や資源の利用を図り、雇用の場を創出しようにも、様々な規制が存在することから施策の展開が困難です。

課題

- ①農山漁村地域が持つポテンシャルを生かし、雇用を創出するためには、6次産業化や次世代に向けた新たな取組等の推進や、規模拡大によるコスト削減、異業種の参入促進、新産業の創出等が必要です。
- ②そのためには、様々な規制の緩和や支援措置の充実が必要です。

三重の農業や漁業、食関連産業が持つ高いポテンシャル

- ① 6次産業化の先駆者である「伊賀の里モクモク手づくりファーム」が存在
- ② H26年12月、日本最大級の植物工場「うれし野アグリ」が稼働開始
- ③ 県産ブランド和牛に対する海外ミッションでの高い評価
- ④ 県内の食関連の企業数が全国上位
- ⑤ 三重大学が農業系廃棄物を活用したバイオ燃料(ブタノール)の研究開発

ポテンシャルの発揮

目指すすがた

三重のポテンシャルを発揮させる
規制緩和、支援充実

農山漁村地域の
雇用創出

『三重県らしさあふれる地方創生』

規制の緩和、支援の充実

① 6次産業化の促進

○6次産業化を促進し雇用を創出

農家レストラン

- ・ 農業用施設としての位置づけ
- 【農用区域内への設置容認】

6次産業化施設(農家レストラン含む)

- ・ 食材調達要件
- 【規制緩和】



② 植物工場の設置促進

- 施設園芸の次世代化に伴う雇用創出
- ・ 床面コンクリート貼り植物工場等
- 【農用区域内への設置容認】



③ 畜舎の大規模化促進

- 木造畜舎による低コストな規模拡大で雇用創出
- ・ 木造畜舎
- 【建設基準の緩和】



④ 異業種の参入促進

- 異業種の参入による雇用創出
- ・ 中小企業信用保険制度
- 【農林漁業への適用拡大】



⑤ バイオ燃料の活用促進

- 地域資源を活用した新産業創出による雇用創出
- ・ バイオ燃料施設【農用区域内への設置容認】
- ・ 特定バイオ燃料【バイオブタノールの追加】
- ・ バイオブタノールの生産から活用まで
- 【社会実証モデル化】

提言

- 農山漁村地域の雇用を創出し、地方創生につなげていくため、次のような規制緩和と支援措置を講じること。
- 6次産業化を促進するため、農家レストランについては、農業用施設として位置付けし、農用区域内への建築を容認すること。また、農家レストランを含む6次産業化施設については、使用する主たる材料の調達要件を緩和すること。
 - 植物工場の設置が進むよう、床面コンクリート貼りの植物工場等について、農用区域内への設置を容認すること。
 - ブランド牛肉の輸出拡大にも挑戦できる、競争力の高い大規模な畜産経営の実現に向け、木造による大規模畜舎の建築を容認すること。
 - 異業種からの農林漁業参入を促進するため、中小企業信用保険制度の適用を農林漁業にも拡大すること。
 - 新産業の創出につながるよう、地域で生産された農産物などを有効活用するバイオ燃料製造施設について、農用区域内への建設を容認すること。また、固定資産税の減免措置が受けられるよう、特定バイオ燃料の対象にバイオブタノールを加えること。さらに、バイオ燃料に関する生産から活用までの取組を社会実証モデルとして位置付け、重点的に支援すること。

【農林水産部】

12 農業の競争力強化および農村の防災対策に資する予算の十分な確保

(農林水産省)

【提言・提案事項】制度・**予算**

- 1 農業の競争力強化に向けて必要となる生産基盤の整備を計画的に進めるため、農業農村整備事業に係る予算を十分に確保すること。
- 2 老朽化が進む農業用ため池や排水機場および頭首工等の基幹的農業水利施設の整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な予算を十分に確保すること。

《現状》

- 農業の競争力強化に向けて、収益性の高い農業を実現するため、農作業の省力化や担い手への農地集積、生産性の向上を図る上で必要不可欠な生産基盤の整備を行う農業農村整備事業について、国の平成27年度予算は平成21年度の65%となっており、低い水準にとどまっています。本県に対する予算配分も年々低下し、平成27年度は、前年度の約70%の配分となっています。
- 本県としても農業版BCPの策定に取り組むなど、南海トラフ地震発生の切迫性が指摘されるとともに、台風や局地的豪雨の発生頻度が高まるなど、地震や津波、風水害に対する十分な備えが求められている中、農業用ため池や基幹的農業水利施設の多くで老朽化が進んでいます。

《課題》

- ① 農業の生産性を向上し、競争力強化に向けて必要不可欠である農地の大区画化やパイプライン化、排水対策などの生産基盤の整備を計画的に進めることが必要です。
- ② 地震や津波、風水害に対する十分な備えが求められている中、農村における防災対策の柱である、老朽化が進む農業用ため池や排水機場および頭首工等の基幹的農業水利施設の整備を計画的かつ着実に進めることが必要です。

県担当課名 農林水産部農業基盤整備課

関係法令等 土地改良法、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱、農業水利施設保全合理化事業実施要綱、農業基盤整備促進事業実施要綱、農村地域防災減災事業実施要綱

12 農業の競争力強化および農村の防災対策に資する予算の十分な確保

(農林水産省)

農業の競争力強化に向けた支援強化

<現状>

- ・農業従事者の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷の影響、耕作放棄地の増加等に加え、基幹的水利施設の機能確保など課題が山積。
- ・農業の競争力強化に向けた農業生産基盤の強化が求められています。

<課題>

- ・農業の生産性を向上し、競争力強化に向けて農地の大区画化やパイプライン化、排水対策などの生産基盤の整備を計画的に進める必要があります。

県内の基盤整備済み農地における農地集積割合



農地集積を進め、農業の競争力を高めるためには、基盤整備が必須

大規模災害に備えた基幹的水利施設の改修整備を行うための支援強化

<現状>

- ・農業用ため池や排水機場等の多くで老朽化が進行しています。
- ・大規模地震や台風、局地的豪雨等の発生により重大な被害の発生が懸念されます。

<課題>

- ・大規模地震や風水害に備えて、農業用ため池や排水機場等の整備や耐震調査等を進める必要があります。
- ・耐震対策を実施した農業用ため池や排水機場等は少数に留まり、耐用年数を超過した施設が多くを占めることから、計画的な整備を進める必要があります。

県内のため池 3,162か所
(受益面積2ha以下を含む)

県内の排水機場152か所

耐震対策済み、実施中
ため池 41か所

詳細な調査を要する
ため池 474か所

H35末耐用年数
超過施設割合
82%

計画的に調査の
必要なため池
2,520か所

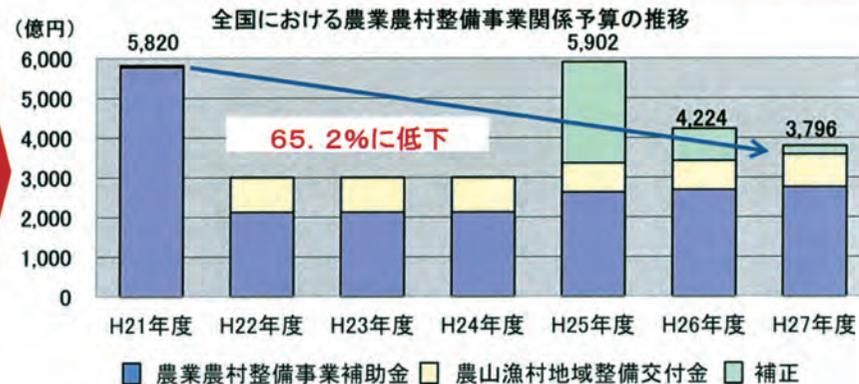
受益面積
2ha以上の
ため池
2,520か所

H26末耐用
年数超過割合
67%

着実に進む
老朽化
早急な対応
が必須



しかし、農業農村基盤整備事業関係予算の地方への配分額は年々減少



65.2%に低下

- ・農業の競争力強化を図るための基盤整備
- ・自然災害に対応した農業水利施設の整備

計画的な整備のため、十分な予算確保が必要

- 提言
- 1 農業の競争力強化に向けて必要となる生産基盤の整備を計画的に進めるため、農業農村整備事業に係る予算を十分に確保すること。
 - 2 老朽化が進む農業用ため池や排水機場および頭首工等の基幹的農業水利施設の整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な予算を十分に確保すること。

【農林水産部】

13 産業保安（高圧ガス保安法）にかかる規制緩和

（経済産業省）

【提言・提案事項】 **制度**・予算

日本の製造業の競争力強化に向けて、産業保安（高圧ガス保安法）にかかる規制緩和に取り組むこと。

- ・高圧ガスの輸入に際して必要となる「輸入検査」について、安全性を担保したうえで、港湾地区で知事等による輸入検査を行うことなく、ユーザー等の貯蔵所まで移動を認める等、規制を緩和すること。

《現状》

- 本県における「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の製造品出荷額は約1兆5,666億円（平成24年工業統計調査）で全国1位であり、本県を代表する産業の一つとなっています。
- 半導体産業では、世界的な開発競争に打ち勝つため、製造におけるあらゆる面でのコスト削減が急務となっており、本県では、企業の操業環境改善に向けた取組として、平成25年から産学官が連携して「規制緩和勉強会」を開催し、コスト削減のための様々な手法を検討しています。
- 特に半導体の製造においては、原料として高圧ガス（モノシラン、三フッ化窒素等）を大量に使用するため、これらの高圧ガスに係る費用を削減する必要があり、「規制緩和勉強会」において産業競争力強化法に基づく企業実証特例制度を活用したコスト削減を検討し、「半導体製造に用いるガス容器の先進的検査手法の導入」が、法第10条に基づく新事業活動計画として平成26年5月に第1号で認定されました。
- 県内の半導体工場で使用される高圧ガスの多くは、県外で輸入された後に県内まで陸送されています。今後高圧ガスの需要の増大が予想される中、県内にある四日市港で輸入できれば、輸送コストが削減できるとともに、輸送に伴う温室効果ガスも削減することができます。

《課題》

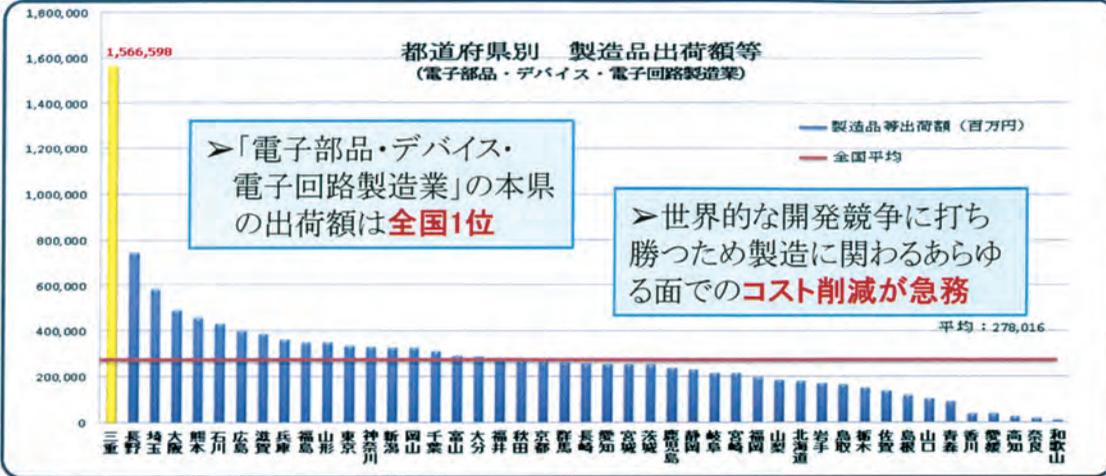
- ① 高圧ガスを輸入する際には、高圧ガス保安法第22条に基づき都道府県知事による輸入検査を受け、これに合格した後でないと移動することができませんが、四日市港で輸入検査を実施するためには、夜間や休日を含めた検査体制の整備や、検査を実施するまでの間、容器を貯蔵する貯蔵所の整備等が新たに必要となります。
- ② 産業競争力強化に向け、高圧ガス輸入コストの削減を図るため、安全性を担保する措置を講じたうえで、港湾地区で知事等による輸入検査を行うことなくユーザー等の貯蔵所まで移動を認める等、高圧ガス保安法にかかる規制緩和が必要です。

県担当課名 雇用経済部企業誘致推進課
関係法令等 高圧ガス保安法

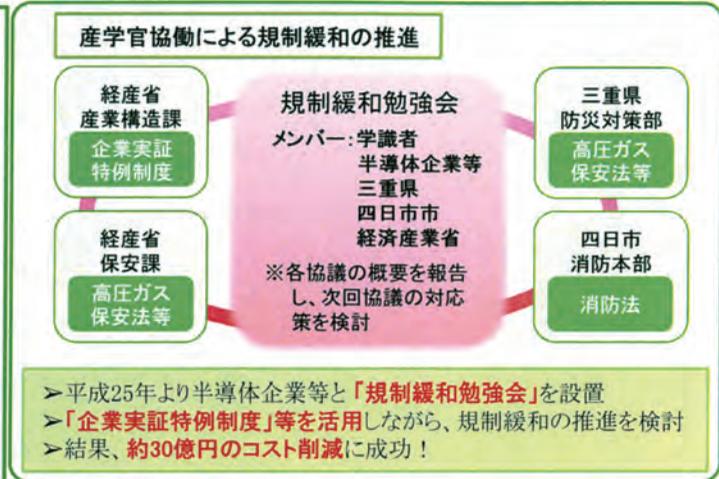
13 産業保安(高圧ガス保安法)にかかる規制緩和

(経済産業省)

現状と課題



三重県の取組



目指す姿

支障となっている規制

規制緩和の概要

半導体産業の世界での競争力維持・拡大

官民一体で更なるコスト削減

■企業側の取組

・技術開発等によるコスト削減

処理速度の向上によるコストの削減

技術開発



高圧ガス輸入コストの削減

■国・県等の取組

・特区による規制緩和の提案
・規制緩和勉強会による新たな規制緩和の推進



規制改革 工場等の貯蔵所での輸入検査の実現【高圧ガス保安法】

輸入手続の簡素化によるコスト減

高圧ガスの輸入検査

- ・高圧ガスの輸入には県知事等の輸入検査が必要であり、輸入検査に合格しないと移動不可(検査が困難な夜間・休日に輸入される場合がある)
- ・迅速に検査ができない場合、高圧ガス保安法第16条に基づく貯蔵所での保管が必要
- ・県内に検査を行える指定輸入検査機関がない
- ・四日市港には法基準の貯蔵所がなく、また夜間・休日対応できる検査体制が十分ではないことから高圧ガスの輸入が困難な状況

検査体制構築

- ・夜間や休日の輸入に伴う、検査対峙の構築が必要
- ・港湾地区内への新たな貯蔵所の整備には、3~5億円の設備投資が必要

◇高圧ガス保安法に係る規制緩和

輸入検査を行うことなく、ユーザー等の貯蔵所まで移動を認め、現地での受検を可能とする
【高圧ガス保安法第22条】

【安全性の担保】

- ・高圧ガス容器は国際規格に基づく安全な容器を使用
- ・高圧ガス容器の安全性能や内容物の成績書を事前に提出
- ・移動の際は高圧ガスの知識を有する者が同乗し特定の車両で行う
- ・災害発生防止のための応急資材を携行
- ・移動経路は、あらかじめ届け出た安全な経路を使用
- ・輸入後は保安物件(住宅・学校等)が密集する地域を避け、迅速にユーザー等の貯蔵所に移動

【雇用経済部】

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

【提言・提案事項】制度・**予算**

《現状》

- 南海トラフ地震発生の切迫性が高まり、また、広域に被害を及ぼす台風や局地的な集中豪雨が頻発する中で、甚大な災害発生時の救助・救援活動や復旧・復興支援の基盤となる「命の道」として、高規格幹線道路および直轄国道等の整備が求められています。
- 県内の道路整備は道半ばであり、東名阪自動車道、国道1号、国道23号などで交通渋滞が多発しており、県民生活に大きな支障を来している中、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支える高規格幹線道路および直轄国道等の整備が求められています。
- 定住人口が減少傾向にある地方において、交流人口の拡大や効率的な都市形成によりその影響を緩和し、地域の活力を取り戻すことが求められています。

《課題》

- ① 本県の南部地域では、ミッシングリンクとなっている未事業化区間において、南海トラフ地震に伴う津波により国道42号の約7割が浸水することが想定されており、早期に代替性を確保する道路ネットワークが必要です。
- ② 本県の北部地域・中部地域においては、県内外との交流・連携の促進、大都市圏との迅速かつ円滑な物流の実現、地域の交通渋滞の緩和等を図る道路ネットワークが必要です。
- ③ 平成33年の国民体育大会の本県開催に向けて、県内外からの各競技会場への参加者や来場者の利便性の向上を図るため、高規格幹線道路および直轄国道等の整備を推進する必要があります。
- ④ 高規格幹線道路と一体となって、地域相互の交流促進等に資する地域高規格道路の整備が必要です。さらに、本県では、多くの高規格幹線道路等が平成30年代前半頃までに整備される予定であり、それらの整備効果を一層高めるための新たな道路網の構築に向けた検討が必要です。
- ⑤ 踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を図る必要があります。

県担当課名 県土整備部道路企画課、道路建設課、都市政策課

関係法令等 国土開発幹線自動車道建設法、道路法、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通部)

紀勢自動車道・熊野尾鷲道路の全線開通による整備効果

国土強靱化

安全・安心なくらし

- ・国道42号通行止は平成26年度延べ8回 84時間、紀勢自動車道と熊野尾鷲道路は通行止無し、**代替路として機能発揮**
- ・熊野市から尾鷲総合病院への**新規患者数約40%増加**
- ・紀南病院(2次救急)から伊勢赤十字病院(3次救急)への**転院搬送時間約19分短縮**
- ・南海トラフ巨大地震に備えた**緊急避難施設9箇所整備**

ストック効果 (波及効果)

フロー効果 (直接効果)

- ・東紀州地域の交通量は大きく増加
- ・津～熊野往復140分(約54km)短縮
- ・交通事故件数約3割減少

地方創生

地域生活の変化

- ・名古屋からの**高速バスの最終時刻が2時間以上延長**
- ・高速バスの運行本数が1日5往復から8往復に増便、利用者が約2割増加
- ・コンビニエンスストア15店舗増加
- ・大雨時の通行止がなく、商品を安定的に店舗へ搬送できるとの声
- ・地域住民から中京圏、関西圏等への遠方に行く回数が増加したとの声

地域活性化

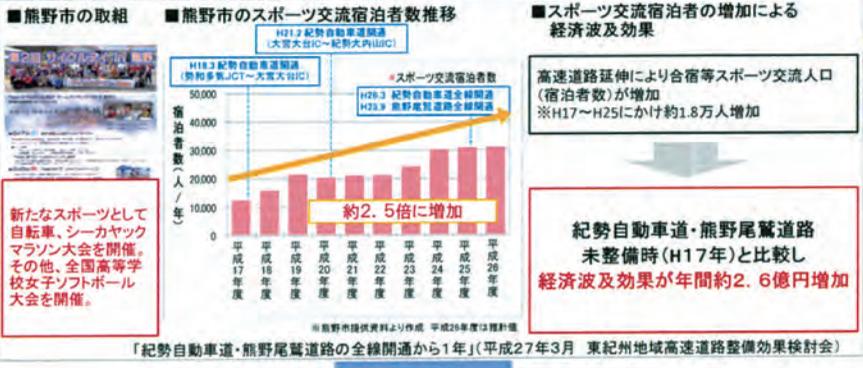
- ・世界遺産熊野古道来訪者 平成26年度約42万人(過去最高)
- ・主要観光施設の入込客数約3割増加
- ・観光客の来場圏域の拡大(岐阜県・静岡県・関西方面)
- ・観光客の鬼ヶ城センター滞在時間30分超約1.4倍
- ・スポーツ交流の増加による地域活性化

地方が元気になる
なっています

ストック効果 (波及効果)

地域産業の発展

- ・里創人「熊野倶楽部」売上約3割増加
- ・「おわせ お魚いちば おとと」客数約3割増加
- ・運送時の荷痛み減少、通行止のない高速道路で安心
- ・鮮魚卸売業が大阪の生活協同組合と取引開始



和歌山県内の開通、全線開通による更なる地域活性化に期待！

提言 1 紀伊半島の「新たな命の道」となる熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、熊野道路、新宮紀宝道路の着実な整備推進
2 ミッシングリンクとなっている熊野IC～串本IC間の未事業化区間(約40km)の早期事業化

【県土整備部】

○ 中部圏と首都圏・近畿圏を結ぶ連携軸の強化

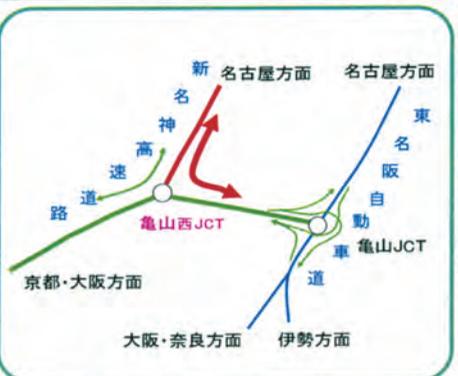
新名神高速道路

～ネットワークの多重化によるリダンダンシーの確保、渋滞解消によるネットワークの強化（定時性確保）～

着実に進む新名神高速道路 三重県区間（用地取得率 約97%、工事発注率 約96%（平成27年4月1日現在））



亀山西JCTの同時フルジャンクション化



鈴鹿PAスマートICの本線同時供用



スマートICを活用した新たなまちづくりに向けて

鈴鹿PAスマートIC地域活性化委員会(会長:鈴鹿市長) 自治会、商工会、観光協会、JAなど業界の方々为中心となって 地域間の交流、連携による活性化策について検討



東名阪自動車道の慢性的な渋滞の解消

東名阪の暫定3車線化による効果は出ているが・・・ 依然、20kmを超える渋滞が発生 (写真は東名阪 亀山JCT付近の状況)



提言 新名神高速道路の一日も早い全線開通

【県土整備部】

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

○ 西回り区間開通に高まる期待 沿線沿いに多数の優良企業が進出

着実に進む整備

東員IC付近 平成27年度開通予定



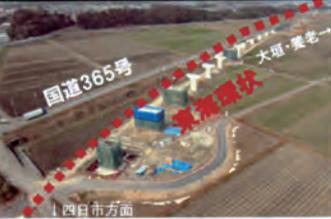
着工式 (大安IC付近 H25.9月)



国道365号併走区間で進む橋梁下部工



大安IC～県境間 開通見通しの公表を



東海環状自動車道



<連携の強化が進む企業活動>

東海環状西回り沿線で操業中の4企業と行政の合同要望

平成25年度は国交省ヘンソー、トヨタ車体、神戸製鋼所、太平洋セメントといなべ市長が合同で国交省へ要望。平成26年度は三重県と中部経済連合会も参加し、国交省と財務省へ「西回り区間の早期開通は地元企業の悲願」

平成25年11月14日
国交省中原政務官(右から5人目)

平成26年11月20日
国交省青木政務官(右から4人目)



<沿線付近での相次ぐ設備投資>

(株)東芝
四日市工場
工事が進む新・第2製造棟 (H27夏一部竣工予定)

(株)アクティオホールディングス
三重いなべテクノパーク統括工場
西日本唯一の統括工場として H27.4月竣工、5月1日本格操業

- ### 【理由】
- 岐阜県西濃地域と三重県北勢地域との交流連携軸の強化
 - リダンダンシーの確保
 - 県内外との産業の有機的連携の強化
 - 平成33年秋、三重県での国体開催に向けた利便性の向上

提言 東海環状自動車道(西回り区間)の着実な整備推進

【県土整備部】

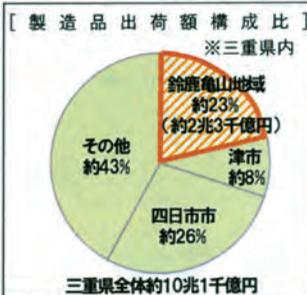
14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

鈴鹿・亀山地域の現況

鈴鹿亀山道路

- ① 鈴鹿亀山道路は新名神高速道路・東名阪自動車道（近畿圏）と国道1号北勢バイパス（中部圏）を連結する広域ネットワークの重要なワンピース。
- ② 鈴鹿・亀山地域は、古くから街道が交わる交通の要衝であり、自動車・精密機械等国内有数の製造業の事業所が多数立地しており、全国有数の製造出荷額を誇る産業集積地であるが、鈴鹿市の高速道路1C時間カバー率は著しく低い。
- ③ 南海トラフ巨大地震の沿岸部津波浸水時に、国道23号の寸断が想定される中、内陸からの復旧活動（くしの歯ネットワークの形成）、並びに産業活動の早期再開（企業BCP）を支援する耐災性の高い高速ネットワークが不可欠。



本田技研工業(株)鈴鹿製作所にて製作されている「N BOX」が平成24、25年度 軽自動車販売台数

2年連続 No.1!



同社ホームページより

民間団体等の活発な活動



有識者や県民の皆さんの意見を伺いながら計画を検討

○有識者委員会

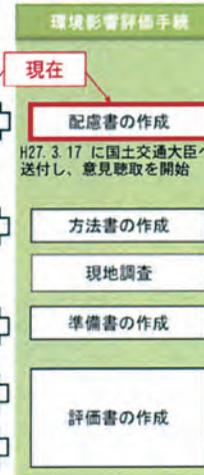
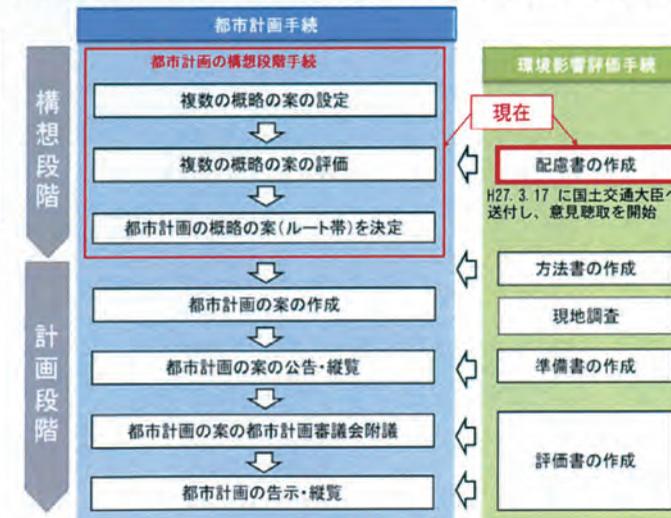


○100人協議会



都市計画決定を目指して、環境影響評価手続に着手

○環境影響評価法に基づき、配慮書を作成し、平成27年3月17日に公表しました。



○配慮書手続

H27.3.17 公表
H27.3.17~5.18 知事、市長意見聴取
H27.3.17~6.15 国交大臣意見聴取

○今後のなごれ

事業の位置・規模等について、いただいた意見や社会面、経済面、環境面等の様々な観点を基に総合的に検討し、今年の秋頃を目標にルート帯を決定します。



提言 鈴鹿亀山道路の早期実現のための計画検討の推進

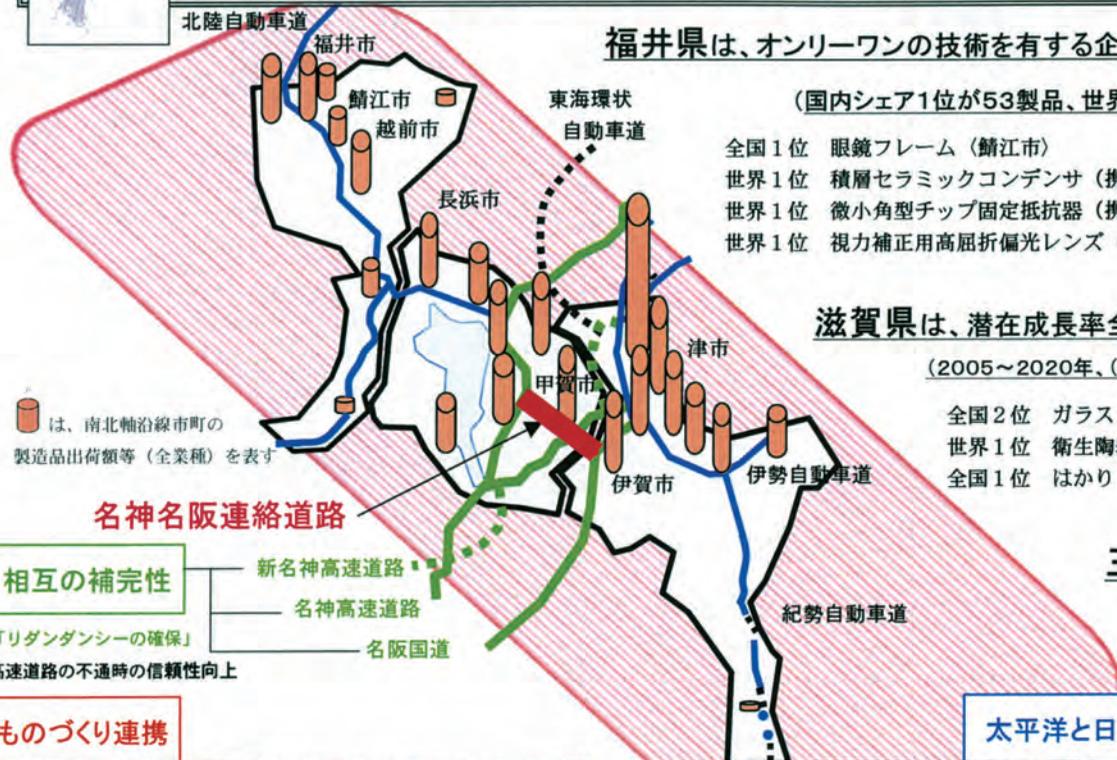
【県土整備部】

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

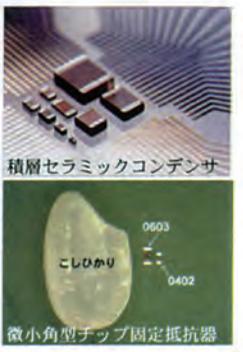
名神名阪連絡道路

名神名阪連絡道路は、日本の背骨「名神・新名神・名阪国道」を南北につなぎ、**相互の補完性**を高める。**太平洋と日本海を連結**。南北に散らばっている、きらっと光る企業活動をつなぎ、中部と近畿の**ものづくり連携**を強め一体性を高める。



福井県は、オンリーワンの技術を有する企業が多数立地
(国内シェア1位が53製品、世界シェア1位が14製品)

- 全国1位 眼鏡フレーム (鯖江市)
- 世界1位 積層セラミックコンデンサ (携帯電話用) (越前市)
- 世界1位 微小角型チップ固定抵抗器 (携帯電話用) (福井市)
- 世界1位 視力補正用高屈折偏光レンズ (鯖江市) 等



滋賀県は、潜在成長率全国1位

- (2005~2020年、(社)日本経済研究センター推計)
- 全国2位 ガラス (液晶用ガラス基板等) (長浜市)
 - 世界1位 衛生陶器 (甲賀市等)
 - 全国1位 はかり 等



三重県は、人口1人あたりの製造品出荷額等全国1位

- 世界3位 工作機械 (伊賀市)
- 全国1位 業務用化粧品 (伊賀市) 等



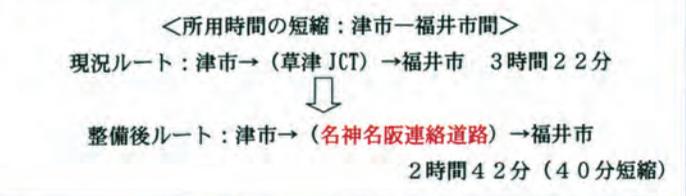
DMG森精機が製造した工作機械が、世界中の工場や航空機や自動車などに組み込まれる部品を生産しています。

3県 (三重県+滋賀県+福井県) ・愛知県・大阪府の総生産額の合計は、東京都に匹敵

<都道府県総生産ランキング>

1位	東京都	91兆円
2位	大阪府	36兆円
3位	愛知県	32兆円
	...	
(三重県+滋賀県+福井県	16兆円)

南北に連結され、太平洋と日本海がつながる。また、高速道路やリニアで広域的周遊的な移動が可能



提言 名神名阪連絡道路の早期実現のための計画検討の推進 【県土整備部】

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

三重県の産業が集積する北勢・中勢地域の抱える問題点

- ①国道1号、国道23号の慢性的な渋滞（渋滞解消が急務！）と同時に、南海トラフ巨大地震等による津波で国道1号、国道23号の各所が浸水し、沿岸部における交通機能が寸断（リダンダンシーの確保！）
- ②産業再生を支援するために北勢・中勢地域の連携強化が必要（北勢BP 4工区の早期事業化！）

⇒ 道路を賢く使うには、北勢バイパスの整備によるダブルネットワーク形成が必要！

国道1号北勢バイパス



鈴鹿市民会館
地震防災シンポジウム開催
1,200名（H26.2.2）

安倍総理はアベノミクスの代表例で東芝四日市工場への投資に度々言及！
「2000年代の10年間で2兆円余りを、四日市工場に投資しました。最新鋭の設備と、規模のメリットで、サムスン抜き去ったのです。・・・国として、大胆な設備投資を後押ししてまいります。」
(2013.5.17 成長戦略第2弾スピーチ)

北勢BP 事業中箇所の整備推進！

北勢BP 4工区の早期事業化！



渋滞により年間約140億円の損失※

※北勢BPに並行する現道国道1号、国道23号の合計

国道1号の渋滞状況（四日市市内）

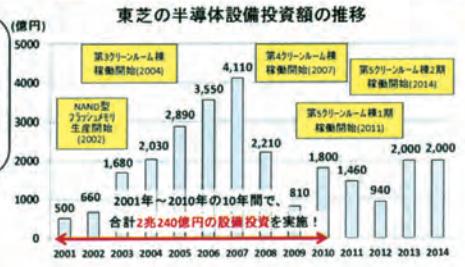
冠水により交通機能が寸断！

北勢BP 及び中勢BPの事業化区間の整備効果
道路ネットワークが繋がることで、
渋滞損失は、四日市市街地で2割減少！
津市・松阪市市街地で3割減少！

国道23号の冠水状況（津市内）

北勢BP 及び中勢BPの全線4車線化整備効果
国道23号現道の混雑度1.25以上の区間が解消！
渋滞損失は、四日市市街地は4割減少！、鈴鹿市市街地は3割減少！
津市・松阪市市街地は6割減少！

津波浸水区域（施設なし）
（三重県 平成23年度版予測）



東芝の半導体工場への新規投資
毎年2000億円規模の設備投資を継続

四日市港の外資コンテナ貨物
取扱量が過去最高を記録（H25）

電子部品出荷額ランキング
四日市市 全国1位
輸送用機械出荷額ランキング
鈴鹿市 全国4位
基礎素材型産業出荷額ランキング
四日市市 中部・近畿圏2位

北勢BP 未事業化区間（4工区）の整備効果
四日市～松阪間の幹線道路のダブルネットワーク形成により、
渋滞損失は、鈴鹿市市街地で2割減少！

製造品出荷額等（全業種）H24年

市町村	出荷額(億円)	三重県	
		順位	割合(%)
四日市市	26,849	1	26.5%
鈴鹿市	15,279	2	15.1%
いなべ市	11,258	3	11.1%
亀山市	7,637	5	7.5%
桑名市	4,924	7	4.9%
津市	7,722	4	7.6%
松阪市	4,539	8	4.5%
その他	23,162		22.8%
合計	101,370		

* 全国9位

出荷額の約8割が
北・中勢地域に集中！
連携強化が必要！

- 北・中勢地域を結ぶ幹線道路は国道23号 一本のみ！
- 結節点が未事業化のため連携が不十分！
- 北勢BPの4工区の事業化によるダブルネットワーク形成が必要！

提言 国道1号北勢バイパスの事業化区間の整備推進と未事業化区間の早期事業化

【県土整備部】

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

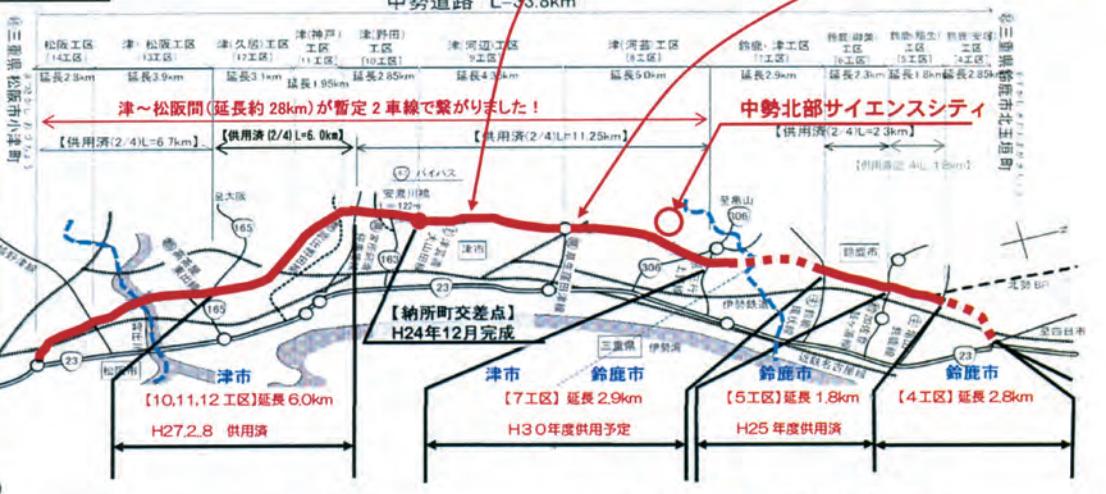
三重県の産業が集積する北勢・中勢地域の抱える問題点

- ① 国道1号、国道23号の慢性的な渋滞（渋滞解消が急務！）
- ② 南海トラフ巨大地震等による津波で国道1号、国道23号の各所が浸水し、沿岸部における交通機能が寸断（リダンダンシーの確保！）
- ③ 産業再生を支援するために北勢・中勢地域の連携強化が必要（中勢BPの早期完成とともに北勢BP4工区の早期事業化！）
- ④ 周辺的生活道路の渋滞は改善したが、既開通区間には地元車両が集中し渋滞（渋滞対策の推進も重要！）

国道23号中勢バイパス



既開通区間の渋滞が悪化！
立体化や4車線化等の渋滞対策の推進を！



製造品出荷額等（全業種）H24年

市町村	出荷額(億円)	三重県	
		順位	割合(%)
四日市市	26,849	1	26.5%
鈴鹿市	15,279	2	15.1%
いなべ市	11,258	3	11.1%
津市	7,722	4	7.6%
亀山市	7,637	5	7.5%
桑名市	4,924	7	4.9%
松阪市	4,539	8	4.5%
その他	23,162		22.8%
合計	101,370		

* 全国9位

出荷額の約8割が北・中勢地域に集中！

北・中勢地域を結ぶ結節点が未事業化のため連携が不十分！

●中勢北部サイエンスシティの企業立地推移



<中勢北部サイエンスシティの造成状況>



提言 国道23号中勢バイパスの整備推進

【県土整備部】

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

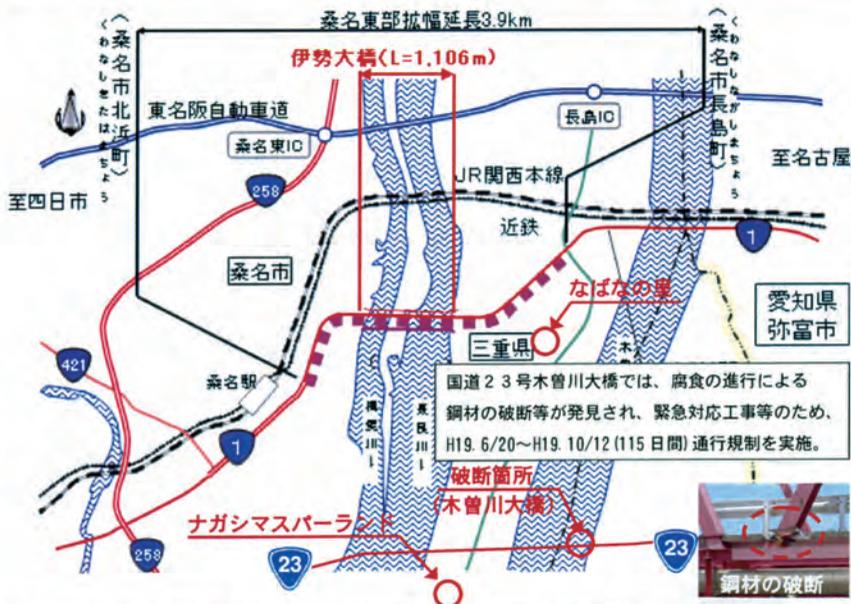
「交通渋滞の緩和」、「災害時の緊急物資輸送の機能確保」、「常時の物流効率化の支援」のため、4車線拡幅とともに伊勢大橋の架け替えが強く求められており、事業推進に必要な事業費の確保を！
⇒ 事業推進によるネットワークの信頼性向上が必要！

「伊勢大橋架け替え」の必要性

- ①桑名東部拡幅区間におけるkmあたりの渋滞損失時間は依然として高く、三重県内の国道平均の約3.4倍に相当。(近隣のナガシマリゾートは、年間入場者数 日本第3位)
- ②中堤道路入口部の交差点などには、右折レーンが無く、渋滞の一因となっている
- ③地盤沈下により、伊勢大橋(現橋)断面が計画高水位を下回る
- ④伊勢大橋(現橋)の耐荷力不足により、ISO(国際標準化機構)規格コンテナの輸送が一部制限(20t超過車両)

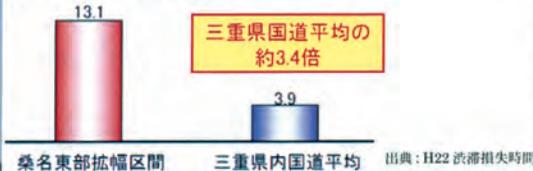
国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)

<中堤上流からの全景>
*昭和9年度竣工(81年経過)

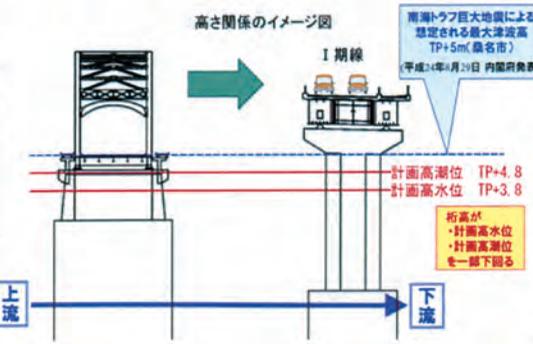


●交通渋滞の緩和・解消が必要

渋滞損失時間(万人時間/年 km)



●地盤沈下により、計画高水位を下回る箇所が存在



●近隣のレジャー施設が多くの人を集めている

ナガシマリゾートは、年間入場者数が日本第3位
レジャー施設集客ランキング

順位	施設名	所在地	平成26年度年間入場者数
1	東京ディズニーリゾート【TDL・TDS】	千葉県浦安市	3,130万人
2	ユニバーサルスタジオジャパン	大阪府大阪市	1,050万人
3	ナガシマリゾート	三重県桑名市	620万人
4	東京都恩賜上野動物園	東京都台東区	349万人
5	沖縄美ら海水族館	沖縄県国頭郡	303万人
6	ハウステンボス	長崎県佐世保市	248万人
7	海遊館	大阪府大阪市	242万人
8	国立科学博物館	東京都台東区	237万人
9	名古屋市東山動植物園	愛知県名古屋市	223万人
10	名古屋港水族館	愛知県名古屋市	204万人

出典:「月刊レジャー産業資料」2014年8月号(総合エコム株式会社)
※ナガシマリゾートは、アミューズメント施設(ナガシマスパークランド)・温泉・ホテル・植物園(なばなの里)・アウトレットモールからなる。

●耐力不足によるコンテナの陸上輸送の一部制限



提言 国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架け替え)事業の整備推進

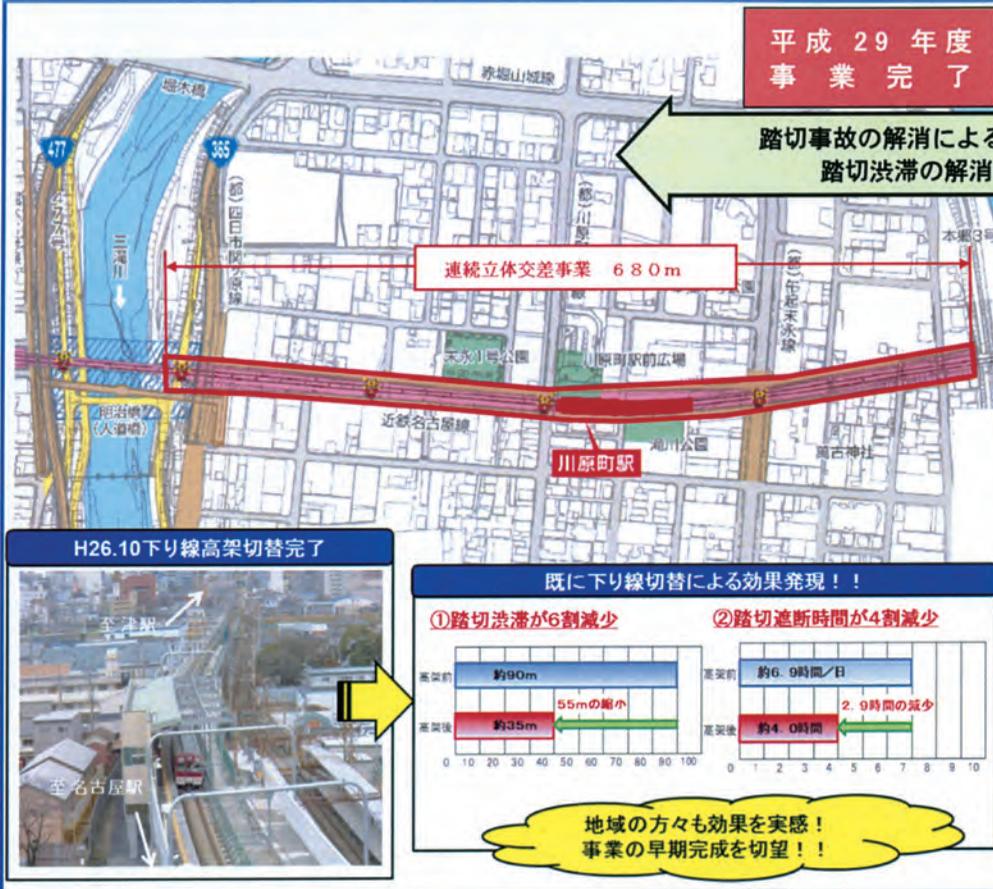
【県土整備部】

14 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

まちの活力再生に向け、連続立体交差事業、踏切除却事業の推進に必要な予算確保を

近鉄名古屋線 連続立体交差事業



松阪公園大口線 踏切除却事業



提言 近鉄名古屋線(川原町駅付近)連続立体交差事業や松阪公園大口線踏切除却事業の推進に必要な予算の確保 【県土整備部】

15 命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化対策への支援

(総務省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 本県では、南海トラフ地震発生の切迫性が高まる中、事前防災・減災対策を進めることが喫緊の課題となっていることから、平成 27 年 6 月を目途に「三重県国土強靱化地域計画（仮称）」を策定することとしています。
- 平成 23 年に発生した紀伊半島大水害、平成 25 年の台風 18 号や平成 26 年の台風 11 号による被害など、本県では住民生活に影響を及ぼす風水害・土砂災害が頻発しています。
- 本県が管理する公共土木施設の多くは高度成長期以降に集中的に整備され、整備後 50 年を経過している橋梁の割合は現在 31% ですが、20 年後には 70% となるなど、老朽化する公共土木施設が急速に増加します。
- 本県では、安心と活力ある公共施設等の総合的管理につなげるため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」を平成 27 年 3 月に策定しました。また、個別施設毎に「橋梁長寿命化修繕計画」、「河川特定構造物長寿命化計画」、「下水道長寿命化計画」、「公園施設長寿命化計画」などの長寿命化計画を策定し、定期的な点検と計画的な修繕・更新を実施することで、将来的な維持管理費の低減に取り組んでいます。また、本県では、メンテナンス技術の共有や市町への発注支援などのため、県内すべての道路管理者が参加する「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を平成 26 年 3 月に全国に先駆けて設立しました。

《課題》

- ① 厳しい財政状況の中、頻発する風水害・土砂災害や地震・津波に備えた事前防災・減災対策、公共土木施設の老朽化対策などの国土強靱化に取り組むためには、国の防災・安全交付金などによるさらなる支援が必要です。
- ② 本県における公共土木施設の整備率は全国平均に比べ下位（道路 39 位、下水道 39 位）にあり、今後も公共土木施設の整備を一層推進する必要があります。しかし、厳しい財政状況の中、本県における公共事業予算はピーク時の約 40% に減少する一方で、維持管理費の割合は約 2 倍に増加し、整備に必要な建設費が確保できない状況です。
- ③ 河川の小規模な水門やポンプ設備、小規模な港湾施設の老朽化対策、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがある河川の堆積土砂の撤去は交付金の対象となっていないため、多額の維持管理費を必要とすることから交付対象要件を緩和し、財政負担が大きい河川及び港湾の堆積土砂等の撤去を適債事業化するなどの国の支援が必要です。

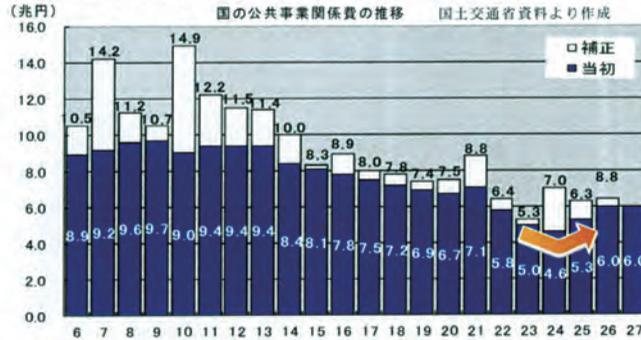
県担当課名 総務部財政課、県土整備部道路建設課、道路管理課、河川課、港湾・海岸課、流域管理課、下水道課
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱、国土強靱化基本法 等

15 命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化対策への支援

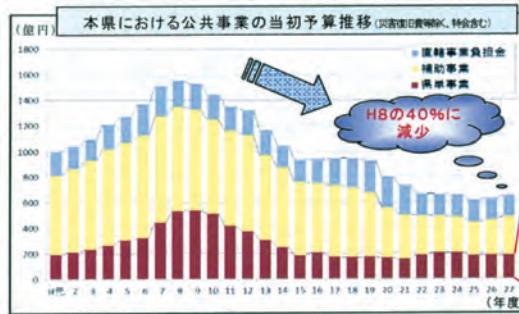
(総務省、国土交通省)

防災・減災や老朽化対策等による国土強靱化を推進するためには、
防災・安全交付金の増額など公共事業関係費を充実する必要があります。

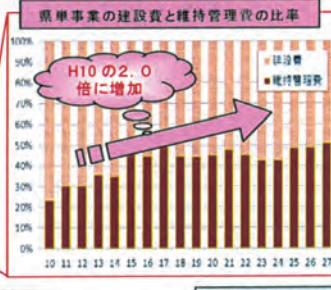
！ 防災・安全交付金の増額 ～国の支援をさらに強化～



防災・安全交付金の増額など 国の支援をさらに強化



！ 維持管理費が建設費を圧迫



！ 急速に進む老朽化



三重県道路インフラメンテナンス協議会
道路インフラの維持・補修等を確実に実施するため、全ての道路管理者が参画した協議会を全国に先駆け設立(H26.3)

三重県国土強靱化地域計画(仮称)(H27.6策定予定)

頻発する風水害・土砂災害や切迫する南海トラフ巨大地震・津波に対する備え

- 【橋梁の耐震化】 落橋防止装置の設置 (主)鳥羽松阪線(朝熊口橋)
- 【河川水門の整備】 二級河川百々川 (砂防堰堤の整備)
- 【海岸堤防の耐震対策】 城南地区海岸 (耐震強化岸壁の整備)
- 【橋梁の耐震化】 橋脚の補強 (主)南島大宮大台線(七保大橋)
- 【砂防堰堤の整備】 新宮川水系ジャングの谷
- 【耐震強化岸壁の整備】 尾鷲港

老朽化が進む県管理施設

みえ公共施設等総合管理基本方針(H27.3策定)

- 【橋梁の老朽化】 (一)赤目滝線(風呂屋橋) (トンネルの老朽化) 一般国道260号(中坂トンネル)
- 【下水道施設の老朽化】 松阪浄化センター(汚泥脱水機) (水門・樋門の老朽化) 二級河川金剛川(汐止樋門)
- 【河川の堆積土砂】 堆積土砂の撤去により平成26年台風11号で水位低減効果を発現 二級河川安濃川 (氾濫の浸透) 宇治山田港

提言

- 頻発する風水害・土砂災害や地震・津波に対する事前防災・減災対策、老朽化が急速に進行する公共土木施設の計画的かつ適切な維持管理に取り組むことができるよう、防災・安全交付金の増額など国の支援をさらに強化すること。
- 特に維持管理において、長寿命化計画等を策定した施設の計画的な修繕や更新に必要な財源を安定的に確保するとともに、河川の特定構造物改築事業の交付対象要件(現行は概ね4億円以上、機能に致命的な影響がある機器等に限定)や港湾改修事業の交付対象要件(現行は事業規模2億円以上)を緩和し、さらに河川の堆積土砂の撤去などを防災・安全交付金の対象事業とすることに加え、防災機能の維持・延命化に資することから河川及び港湾の堆積土砂等の撤去を適債事業化すること。

【県土整備部、総務部】

16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(総務省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 抜本的な治水安全度の向上が期待される川上ダムは、平成 26 年 8 月に国による検証の結果「継続」が決定されたものの、平成 27 年 3 月に変更認可された事業実施計画において、完成工期は平成 34 年度まで延伸されました。
- 頻発する集中豪雨や南海トラフ地震をはじめとした巨大地震に備えるため、直轄河川の整備が進められています。特に、海拔ゼロメートル地帯等の河川河口部では、全国防災事業を活用して堤防の液状化対策が進められています。
- 平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害や平成 26 年 8 月の広島土砂災害など、近年土砂災害による被害が多発しています。
- 平成 25 年 8 月に「濃尾平野の排水計画」が策定されました。この計画は、大型台風による高潮・洪水、巨大地震・津波に伴う広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧復興等のための広域避難ルート確保を目的に、道路啓開・航路啓開と連携した堤防仮締切、排水作業等の具体的な手順等が整理されています。

《課題》

- ① 木津川上流域の治水対策は、上野遊水地、川上ダム、木津川河川改修を一体として整備する必要があるとあり、川上ダムについて、一日も早い事業効果が発現されるよう、速やかに本体工事に着手し、事業の早期完成を図るとともに事業実施にあたってはさらなるコスト縮減を図ることが必要です。
- ② 県民の安全・安心を確保するため、伊勢湾台風による壊滅的な被害を契機として整備され、その後、約半世紀が経過し老朽化した堤防などの洪水・高潮対策、および地震により液状化などが予想される堤防などの耐震対策として、直轄事業による河川改修や海岸整備を着実に推進することが必要です。
また、地震・津波対策を推進するため、平成 27 年度で終了する全国防災事業に代わる制度の創設が必要です。
- ③ 再度の災害防止、抜本的な治水安全度の向上を図るため、鳥羽河内ダム建設を着実に推進することが必要です。
- ④ 多発する土砂災害から県民の生命・財産を守るためには、土砂災害警戒区域等の指定および土砂災害防止施設の整備を着実に推進することが必要です。
- ⑤ 巨大地震に伴う津波発生時の迅速な救助・救援活動を実現する道路啓開には、確実な排水計画との連携が不可欠です。また、大型台風に伴う広域的な浸水被害の発生時にも早期の排水が極めて重要です。

県担当課名 県土整備部河川課、防災砂防課、港湾・海岸課、施設災害対策課

関係法令等 河川法、海岸法、土砂災害防止法、東日本大震災復興基本法、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

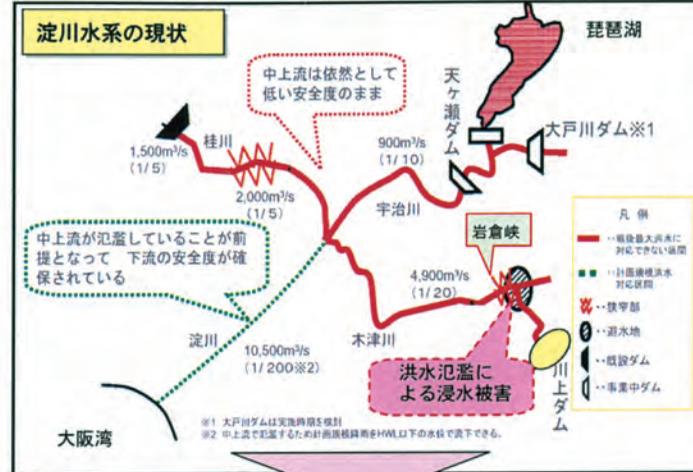
16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

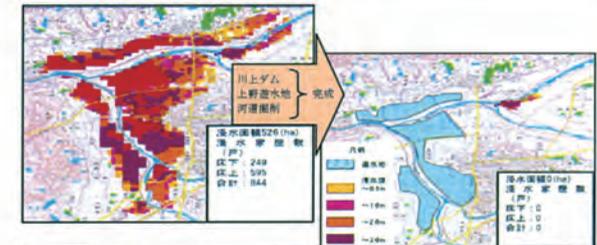
三重県の伊賀地域(木津川上流地域)は、過去から幾多の浸水被害を受け続けてきました。



淀川水系の治水上の安全は、中・上流の氾濫が前提となって、下流の安全が確保されています。



川上ダムのほか、上野遊水地と河道掘削を併せて完成させることで伊賀地域の浸水被害が解消されます。



浸水被害解消には直轄河川改修事業の着実な推進が必要



伊賀地域の住民は岩倉峡(狭窄部)の開削を要望



速やかに川上ダムの本体工事に着手するとともに、さらなる工期短縮とコスト縮減に努め、一日も早い事業効果の発現を熟望。



伊賀市水道の安定供給のための水源確保



- 提言**
- 1 川上ダムの早期完成を図るとともに事業実施にあたってはさらなるコスト縮減に最大限努めること。
 - 2 木津川・服部川・柘植川の直轄河川改修を着実に実施し、伊賀地域の浸水被害解消を図ること。

【県土整備部】

16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

頻発する洪水被害

平成 25年度 服部川 (台風18号)

三田地区
服部川・柘植川合流部付近 (伊賀市)

三田地区の浸水状況 (床上浸水45戸)

平成 21年度 雲出川 (台風18号)

波瀬川
雲出川・中村川合流部付近 (津市・松阪市)

平成 16年度 宮川 (台風21号)

最大浸水深約1.5m

最大浸水深約1.6m

(伊勢市)

近畿地方整備局木津川上流事務所・中部地方整備局三重河川国道事務所 提供

三重県の直轄管理河川

- ① 木曾川
- ② 揖斐川
- ③ 長良川
- ④ 鈴鹿川
- ⑤ 雲出川
- ⑥ 榑田川
- ⑦ 宮川

三重県 直轄河川事業費の推移

年度	直轄河川事業 (百万円)	直轄河川事業(全国防災) (百万円)
H21	14,000	0
H22	9,000	0
H23	15,000	0
H24	15,000	0
H25	12,000	10,000
H26	8,000	15,000
H27	7,000	8,000

■ 直轄河川事業 ■ 直轄河川事業(全国防災)

頻発する集中豪雨、大型化する台風、巨大地震への備えとして 直轄河川の整備推進が必要

①木曾川下流防災対策推進河川改修事業

②鈴鹿川右岸築堤護岸整備 (平野地区)

③雲出古川左岸高潮堤防整備・耐震対策

④榑田川築堤護岸整備

⑥木津川(上流)直轄河川改修事業(上野遊水地)

【三田地区】H25台風18号により床上浸水45戸

伊賀市: 伊賀上野遊水地, 木曾遊水地, 長田遊水地, 小田遊水地, 新居遊水地, 取村遊水地 2箇所

高堤 100m 用地取得 0.6ha

伊賀鉄道対策 法管補修工 200m

旧新居橋撤去 1橋

平成18年3月撮影

宮川床上浸水対策特別緊急事業

着手前

完成

堤防整備箇所の出水時の状況(宮川右岸) 平成 23年 9月 4日

中部地方整備局 三重河川国道事務所 提供

平成16年洪水と同規模の出水であったが、河道掘削、堤防整備により**浸水被害が大幅に解消**

宮川築堤・堤防(補水対策)整備

床土事業区間 H23年度完了

度会橋

宮川橋

JR 参宮線・宮川橋梁

提言

- 1 大規模水害等に備えた治水対策や大規模地震に備えた地震・津波対策として、直轄河川事業を推進すること。
- 2 海拔ゼロメートル地帯をはじめとする河口部の河川堤防等の地震・津波対策を推進するため、平成 27 年度で終了する全国防災事業に代わる制度を創設すること。

【県土整備部】

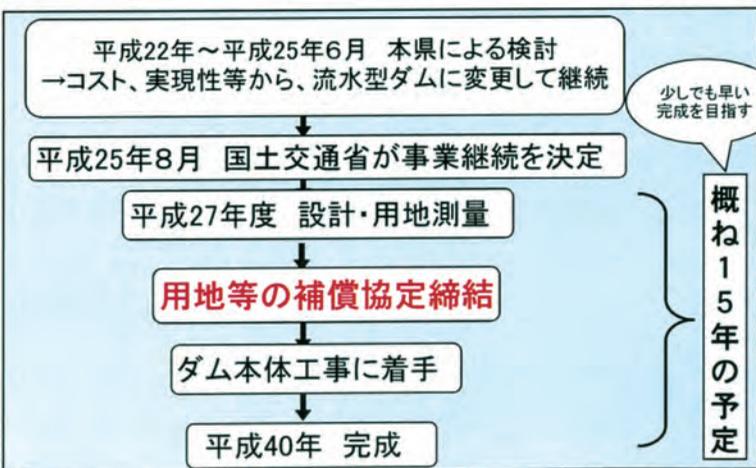
16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

二級河川加茂川水系は、過去幾度となく、洪水氾濫による浸水被害が発生！



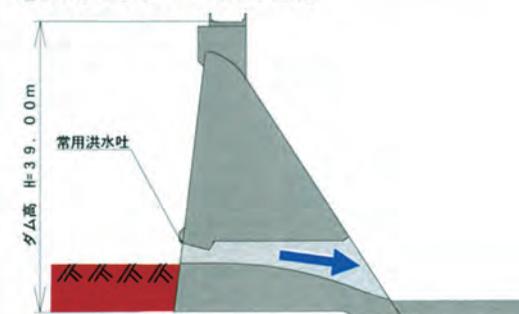
昭和57年
死者1名 浸水戸数46戸
昭和63年
死者4名 浸水戸数72戸



過去の洪水で被害を受けた地域における再度の被害防止、抜本的な治水安全度の向上を図るため、鳥羽河内ダムの整備を着実に推進する必要があります。



【流水型ダム断面図】



提言 抜本的な治水安全度の向上のため、ダム検証で継続が認められた鳥羽河内ダムの建設推進に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

異常気象により災害が多発

平成16年9月 台風21号豪雨



平成23年9月 紀伊半島大水害



平成20年9月 豪雨



平成23年9月 紀伊半島大水害



施設の整備効果により被害無し

平成24年9月 豪雨



約13万㎡を捕捉

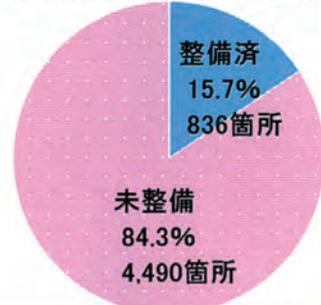


要配慮者利用施設の保全に重点



- ・近年、土砂災害が多発し、未対策の危険箇所では多くの被害が発生
- ・施設の整備により下流に被害無し
- ・広島土砂災害においても施設の整備された地区は被害無し

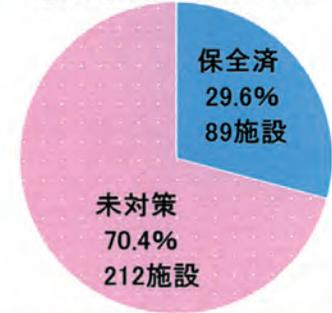
土砂災害防止施設の整備状況 要対策箇所 5,326箇所



土砂災害防止施設の整備は
15.7%に留まっている

**土砂災害防止施設の
整備推進が必要不可欠**

要配慮者利用施設の保全状況 要対策施設 301施設



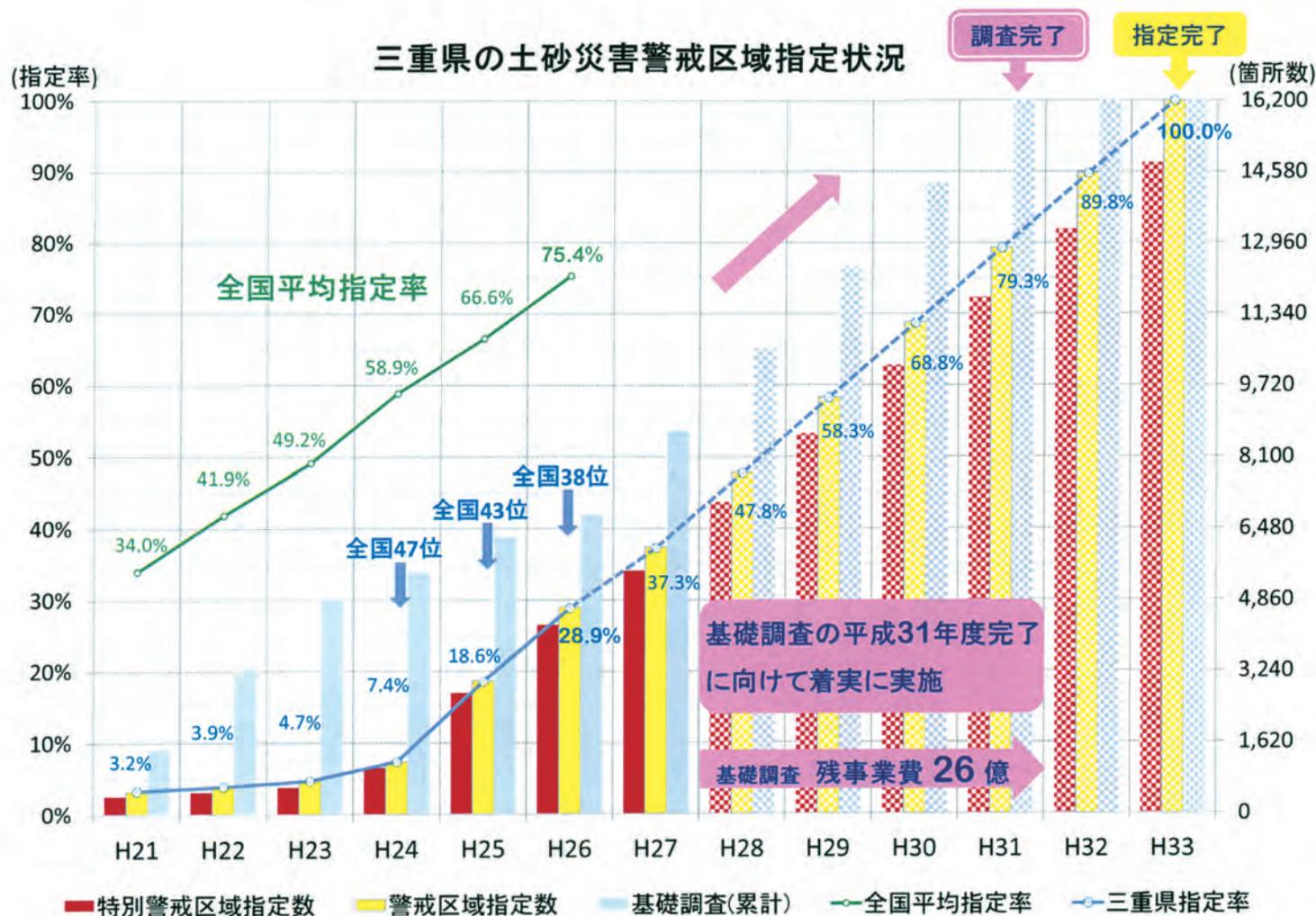
要配慮者利用施設の保全是
29.6%に留まっている

提言 土砂災害防止施設の整備推進に必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

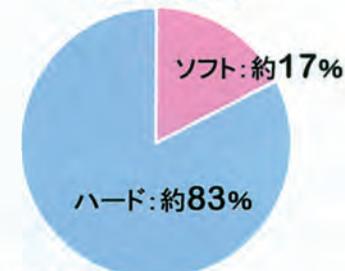
16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(総務省、国土交通省)



砂防関係事業予算に占める基礎調査(ソフト)の割合

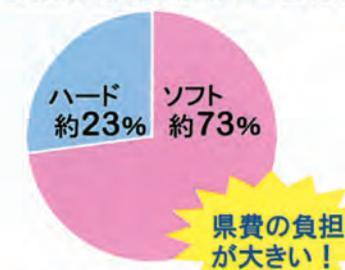
平成27年度砂防関係事業費 3,666百万円



平成26年度2月補正を含む



平成27年度砂防関係事業費うち県費(起債除く)582百万円



平成26年度2月補正を含む

ハード対策も重要
ソフト対策へ予算を回すことは困難

提言 土砂災害警戒区域等の指定推進に必要な基礎調査について、補助率の嵩上げや地方債の適債事業とするなど地方負担額の軽減措置を講じること。

【県土整備部】

16 頻発する風水害等に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援

(国土交通省)

伊勢湾台風による決壊箇所と浸水状況



「自然に学び、自然に備える 近年の豪雨災害記録集・2014」一般社団法人中部地域づくり協会

最大120日にも及ぶ
浸水範囲が広く分布
速やかな啓開には排水
計画との連携が不可欠！

「中部版くしの歯作戦」(平成
26年5月改訂版)において、
濃尾平野の道路啓開と排水
計画は連携済

『三重県国土強靱化地域計画(仮称)』 平成27年6月策定予定

【主な取組方針】

《ハード整備》

- ・河川の整備(河道掘削や築堤等)
- ・緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備
- ・高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の整備推進、未事業化区間の早期事業化
- ・河川堤防や海岸堤防の耐震対策・脆弱箇所の補強対策
- ・道路啓開基地の整備、道路構造の強化

《ソフト整備》

- ・迅速な道路啓開の展開できる態勢を確保
- ・災害対策機械(排水車等)の操作技術の習得
- ・避難体制整備の支援

道路啓開・排水計画の連携強化、排水ポンプ車の追加配備を！

くしの歯ルート(三重県)

洪水・高潮・津波 への取組



くしの歯ルート(三重県)と津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定エリアの合成

伊勢湾沿岸(伊勢市以北)
津波浸水面積 約20,860ha
《必要な取組》
・道路啓開基地の整備
・迅速な道路啓開の展開
できる態勢を確保
(排水計画との連携)

熊野灘沿岸(鳥羽市以南)
津波浸水面積 約7,510ha
《三重県の取組》
平成24~27年度
・道路啓開基地整備 14箇所
・道路構造の強化 21箇所



「中部版くしの歯作戦」(平成26年5月改訂版)【道路啓開オペレーション計画】HP

道路啓開基地



道路啓開や排水作業
を円滑に行えるよう、
活動拠点を整備

排水ポンプ車



排水ポンプ車の追加
配備により、浸水状態
の速やかな解消

提言

- 1 大規模地震発生時の道路啓開と排水計画を迅速に展開するため、伊勢湾沿岸における活動拠点の整備を推進すること。
- 2 津波や大型台風襲来時に想定される広域かつ甚大な浸水被害に対し、早期の排水完了に必要な排水ポンプ車を追加配備すること。

【県土整備部】

17 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 南海トラフ地震発生 の切迫性が高まる中、平成 24 年 8 月に内閣府が公表した強震断層モデルをふまえ、本県が平成 25 年度に実施した地震被害想定調査の結果では、すべての市町において震度 6 強以上の地震が発生し、津波による浸水が約 28,000ha に及ぶなど、甚大な被害を想定しています。
- 大規模地震の発生とこれに伴う巨大津波の来襲が予想される地域においては、甚大な人的・物的被害をできる限り防止し、軽減する必要があり、本県では、防災・減災対策としてハード対策を進めるとともに、地域のニーズに応じて避難階段の設置や防潮扉の動力化など、きめ細かな対策を進めています。

《課題》

- ① 防災・減災対策を進める上で、大規模地震発生 の切迫性が高い地域については、早急にハード対策やきめ細かな対策を強力に推進することが喫緊の課題です。
- ② 津波浸水予測区域内の河川堤防において、空洞化などにより脆弱となった箇所では、機能の回復を図るため緊急修繕を実施していますが、一定規模を上回るものについては国の支援が必要です。また、河川・海岸施設について、地震時の液状化等による浸水被害の軽減を図るために耐震対策が必要です。
- ③ 大規模地震発生時の防災活動を支援するため、耐震性能を有する下水道により防災拠点施設の汚水処理を進めることが必要です。
- ④ 木造住宅の耐震化促進のためには、既存の耐震改修支援制度の拡充（区域要件等の撤廃、平成 27 年度までの交付率（1 / 2）の確保、平成 22 年補正予算水準の上乗せ補助の復活）が必要です。さらには補助金の増額をしてもなお、耐震化に取り組めない方のため、部分的な耐震改修といった命を守る減災取組に対する評価基準の確立が必要です。
- ⑤ 不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化促進のためには、既存の耐震改修支援制度の拡充（区域要件の撤廃、上乗せ補助延長）とともに、さらなる国の補助率の嵩上げが必要です。

県担当課名 県土整備部河川課、港湾・海岸課、下水道課、住宅課、建築開発課

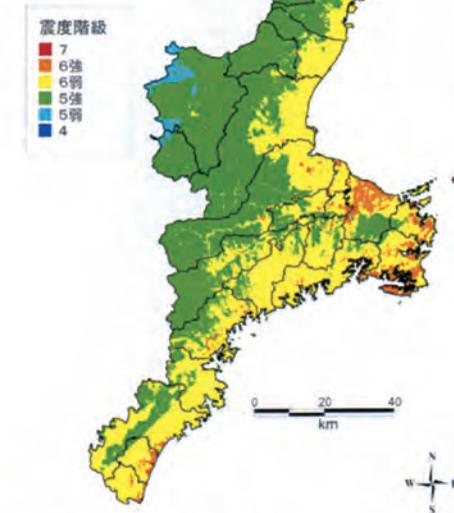
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱、建築物の耐震改修の促進に関する法律 等

17 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

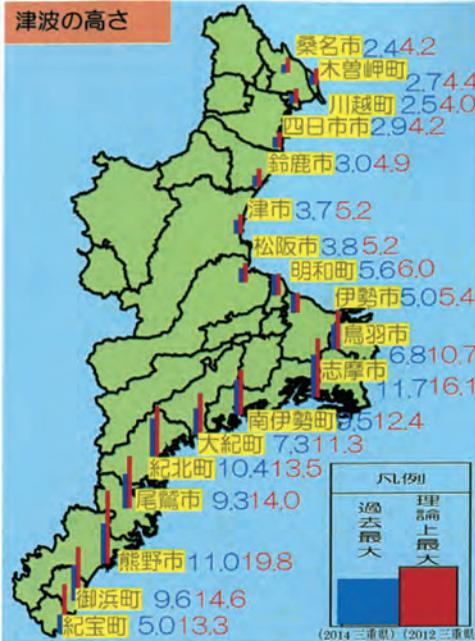
(国土交通省)

三重県内の震度分布(過去最大)

県内の沿岸部が震度6以上



津波の高さ



機能確保のため、堤防等施設の補強等の事業への支援の拡充を！

洪水・高潮対策
伊勢湾台風(S34.9)
→河川改修や海岸堤防の整備などの治水を推進

○河川 洪水(概ね60mm/hに対応) ○海岸 高潮(伊勢湾台風風速に対応)
高潮(既往最大に対応)

脆弱箇所への対応

機能回復の対策を効率的、効果的に行うため調査を実施

◎海岸延長 → 全国第8番目
◎築造後50年が経過

海岸部 調査対象 3,515箇所(約195Km)
1次点検(目視調査)
2次点検(家状計測)

河口部 調査対象 130河川(約204Km)
1次点検(目視調査)
2次点検(家状計測)

200箇所(緊急に対策を要するもの) 内136箇所(空洞化)
183箇所(緊急に対策を要するもの) 内11箇所(空洞化)

交付金事業で進捗加速!
H26年度予算で対策完了

3年間で【H24年度】
対策完了 【H26年度】

県単独事業で実施中!
H25:25箇所 H26:63箇所

5年間で【H25年度】
実施 【H29年度】

劣化による亀裂
崩落
空洞化
劣化による亀裂

「機能確保」「粘り強い構造」となるよう
緊急に「補強・補修対策」が必要!

国の支援の拡充!

急がれるハード対策やきめ細かな対策を進めるための支援の強化を！

強力にハード対策を推進

- ・海岸堤防の整備・耐震対策の実施
- ・河川堤防の整備・耐震対策の実施
- ・緊急輸送道路の整備
- ・港湾耐震岸壁の整備
- ・急傾斜地崩壊対策の実施
- ・橋梁や下水道の耐震化・津波対策 等

きめ細かな対策を推進

- ・海岸・河口部堤防等の補強・補修
- ・避難階段の設置
- ・水門・防潮扉の遠隔操作化・動力化
- ・道路の構造強化 等

海岸・河口部堤防の補強 地域のニーズに適切に対応 避難しやすい施設の整備

河川・海岸施設の耐震対策を進めるための支援の強化を！

水門・排水機場の耐震対策の推進

2次的な浸水被害を防止
早期復旧が困難な施設の耐震化

海岸施設の耐震対策の推進

県北部ゼロメートル地帯の対策は急務
耐震点検の結果、多くの施設で危険度(高)

津波被害の軽減を図るため、河川施設および海岸施設の耐震対策を推進するには国の支援が必要!

予算の確保・補助率の嵩上げ

井戸川水門 鍋田川上流排水機場 長島地区海岸 南張地区海岸

提言

大規模地震発生切迫性が高い地域において、急がれる河川・海岸堤防の耐震対策などのハード対策や地域のニーズを踏まえたきめ細かな対策を進めるため、防災・安全交付金に係る予算を確保するとともに、補助率の嵩上げや全国防災事業に代わる制度の創設など国の財政支援を強化すること。

【県土整備部】

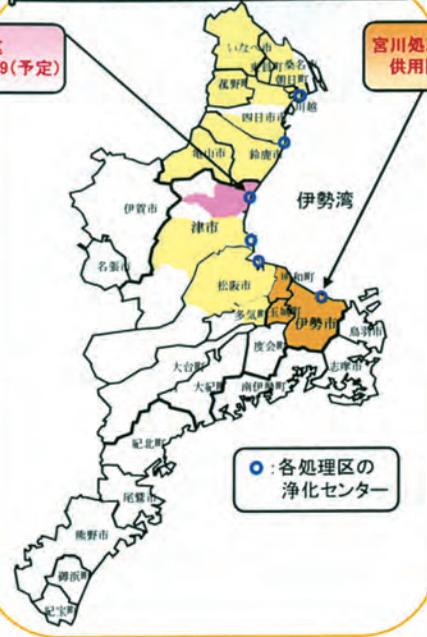
17 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(国土交通省)

志登茂川浄化センターの平成29年度末供用開始



三重県の「流域下水道各処理区」位置図



宮川流域下水道内宮幹線管渠の確実な延伸



防災拠点施設に下水道機能を確保

発災時に下水道機能を継続及び早期復旧するため、「下水道BCP」の策定に取り組んでいます

< 防災拠点 >

- ① 三重県庁
- ② 三重県津庁舎
- ③ 三重県警察本部
- ④ 国交省三重河川国道事務所
- ⑤ 三重大学医学部附属病院
- ⑥ JR・近鉄津駅

< 防災拠点 >

- ① 伊勢警察署
- ② 伊勢市消防本部
- ③ 倉田山公園 (活動・物資搬送拠点)
- ④ 伊勢市消防・防災センター [H28年4月運用開始予定]

提言

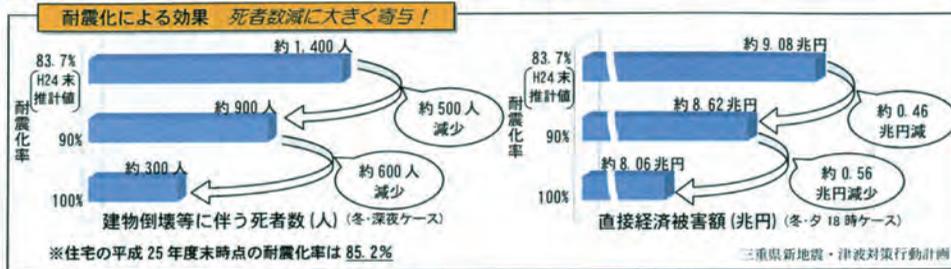
大規模地震発生時の切迫性が高い地域では、防災拠点施設の下水処理を確実にを行う必要があることから、耐震・耐津波性能を有する志登茂川浄化センターや防災拠点施設と接続する宮川流域下水道内宮幹線管渠の整備に、予算の重点配分を行うこと。

【国土整備部】

17 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援

(国土交通省)

住宅の耐震化促進と減災のための支援制度の充実を！



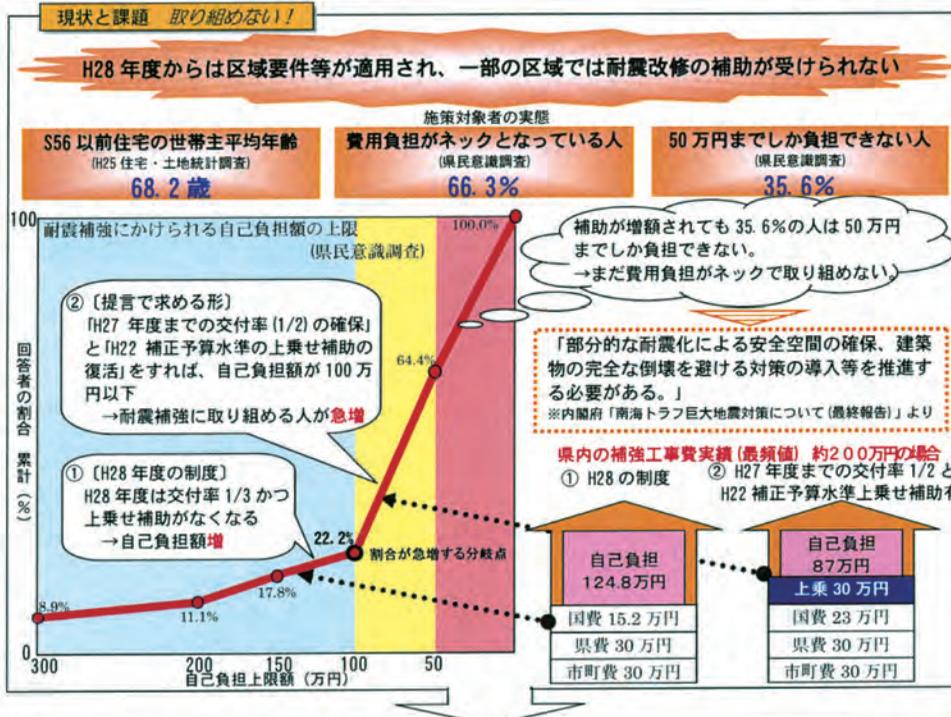
大規模建築物等の耐震化促進のための支援制度の充実を！

耐震化の現状

【国】
○多数の者が利用する建築物の耐震化目標は平成27年までに90%
<「地震防災戦略」H17年中央防災会議策定>

【県】
○多数の者が利用する建築物の耐震化目標は平成27年度末までに90%
うち多数の者が利用する民間建築物の耐震化目標は85%
○多数の者が利用する民間建築物の平成25年度末時点の耐震化率は約78%であった。

支援制度の充実による建築物の耐震化の促進が喫緊の課題



耐震診断が義務付けられた建築物への耐震改修支援制度及び課題

耐震改修促進法の改正

◆耐震診断義務化及び
◆診断結果の公表

不特定多数が利用する大規模建築物等

地方が指定する避難路沿道建築物

県が指定する防災拠点建築物

耐震改修支援制度の状況

○平成28年3月31日までに補強設計に着手した場合

国	地方	事業者
1/3	11.5%	55.2%

交付金11.5%+補助金21.8%

現行の支援制度予定

○平成28年4月1日以降に補強設計に着手した場合

国	地方	事業者
7.6%	11.5%	80.9%

交付金7.6%

※さらに、対象事業区域が緊急輸送道路等に面する区域やDID地区等に限定

◆事業者負担の軽減による耐震化の促進

国	地方	事業者
①国の上乗せ補助を継続	②さらなる補助率の嵩上げ	③対象事業区域の要件撤廃

耐震診断が義務化される全ての建築物に対して、耐震診断費の1/2及び耐震改修費の11.5%を地方が負担した場合

地方負担額 約34億円

事業者負担の増加や対象事業区域(※)が限定されるため耐震化が進まないことが懸念される。

財源確保が大きな課題

要望

○耐震改修支援制度拡充による耐震化促進
区域要件撤廃、交付率(1/2)確保、全額国費による30万円上乗せ復活

○部分的耐震改修等の減災取組に関する評価基準の確立
進められ状況をふまえ、命を守る減災取組を支援

支援制度の拡充 拡充により大きく促進！

○既存の耐震改修支援制度の拡充
区域要件撤廃、上乗せ補助の延長

国の補助率の嵩上げによる国負担の増額

支援制度の拡充 拡充により大きく促進！

提言

- 1 木造住宅の耐震化促進のために既存の耐震改修支援制度を拡充すること。また、部分的な耐震改修のような減災取組の評価基準を確立すること。
- 2 不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化促進に向け、既存の耐震改修支援制度の拡充とともに、さらなる国の補助率の嵩上げを行うこと。

【県土整備部】

18 七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

《現状》

- 七里御浜海岸は、背後地はもとより海岸と並走する緊急輸送道路の国道42号を防護する役割を担っています。
- 七里御浜海岸では、太平洋の高波等の影響により、最大80m汀線が後退し前浜が消失するなど侵食が著しく発生し、その資源や機能が脅かされています。このため、本県ではこれまで巨額の費用を投入し侵食対策に取り組んでいます。
- 七里御浜海岸は、吉野熊野国立公園内に位置し、「熊野参詣道七里御浜」（熊野古道の浜街道）として世界遺産に登録されており、東紀州地域を代表する地域資源であることから保全と活用に努めています。

《課題》

- ① 発生が懸念される南海トラフ地震に伴う巨大津波から、背後地や国道42号を防護するため、早期に対策を行う必要があります。しかし、七里御浜海岸は海岸延長約23kmに及ぶことから工事規模が著しく大きく、本県による対策には限界があります。
- ② 海岸の侵食対策については効率性の観点が重要であり、七里御浜海岸においても熊野川の堆積土砂を活用し、波力等の自然エネルギーを利用した吸引輸送システム（サンドバイパス）等の新技術・新工法によるコスト縮減が求められます。しかし、これらの新技術・新工法は、高度な技術や機械力を要するため、本県による対策には限界があります。
- ③ 七里御浜海岸は、国立公園や世界遺産に登録されていることから、緑の防潮堤や潜突堤等の新技術・新工法による景観に配慮した対策が必要です。しかし、これらの新技術・新工法は、高度な技術や機械力を要するため、本県による対策には限界があります。
- ④ 七里御浜海岸の侵食が進行する原因には、熊野川等からの自然な土砂供給が減少していることが考えられます。このため、継続的な土砂供給を確保するためには、複雑な土砂供給の解析や複数県にわたる熊野川流域の総合土砂管理が必要です。

県担当課名 県土整備部港湾・海岸課

関係法令等 海岸法

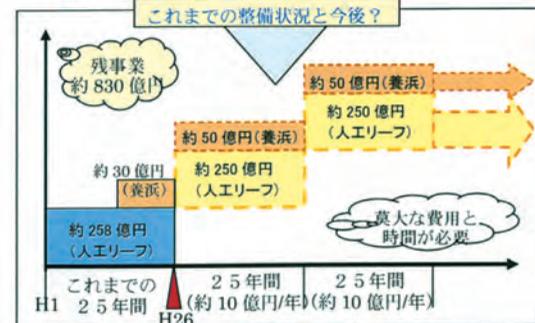
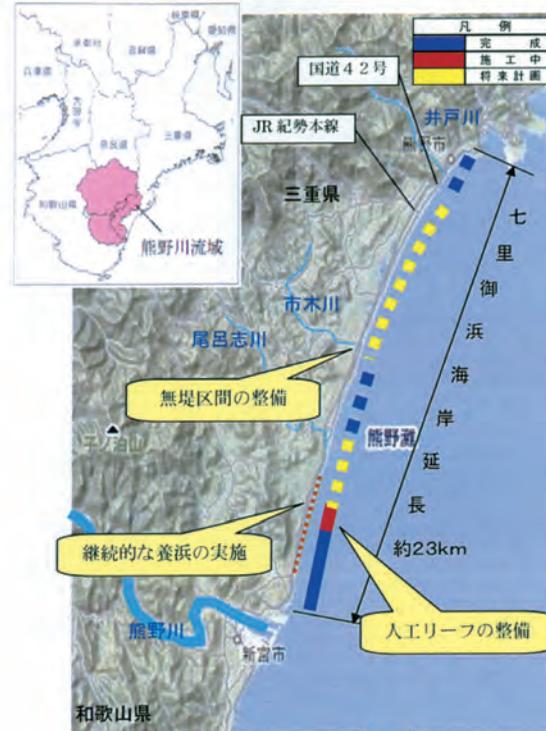
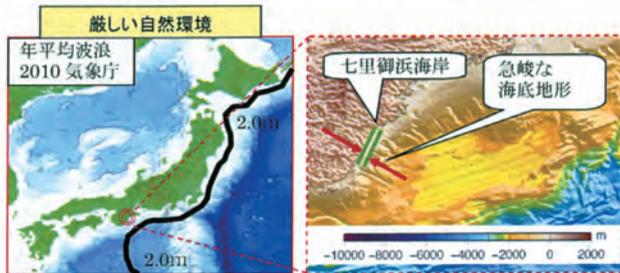
18 七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化

(国土交通省)

七里御浜海岸は、熊野古道の「浜街道」として世界遺産に登録され東紀州地域を代表する地域資源です。また、背後地の防護機能も有していますが、急峻な海底地形や太平洋の高波など厳しい自然環境のもと、著しく侵食が進んでおり、年々海浜が後退しています。

七里御浜海岸は、海岸延長が約23kmに及び、また前浜が消失するなど侵食が著しいことから、大規模な侵食対策が必要です。

世界遺産保護と環境負荷低減のため、新技術・新工法を活用した侵食対策が必要です。また、継続的な土砂供給確保のため、複数県にわたる熊野川流域の土砂管理や、複雑な土砂供給の解析が必要です。



提言 発生が懸念される南海トラフ地震の津波対策が急がれる中、七里御浜海岸における侵食対策については工事規模が著しく大きく、高度の技術、高度の機械力等が必要となることから、直轄事業化すること。 【県土整備部】

19 新宮川水系（熊野川）の総合的な治水対策のさらなる推進

（国土交通省）

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 平成 23 年の台風 12 号に伴う豪雨により、熊野川および支川流域において大規模な浸水被害が発生するとともに、熊野川の河道内には大量の土砂が堆積しています。また、熊野川の影響を受けた相野谷川では、平成 19 年に完成した輪中堤（天端高 9.40m）を越水し、紀宝町の鮎田地区、高岡地区、大里地区など広範囲にわたり、浸水被害が発生しました。このため、熊野川と相野谷川では、激甚災害対策特別緊急事業や災害復旧事業が実施されています。
- 河口から約 5 km の区間は国の直轄管理であり、中下流部は、三重県とその対岸を和歌山県、上流部を奈良県が管理しています。また、流域内には、主なものだけで 11 基のダムが設置され、電源開発（株）、関西電力（株）、国土交通省がそれぞれダムの管理を行っています。このうち、一部の利水ダムにおいては、洪水時のダム放流量の低減を図る暫定運用が実施されており、平成 25 年の台風 18 号や平成 26 年の台風 18 号等において、一定の水位低減効果が得られました。
- 熊野川は、紀伊半島大水害以降、山腹崩壊等による土砂の流出により、さらなる濁水の発生とその長期化が問題となっています。その対策として堆積土砂の撤去、砂防工事等の土砂災害対策や上流にあるダム群における水路トンネル整備、選択取水設備の設置などの対策を進めていますが、濁水の発生は継続しています。このため、「熊野川の総合的な濁水対策協議会」の中に、平成 26 年度には「熊野川濁水対策技術検討会」が設置され、平成 27 年 3 月には関係機関が実施する濁水対策が示されました。

《課題》

- ① 熊野川では治水安全度の向上を図るため、大量の堆積土砂を早期に撤去する必要があります。しかしながら、その対策には莫大な費用が必要であり、水系内に複数存在する河川管理者が短期間に効率的かつ効果的な対策を進めることには限界があることから、直轄管理区間の拡大により、国の管理のもと効率的かつ効果的な堆積土砂の撤去を推進することが求められます。
また、熊野川および相野谷川では再度災害防止に向け、激甚災害対策特別緊急事業等の着実な推進が必要です。
- ② 複数の河川管理者やダム管理者が存在する新宮川水系において、治水対策の推進や洪水軽減に向けたダム運用のさらなる改善、濁水対策の確実な実施と検証のためには、国のマネジメントを継続する必要があります。

県担当課名 県土整備部河川課

関係法令等 河川法 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

19 新宮川水系(熊野川)の総合的な治水対策のさらなる推進

(国土交通省)

早期復旧

紀伊半島大水害で被害を受けた施設の早期復旧が必要

複雑で特異

日本有数の多雨地帯に、河川やダム等の管理者が複数・複雑に存在！
上下流一貫した対策が必要！

全国有数の多雨地帯のため、洪水を発生しやすい

流域(2,360km²)が三県に跨る

浸水想定区域内の人口(約25,000人)に11基のダムが点在

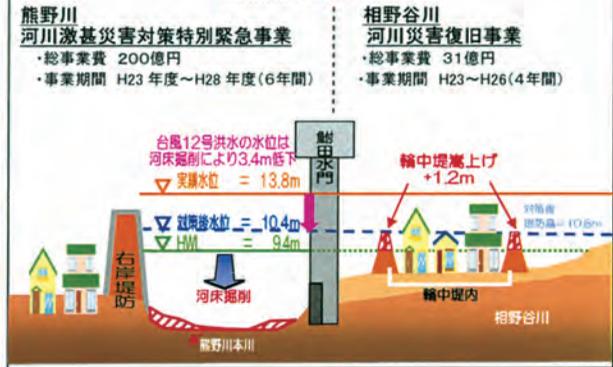
土砂災害や洪水による被害発生するリスクが大きい

流域全体の総合的な治水対策が必要

11基全てが利水ダム(治水機能無し)複数の管理者が存在

熊野川周辺の災害復旧への取組

〈対策概要・効果イメージ〉



熊野川の総合的な治水対策の実施への取組

熊野川の河川管理者である国、三県と沿川自治体及びダム管理者が緊密な連携を図りながら熊野川の一貫した総合的な治水対策を推進することが重要

【従前からの取組】
「ダム操作に関する技術検討会」(電源開発)

「熊野川の総合的な治水対策協議会」

【構成員】 国・和歌山県・奈良県・三重県・流域自治体・関西電力・電源開発

H27.3第8回協議会で確認

【治水対策】 事業主体：国・県・電源開発
・各管理者による堆積土砂撤去
・治山・砂防事業の実施

【濁水長期化軽減対策】 事業主体：国・県・電源開発
・流域対策(直轄砂防・治山、各県砂防・治山)
・ダム施設の改良(風屋ダム・二津野ダム)
・ダムの運用改善(風屋ダム・二津野ダム)

平成23年 台風12号 被災状況



新宮川水系 流域図



◎計画規模を超える洪水により大規模な被害が発生
◎大量の堆積土砂を撤去するなど治水対策が必要

◎下流の直轄管理区間と密接不可分な上流のダム群が存在
◎流域全体の一体的な管理が必要

◎紀伊半島大水害以降、少雨により濁水が発生
◎濁水対策の実施と検証が必要

提言 1 紀伊半島大水害で計画規模を超える洪水が発生した熊野川(相野谷川を含む)について、直轄管理区間の拡大による国の一元的な管理により、効率的かつ効果的な堆積土砂撤去など再度災害防止に向けた治水対策を推進すること。
2 複数の管理者が存在する新宮川水系において、治水対策の推進や利水ダムの運用改善及び濁水対策の実施について、国によるマネジメントを継続すること。

【県土整備部】

20 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の地域とともにある学校づくりの推進に向けた施策および財政的支援を充実すること。
- 2 学力向上のための学習環境の整備にかかる財政的支援および人的支援を拡充すること。
- 3 時代の変化に対応した教育の総合的な改革のための「学力評価のための新たなテスト（仮称）」の実施に向けて、大学と教育委員会等が協働した研究開発の支援および人的支援を行うこと。

《現状》

- 平成 27 年度の本県の公立の小・中・高等学校におけるコミュニティ・スクールの指定校数は、60 校（小学校 41 校、中学校 17 校、高校 2 校）となっています。また、公立の幼稚園、小・中学校 224 校（幼稚園 17 園、小学校 154 校、中学校 53 校）が学校支援地域本部を設置しています。

【参考】公立小中学校におけるコミュニティ・スクール設置率：本県 10.9%、国目標値：10%（H28 年度）→100%
(教育再生実行会議 6 次提言を踏まえた中央教育審議会諮問)

- 本県では、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の仕組みの導入や取組の充実を図るため、「開かれた学校づくりサポーター（実践経験のある元校長など 7 名：国の CS マイスター 2 名含む）」を市町教育委員会や学校に派遣するとともに、「開かれた学校づくり推進協議会」を 4 地域で開催し、効果的な取組の情報交換や課題の解決方策についての協議を進め、「地域とともにある学校づくり」の推進に取り組んでいます。
- 平成 27 年 3 月に国の「コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議」が取りまとめた報告書によるとコミュニティ・スクールでは、学力や学習意欲の向上、生徒指導上の課題解決等の成果をあげており、特に、コミュニティ・スクールの指定経験の長い学校は成果が大きい傾向にあるとともに、中学校区を一つの運営単位と捉えたコミュニティ・スクールが広がってきており、複数の小学校・中学校が 9 年間を通じて子供の育ちを実現する仕組みとして有効に機能しています。
- 本県の平成 26 年度全国学力・学習状況調査の結果は、すべての教科で全国の平均正答率を 3 年連続下回る厳しい結果でしたが、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の取組を行っている学校では、平均正答率等において向上している効果が見られます。
- 本県の平成 26 年度全国学力・学習状況調査における学校に対する調査（学校質問紙調査）結果から、小中学校ともに授業の進め方（「めあての提示」と「振り返る活動の計画的な設定」等）、少人数指導の実施等、組織的・継続的に取り組む授業改善や学校体制の確立が十分なされていません。

- 現状の高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜は、知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性を持って多様な人々と協働する態度など、真の「学力」が十分に育成・評価されていません。

《課題》

- ① 現在、コミュニティ・スクールに比べ導入しやすい学校支援地域本部の取組を拡大する中で、学習意欲や学力の向上等を図っていますが、保護者や地域住民が学校運営や教育活動に連携して取り組み、学校・家庭・地域の三者が協働して子どもの教育環境を充実する取組を推進するためには、学校支援地域本部の取組からコミュニティ・スクールへのステップ・アップを促進する必要があります。
- ② 県内すべての学校において、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の「地域とともにある学校づくり」を広く推進するためには、コーディネーター役（推進役）となる人材の確保・育成や人的配置等、中学校区や市町全体における体制づくりに向けた支援が課題となっています。
- ③ コミュニティ・スクールの導入後の継続的な支援が得られないという課題に加えて、国のコミュニティ・スクール推進のための制度変更による自治体の予算面での負担増や事務職員の加配措置の廃止は、新たな実施や取組の拡大を図るうえでの課題となっています。また、学校運営協議会が教員の任用に関する意見を述べることに対する抵抗感も、学校が導入に踏み切れない要因の一つとなっています。
- ④ 学力向上のための学習環境を整備するため、次に掲げる財政的支援および人的支援を拡充する必要があります。
 - ・全国学力・学習状況調査の厳しい結果をふまえ、県内市町における学力向上の取組を促進するため、学力定着に課題が見られる地域や学校に対する支援および言語活動の充実に向けた支援、退職教職員等を活用したサポートスタッフによる学力向上の支援等、学習環境の整備について財政的支援を拡充すること。
 - ・学力向上に特化した研修をすべての小中学校で実施するために、県内市町の指導主事等を対象とした研修において、文部科学省および国立教育政策研究所の専門家を派遣していただくとともに、国立教育政策研究所が開催する授業改善の長期研修に多くの教員が参加できるようにすること。
- ⑤ 平成26年12月22日の中央教育審議会の答申において、高等学校教育、大学教育およびそれらを接続する大学入学者選抜の抜本的な改革（三者の一体的改革）が提言され、高等学校の教育内容や学習・指導方法、評価方法等の見直し、大学教育の質的な転換が求められています。本県として全国に先駆けて改革に取り組むことにより、生徒の主体的・協働的な学習・指導方法の充実、教員の意識を深める効果が期待されることから、思考力・判断力・表現力や主体性を持って多様な人々と協働する態度など、真の「学力」を育成・評価するための研究を進めるとともに、「学力評価のための新たなテスト（仮称）」の実施に向けて、大学と教育委員会（高等学校）が連携し、研究体制を構築する必要があります。

県担当課名 教育委員会事務局 高校教育課、小中学校教育課、学力向上推進プロジェクトチーム
関係法令等 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

20 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

本県のコミュニティ・スクール（CS）の取組効果
(全国学力・学習状況調査結果による比較等)

CS指定校と指定校以外の学校の全国平均との差の比較

※コミュニティ・スクール指定校と指定校以外の学校のそれぞれについて平均正答率(4教科合計)の平均値を算出し比較(H25年度指定校)

	小学校(38校)		中学校(14校)	
	指定前(H21)	指定後(H26)	指定前(H21)	指定後(H26)
CS指定校	243.7	258.5	259.9	251.1
全国との差	-10.2	-6.2	-11.2	-6.5
CS指定以外	243.1	253.8	269.2	252.2
全国との差	-10.8	-10.9	-1.9	-5.4

取組期間別の全国平均との差の推移

※コミュニティ・スクール指定期間と平成26年度のそれぞれの平均正答率と全国平均との差を比較(H25年度指定校)

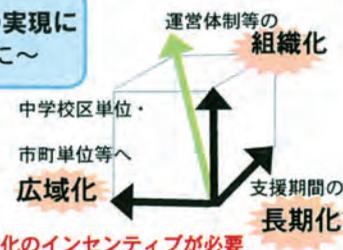
	小学校(38校)			中学校(14校)		
	指定後3年未満(4校)	指定後3年(30校)	指定後4年以上(4校)	指定後3年未満(1校)	指定後3年(11校)	指定後4年以上(2校)
指定前の全国との差	-8.3	-9.0	-4.8	-27.3	-10.3	+23.2
H26の全国との差	-9.0	-7.2	+4.2	-27.4	-7.7	+27.8
全国との差の推移	-0.7	+1.8	+9.0	-0.1	+2.6	+4.6

【提言・提案項目】

1 コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の地域とともにある学校づくりの推進に向けた施策および財政的支援の充実すること。

「スクール・コミュニティ(学校を核とした地域づくり)」の実現に向けた3つのステップアップ ~将来的なCS全校化を視野に~

学校・家庭・地域が協働して子どもの教育環境を充実させるためには、学校支援地域本部の拡充はもとより、コミュニティ・スクールへのステップアップを促進する必要がある。



※組織化、長期化、広域化のインセンティブが必要

コミュニティ・スクール（CS）にかかる主な課題

- ・ 国の財政措置(補助1/3)
1校30万円程度、支援期間に制限(指定前後各2年のみ)
※学校支援地域本部 補助金額、支援期間に制限なし
- ・ 常勤職員の加配 指定後は加配なし ※指定前は教員・事務職員の加配あり
- ・ 教職員の任用に関する意見(人事規定)に対する抵抗感

県の取組

- ・ 知事によるCSの設置にかかる市町長への働きかけ
 - ・ 三重大学大学院への働きかけ(地域連携のマネジメント力を持つ教員の養成)
 - ・ CSの視点を初任者、教職経験6・11年次、管理職対象の研修等へ位置づけ
 - ・ 指定の長期化・広域化のためのインセンティブの提供(ベンチマーキング旅費提供等)
- 【参考】本県のCS指定期間:平均2.4年、市町全体での取組:1市、中学校区単位での取組:3市1町
- ・ 開かれた学校づくりサポーター(国のマイスター含)の積極的な市町への派遣

国への具体的な提案

- ・ CS指定校への学校支援地域本部以上の財政措置(補助金額・支援期間)
- ・ CS指定校への常勤職員(事務職員)の配置
- ・ 人事規定の在り方の明確化・柔軟化(人事意見の取扱いへの不安を払拭)

【教育委員会事務局】

20 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

義務教育における学力の向上に向けた取組

本県の取組

- ・学力定着に課題が見られる地域や学校に対する支援
(国委託事業で、研究校を指定し、実践的な調査研究を実施)
平成 26 年度 2 市実施 (申請は 5 市町)
- ・退職教職員等を活用したサポートスタッフによる支援
(学力向上アドバイザー等を派遣し、教員への指導助言)
平成 26 年度 学力向上アドバイザー (5 名) 等を
実践推進校 100 校に、732 回派遣
- ・全小学校の学力向上推進担当者等を対象とした国の調査官
を招いての国語の研修会 平成 26 年度 4 回

今後の取組方向

- ・研究校等の指定や学力向上アドバイザーの派遣などを拡充
- ・国の調査官による研修を拡充し各小中学校に横展開

提言・提案内容

- ・研究校等や、学力向上アドバイザーの派遣など学習環境の整備について財政的支援の拡充
- ・専門的知識や全国の状況に熟知した文部科学省および国立教育政策研究所の専門家の派遣など人的支援の拡充

学力評価のための新たなテスト (仮称) に係る研究支援等の実施

- ・「高等学校基礎学力テスト (仮称)」、「大学入学希望者学力評価テスト (仮称)」に係る研究を、大学と教育委員会 (高校) が連携して実施
⇒ 全国に先駆けて実施することにより、大学、教育委員会 (高校) とともに、多面的・総合的な評価にかかる研究を進めることができる。

(大学)

答えのない問題に対して解を見出す力の育成に係る研究

協働研究

大学等

教育委員会⇔高校

(高校)

夢や目標をもって主体的に学ぶ力の育成に係る研究

【提言・提案項目】

- 2 学力向上のための学習環境の整備にかかる財政的支援および人的支援を拡充すること。
- 3 時代の変化に対応した教育の総合的な改革のための「学力評価のための新たなテスト (仮称)」の実施に向けて、大学と教育委員会等が協働した研究開発の支援および人的支援を行うこと。

【教育委員会事務局】

21 南海トラフ地震に備えた石油化学コンビナートが立地する四日市港の強靱化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 三重県が実施した地震被害想定調査によれば、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、地震の揺れや津波により、三重県内で約 53,000 人の死者が発生し、四日市港の背後地においても一部地域が津波による浸水域となるとされています。
- 四日市港の臨海部には、国内外に石油製品等を供給する国内有数の石油化学コンビナートが立地しており、被災後のサプライチェーンの寸断による経済・産業活動への深刻な打撃や背後の市街地、港湾機能への影響が生じることが懸念されます。
- 四日市港は、地震や津波による被害の発生を未然に防止する、被災した場合にも早期復旧を支えるという重要な役割を担っており、四日市港の強靱化が喫緊の課題となっています。

《課題》

- ① 南海トラフ地震による被害は、広域にわたること、かつ、その程度も深刻なものとなることが想定されることから、重点的な事前防災・減災対策を実施することにより、被害の防止・軽減を図ることが不可欠です。このため、四日市港では、海岸保全施設の耐震化整備を進めていますが、十分な財源の確保ができず対策が進んでいません。
こうした取組を円滑に進めていくためには、さらなる財政支援が必要です。中でも、石油化学コンビナートを防護している海岸保全施設については、優先的に取り組む必要があることから、重点的な支援が必要です。
- ② 四日市港の物流機能を維持するためには、予防保全型の維持管理による港湾施設の長寿命化を図ることで維持管理コストの縮減や予算の平準化が必要となっていますが、予防保全計画に基づき計画的に維持管理を進めることができるよう、さらなる財政支援が必要です。
また、現在、港湾管理者が実施する港湾施設の老朽化対策のうち、5億円以上の大規模な事業については1/2の補助が受けられますが、それよりも小規模な事業については1/3しか補助が受けられません。施設の損傷の程度が小さいうちに対策を施すことが維持管理の効率化や費用縮減につながることから、5億円未満の事業についても大規模なものと同様の財政支援が必要です。
- ③ 臨港道路霞4号幹線は、災害時に霞ヶ浦地区から背後地へのアクセスのリダンダンシー機能を確保する重要な役割を担っており、平成29年度の完成をめざし、平成16年度から国の直轄事業として整備が進められています。しかし、平成26年度末現在の進捗状況（事業費ベース）は、約5割にとどまっており、早期供用に向けた十分な財源の確保が必要です。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

21 南海トラフ地震に備えた石油化学コンビナートが立地する四日市港の強靱化 (国土交通省)

現 状

- 南海トラフ地震の発生が危惧される中、四日市港の背後地においても一部地域が津波による浸水域になるとされており、四日市港臨海部の石油化学コンビナートが被災することによるサプライチェーンの機能停止、背後の市街地や港湾機能への影響が生じることが懸念されます。
- 四日市港は地震や津波による被害の発生防止、被災した場合の早期復旧という観点から重要な役割を担っており、四日市港の強靱化が喫緊の課題となっています。

課 題 1

民間が所有する部分を含む海岸保全施設の総延長 21.7 kmのうち、6.1kmが現行の耐震基準を満たしておらず、一体的な対策が必要



課 題 2

岸壁延べ 7,394mのうち、経過年数 50 年以上が 1,162m
 ⇒ 【全体の 15.7%】



課 題 3

背後地へのアクセス道路が霞大橋のみ
 ⇒ **霞4号幹線の早期供用が必要**
 ※ H26年度末
 事業進捗約 5 割 (事業費ベース)



【提言・提案項目】

- 1 住民生活や企業活動の安全を確保するための海岸保全施設の耐震化対策および老朽化対策に対する支援の充実を図ること。
 - (1) コンビナート沿岸において連続する 3.4kmの海岸保全施設の地震・津波対策を促進するため、海岸保全施設の耐震化対策について、直轄事業化すること。
 - (2) 防災・安全交付金(海岸事業)の補助率の引上げ(1/2→2/3)を図ること。
- 2 災害に強い物流システム構築のための港湾施設の老朽化対策に対する支援の充実を図ること。
 - (1) 防災・安全交付金(旧統合補助)の補助率の引上げ(1/3→1/2)を図ること。
 - (2) 維持管理計画策定事業の補助対象をすべての港湾施設にするとともに、維持管理計画書に基づく港湾施設の一般定期点検および詳細点検に対する補助制度を創設すること。
 - (3) 港湾施設の延命化・有効活用等のための事業に対する交付要件(1件あたりの事業規模が2億円以上5億円以下であること)の緩和を行うとともに、国有港湾施設の改修については、事業費5億円以上の枠を撤廃し、国の責任で行うこと。
 - (4) 維持浚渫に対する直轄事業化、補助制度の創設および適債条件の緩和を図ること。
- 3 災害時のアクセスのリダンダンシー機能に資する臨港道路霞4号幹線の早期整備に向けて、直轄港湾改修費の予算確保を図ること。

【四日市港管理組合】

22 日本経済をリードするものづくり産業を支える四日市港の物流機能の強化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

《現状》

- 伊勢湾（四日市港および名古屋港）の背後には、臨海部コンビナートに高度な部材型産業や自動車関連産業などわが国の基幹産業が集積しています。また、現在、中部地域では、次世代産業である航空宇宙産業等の集積に取り組んでおり、「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定されたほか、地域活性化モデルケースに採択される等、今後の日本経済を牽引する地域として期待が寄せられています。
- こうした高度な部材型産業など背後のものづくり産業のさらなる成長による国際競争力の強化を図るためには、それを支える伊勢湾の港湾機能の強化が急務となっています。
- 国は、中部地域に集積しているわが国の基幹産業を支えるため、伊勢湾において必要な物流機能の強化を図るとの方針を示しており、四日市港においては名古屋港と連携を図りつつ、港湾コストの削減とサービス水準の向上に取り組んでいるところです。
- また、伊勢湾は港湾法附則第 31 項の規定に基づき政令により、当分の間、国際戦略港湾とみなして、国際戦略港湾における港湾運営会社および特例港湾運営会社に関する規定を適用するとされています。平成 26 年 11 月に、四日市港埠頭株式会社が、名古屋港埠頭株式会社とともに、特例港湾運営会社の指定を受けています。

《課題》

- ① 国際戦略港湾には、直轄港湾工事の国費負担率の引き上げや対象施設の拡充、税制優遇等の支援措置が図られたところですが、伊勢湾にはその支援措置が適用されません。今後の日本経済を牽引する中部地域の基幹産業や次世代産業の成長を促進するためには、こうした産業を支える物流拠点である伊勢湾に対しても、国際戦略港湾と同等の支援措置が必要です。
- ② また、コンテナ埠頭へのアクセス向上のため、臨港道路霞 4 号幹線の整備が、国の直轄事業として平成 16 年度から進められていますが、平成 26 年度末現在の進捗状況（事業費ベース）は約 5 割にとどまっており、早期供用に向け十分な財源を確保し、着実に港湾施設の整備を進めていく必要があります。
- ③ コンテナ埠頭近傍の未利用地となっている港湾関連用地については、臨港道路霞 4 号幹線の整備により、一層の利便性の向上が見込まれることから、こうした土地に物流施設を誘致することで、公共投資だけでなく、民間からの投資も積極的に呼び込み、物流の一層の効率化を図っていく必要があります。

県担当課名 四日市港管理組合
関係法令等 港湾法

22 日本経済をリードするものづくり産業を支える四日市港の物流機能の強化 (国土交通省)

現
状

- 今後の日本経済を牽引する中部地域の基幹産業や次世代産業の国際競争力強化を図ることが必要です。
- こうした産業を支える伊勢湾の港湾機能の強化が急務です。
- 四日市港においては名古屋港と連携を図りつつ、港湾コストの削減とサービス水準の向上に取り組んでいます。

課題

- ① 伊勢湾には、国際戦略港湾と同様の港湾運営会社制度が適用されていますが、港湾施設の整備への支援や税制面で差があります。
- ② 臨港道路霞4号幹線の平成26年度末現在の進捗状況は約5割にとどまっており、早期供用に向けた十分な財源の確保が必要です。
- ③ コンテナ埠頭近傍の未利用地について民間からの投資も積極的に誘導し物流の一層の効率化を図ることが必要です。



港湾整備等に係る国の支援措置

	国際戦略港湾 5港 京浜港(東京・川崎・横浜) 阪神港(神戸・大阪)		国際拠点港湾 18港	
			名古屋 四日市	左記以外の16港
港湾運営会社の指定	国土交通大臣		国土交通大臣	港湾管理者
直轄事業の国費負担率 (コンテナターミナルの耐震岸壁)	水深16m以上 7/10 水深14m~15m 2/3 水深12m~13m 5.5/10		2/3	
コンテナヤードの直轄事業化	国庫負担率2/3 (水深16m以上)		—	
港湾運営会社に対する 無利子資金の貸付	○ (最大8割)		○ (最大8割)	○ (最大6割)
埠頭近傍の保管施設の建設等に対する 無利子資金の貸付	○ (最大6割)		—	—
港湾運営会社の取得した 荷さばき施設等に係る 課税標準の特例	固定資産税 1/2 都市計画税 1/2		固定資産税 2/3 都市計画税 2/3 対象港： 苫小牧、仙台塩釜、新潟、清水、名古屋 四日市、広島、関門、博多	

【提言・提案項目】

- 1 コンテナターミナルのヤード等の整備に対して国際戦略港湾と同等の支援措置を適用すること。
- 2 貨物輸送の即時性・定時性の確保、物流コスト・環境負荷の低減に資する臨港道路霞4号幹線の早期供用に向けて、直轄港湾改修費の予算確保を図ること。
- 3 港湾運営会社に対して、国際戦略港湾と同等の税制優遇措置を講じること。
- 4 埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を、国際戦略港湾と同様に無利子貸付制度の対象施設とすること。

【四日市港管理組合】

【一般項目】

1 消防広域化をはじめとする消防力向上の取組への支援措置の充実

(消防庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 消防広域化の重点地域に対する緊急防災・減災事業債の運用や国庫補助事業の採択において優先的・弾力的な措置を講じること。
- 2 効率的・効果的な教育訓練が実施できるよう、消防学校の施設・資機材に対する財政支援措置を講じること。
- 3 救急業務の高度化に対応するため、消防本部の救急用訓練資機材の整備に対する財政支援措置を講じること。

《現状》

- 平成 26 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」を策定し、優先的に広域化に取り組む地域（伊賀市・名張市地域、四日市市・菰野町地域、鳥羽市消防本部）の重点地域の指定に向けた協議を進めているところです。
しかしながら、当該地域の中には、消防力の問題から広域化の組み合わせが決まらない小規模消防本部が含まれており、周辺地域との協議を進めるために、消防防災施設の整備など消防力の強化が必要な状況となっています。
- 平成 26 年 3 月の「消防学校の教育訓練の基準」の改正を受け、県消防学校において、平成 26 年度から消防団幹部に対する教育課程を見直し訓練を実施しているところです。
また、本年度から地域防災の核となる消防団と自主防災組織の充実と連携を図るため、消防団員の新たな教育訓練を実施することから、消防学校の教育訓練に必要な資機材等の充実が急務となっています。
- 平成 24 年および平成 25 年に救急出動件数の増加率が全国第 1 位となる中、救急救命士の質的向上を図るため、県と消防本部が連携し、平成 26 年度から救急救命士の処置拡大講習を実施するとともに、平成 27 年 3 月から指導救命士制度の運用を開始しています。
特に、指導救命士制度の運用開始に伴い、県内各消防本部において、救急業務の教育指導体制の強化に加え、訓練資機材の整備が急務となっています。

《課題》

- ① 「消防広域化重点地域」に対する現行の財政支援措置は、広域消防運営計画の策定等、具体的な広域化の合意を前提としていることから、広域化の相手先が決まっていない小規模消防本部に対しても財政支援措置が受けられるよう、重点地域の指定を前提とする支援措置の拡大等が必要です。
- ② 消防学校において、レベルアップが求められる教育訓練を効率的・効果的に実施していくためには、施設設備や資機材の充実が欠かせませんが、厳しい財政事情の中で地方自治体の独自整備は困難であり、国の財政支援措置が必要です。
- ③ 増大・高度化する救急業務に対応していくためには、各消防本部において、指導救命士が中心となって救急隊員等への効果的な教育訓練を実施していく必要があり、そのための訓練資機材の充実に向けた国の財政支援措置が必要です。

県担当課名 防災対策部消防・保安課

関係法令等 消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針、救急救命士法施行規則

2 自然災害に対する観測・予測に向けた精度の向上と地域の状況に応じた気象警報の運用

(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 南海トラフを震源域とする巨大地震や津波を即時に検知するための観測監視体制を早期に確立するとともに、地震・津波の予測に関する研究体制を強化すること。
- 2 これまでになかった規模の災害が発生する中、竜巻や豪雪をはじめとする防災気象情報の観測や予測に関する精度をより向上させること。
- 3 特別警報の発表について、各地域の状況に応じ、市町村単位や地域毎のきめ細かな発表に見直すこと。また、特別警報の発表前には、気象庁または気象台から関係自治体へ速やかに情報提供を行うこと。

《現状》

- 本県が実施した地震被害想定調査（平成26年3月公表）によると、南海トラフを震源域とする最大クラスの地震による震度は、県全体面積の約95%で震度6以上と想定されています。津波についても、早い地域では地震発生から10分以内に10mを超えるものが押し寄せ、浸水面積は約2万8千ha、死者は揺れで約1万人、津波で約4万2千人とされています。
- 現在、竜巻の発生危険度が高まった場合、竜巻注意情報が発表されるものの、その精度はあまり高くありません。昨年度、本県においても竜巻により、いなべ市、熊野市、御浜町で、家屋被害（一部損壊）が発生しました。
- 平成26年2月の豪雪では、本県においても予報を上回る記録的な降雪により農林業を中心に多くの被害が発生し、県南部地域では長時間にわたり公共交通機関がストップし、多くの帰宅困難者が発生しました。
- 現在、府県単位で発表される特別警報について、1府県内においても気象状況が大きく異なることがあります。平成26年8月の台風11号で本県に発表された特別警報では、「数十年に一度」の気象状況と大きく異なる地域もありました。また、一部の市町では、注意報から切替えとなったため、態勢の整備や住民への迅速な周知等必要な対応に遅れが生じました。

《課題》

- ① 津波から住民が一分一秒でも早く“逃げる”ための避難対策を推進するためには、地震や津波を即時検知する観測監視体制を早期に確立するとともに、地震・津波の予測に関する研究体制をより強化することが必要です。
- ② 竜巻や豪雪などの気象災害に対し、防災関係機関が的確に対応するとともに、住民の迅速な避難行動を促すためには、専門機関による観測・予測に向けた技術の向上と精度の高い情報の速やかな提供が不可欠です。
- ③ 特別警報の発表について、各市町において気象状況が異なることから、府県予報単位ではなく、各地域の状況に応じ、市町村単位や地域毎のきめ細かな発表が行われるよう見直すことが必要です。また、特別警報の発表が見込まれる場合は、円滑な対応につなげるためにも、発表前に気象庁または気象台から関係自治体に情報提供を行い、関係自治体が態勢を整備するための時間を確保することが重要です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

3 社会保障・税番号制度導入に係る適切な財政措置等

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 社会保障・税番号制度が国家的な社会基盤であることをふまえ、システムおよびネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については、国が負担し、地方自治体に新たな経費負担が生じることのないよう、必要な予算を確保すること。
- 2 社会保障・税番号制度の導入に伴い、地方自治体において対応が必要となる作業等についての情報は、地方自治体の作業に遅れが生じないよう、内閣官房や総務省において一元的で地方自治体側にとって分かりやすい提供に努め、適切な時期に行うこと。

《現状》

- 社会保障・税番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための国家的な社会基盤として導入が進められています。
- 地方自治体においては、平成 27 年 10 月からの個人番号の通知、平成 28 年 1 月からの個人番号利用開始、平成 29 年 7 月からの情報連携開始に向けて、システムおよびネットワークの構築・改修や関係する条例改正、特定個人情報保護評価などの準備作業を進めているところです。
- 国においては、平成 26 年度および平成 27 年度においてシステム関係補助金等の予算を措置していただくとともに、関係政省令などの制定を、順次、進めていただいています。

《課題》

- ① システム関係補助金については、平成 26 年度補正予算において総務省分補助金の積み増し・前倒しをしていただきましたが、厚生労働省分については補正予算での措置はなく、また、依然として本来必要な額が補助金の上限額を上回る団体やシステムがあることから、地方に経費負担が生じる可能性が残っています。
- ② 制度導入に向けての準備期間が限られている中、システムの詳細情報や政省令など、国からの情報提供が予定よりも遅れる場合が多く、また連絡が縦割りになりがちなこと加わって、作業の手戻りや準備の遅れにつながり、計画的な業務執行が困難な状況です。

県担当課名 戦略企画部戦略企画総務課、情報公開課、総務部税務企画課、健康福祉部健康福祉総務課、地域連携部市町行財政課、情報システム課
関係法令等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

4 TPP協定交渉における妥協のない対応

(内閣官房、農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 TPP協定交渉にあたっては、国益にかなう最善の道を追求め、妥協せず、しっかりと交渉すること。また、国民生活に与える影響等について十分に情報提供し、国民に対する説明責任を果たすこと。
- 2 地方の農林水産業および農山漁村を取り巻く現状をふまえ、関税撤廃の例外品目の十分な確保、WTO漁業補助金交渉における日本の姿勢の堅持など、政府としてしっかりと交渉すること。また、交渉状況をふまえ、農林漁業者が将来展望をもって経営を持続し、競争力を確保していけるよう対策を講じること。

《現状》

- TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は、物品の関税の撤廃・削減のみではなく、投資、知的財産などの非関税分野や環境、労働などの分野も含む包括的協定として交渉されています。関税をなくしていくことで貿易が盛んになるという意見がある一方で、農林水産業の衰退や食料自給率の低下、食品の安全基準の緩和、公的な医療保険が受けられる範囲の縮小などのさまざまな不安の声があります。
- 日本は食料輸出国と比べ、土地条件等で圧倒的に不利であり、仮に主要農産物の関税が撤廃された場合には、国内農業への影響は甚大です。農林水産業は、安全で安心な食料を安定的に供給する産業であるとともに、景観の形成や伝統文化の継承などの重要な役割を担うなど、将来にわたり地域の経済や社会に貢献し、就業の場としても大切な産業です。
- 水田農業は食料生産に加え地域社会の発展や多面的機能の維持増進などに大きく貢献しています。
- 本県農業産出額の3割を占める畜産業は、今年1月15日の日豪EPA協定の発効による牛肉の関税引き下げの影響等が心配される所です。
- WTO漁業補助金交渉において、持続可能な漁業や安全で安心して暮らせる漁村の構築のために、政策上必要な補助金については認められるべきと日本は主張しています。

《課題》

- ① TPP協定が国益にかなうものとなり、国民が将来への希望を感じることができるよう、妥協せずしっかりと交渉をする必要があります。また、TPP協定に関して不安を抱いている方もいることから、情報を十分に提供し、政府として説明責任を果たすことが必要です。
- ② 高い関税が設定されている米、小麦、牛肉・豚肉、乳製品等について関税が撤廃された場合には、輸入品の増大によって生産の減少を余儀なくされ、本県の農畜産業の振興に大きな支障が生じます。また、本県の漁業の振興を着実に進めていけるよう、政策上必要な漁業補助金について維持されることが必要です。

5 「地域の元気創造事業費」の算定方法の見直し

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 「地域の元気創造事業費」の算定における行革努力分のうち、削減率を用いる項目については、過去の全国数値のピーク時と比較するのではなく、新地方行革指針以降の行革取組を反映した直近10年間程度を評価する算定方法に見直すこと。
- 2 「人件費を除く経常的経費」については、南海トラフ巨大地震に備えるための地域の防災・減災対策費など削減困難な経費を控除し、行革努力を算定する指標に見直すこと。

《現状》

- 平成26年度普通交付税において導入された「地域の元気創造事業費」の行革努力分の項目のうち、「職員数削減率」、「人件費削減率」、「人件費を除く経常的経費削減率」、「地方債現在高削減率」の削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算定されます。
- 「人件費を除く経常的経費削減率」による経常的経費には、少子高齢化に伴い必要な社会保障関係経費、地域経済対策・雇用対策、地域の防災・減災対策などの削減困難な経費等が含まれています。

《課題》

- ① 削減率の比較対象を全国数値のピーク時とする場合、先行取組団体のピーク時と合致しないこと、また、直近に取り組んだ団体の努力が反映され難いなどの点で不公平です。このため、国が要請した平成17年3月29日付「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）を起点とするなど、公平性を担保する制度にする必要があります。
- ② 本県は南海トラフ巨大地震の被害想定地域であり、防災・減災対策費は削減困難な経費である中、そうした経費を含めた削減を行革努力と評価するのは適当ではありません。

県担当課名 総務部財政課、総務課、人事課
関係法令等 地方交付税法

6 新たな地方公会計制度の整備

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

標準的ソフトウェアを可能な限り早期に配布するとともに、ソフトウェアの円滑な稼働等に対する技術的な支援および財政支援の創設等必要な措置を講じること。

《現状》

- 平成 27 年 1 月 23 日に、総務大臣より、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成するよう要請がありました。
- 総務省において標準的なソフトウェアを開発し、地方公共団体に無償で段階的に提供される予定であり、固定資産台帳機能については平成 27 年 9 月末までに、財務書類作成機能については平成 27 年 12 月末までに、活用機能については平成 28 年 3 月末までに提供される予定です。
- 総務省においては、地方公会計システムの導入・改修に要する経費については、平成 27 年度以降の特別交付税措置の対象経費とすることを検討するとされています。

《課題》

- ① 財務書類等の作成期間が極めて短期であることから、一刻も早くソフトウェアを入手し作業を進めていく必要があります。
- ② 導入に際しては、標準的なソフトウェアの円滑な稼働等に対する技術的な支援、また、標準的なソフトウェアの仕様に合わせるための財務会計システムの改修などの経費に対する財政支援が必要です。

県担当課名 総務部財政課、管財課、出納局出納総務課
関係法令等 地方交付税法

7 税制改正により地方税収が減収となる場合の代替財源の確保

(総務省、財務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討を行う場合には、地方の財政運営に支障が生じないように必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源を確保すること。
- 2 車体課税の見直しにあたっては、エコカー減税の対象範囲の適正化も含め、地方の税収が減収することのないよう、安定的な代替税財源の確保を同時に図ること。
- 3 消費税、地方消費税に軽減税率を実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税の原資が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策を同時に講じること。

《現状》

- 平成 27 年度与党税制改正大綱において、「平成 27 年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す。その際、2020 年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するため、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する」とされています。
- 平成 27 年度与党税制改正大綱において、自動車取得税の廃止等の「平成 26 年度与党税制改正大綱等における消費税率 10% 段階の車体課税の見直しについては、平成 28 年度以後の税制改正において具体的な結論を得る」とされています。
- 平成 27 年度与党税制改正大綱において、「消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10% 時に導入する。平成 29 年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」とされています。

《課題》

法人実効税率の引下げ、車体課税の見直し、消費税、地方消費税への軽減税率の導入は、いずれも地方税収が減収となりかねず、地方財政への影響が懸念されます。

県担当課名 総務部税務企画課
関係法令等 平成 27 年度与党税制改正大綱

8 災害時に特別な配慮が必要となる要援護者対策の促進

(内閣府)

【提言・提案事項】 制度・予算

大規模災害に備え、障がい者や高齢者等の要援護者が安全に避難できる「福祉避難所」の設置や、要援護者入所施設間での支援体制の確立に向けて、市町村や施設に対する国による財政支援制度を創設すること。

《現状》

- 平成 25 年 8 月に内閣府が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づき、本県においても各市町が福祉避難所の指定等を進めていますが、国において、福祉避難所を全市町村に確保するための検討会が平成 27 年度に設置されることをふまえ、福祉避難所が未指定の市町（4 市町）への働きかけを強化する必要があります。
- また、国のガイドラインにおいて設置の基準とされている小学校区に一つ程度の福祉避難所を確保できていない市町が 29 市町中 18 市町（62%）あり、近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、早急に設置を進める必要があります。
- 介護施設等において、災害時に入所者の避難等の相互支援体制を構築するため、施設間での協定の締結を進めており、モデル的に東紀州地域において災害時相互支援協定を締結しました。今後、他の地域でも施設間の協定締結を進める必要があります。
- 災害対策基本法において、「国及び地方公共団体は災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項について実施に努めなければならない」とされており、災害時要援護者対策を着実に進める必要があります。

《課題》

- ① 福祉避難所の確保にあたっては、施設のバリアフリー化や福祉機器の設置、衛生材料等の備蓄が平時から必要となるため、これらを整備するための国による財政支援が必要です。
- ② 施設間の災害時相互支援協定の締結の推進にあたっては、各施設において食糧や飲料水、介護用品等を備蓄する必要があり、これらを整備するための国による財政支援が必要です。

県担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、健康福祉部健康福祉総務課
関係法令等 災害対策基本法、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

9 予防接種の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていない2ワクチン（おたふくかぜ、B型肝炎ワクチン）の他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについて、早期に定期接種化を図ること。

《現状》

- 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていない2ワクチン（おたふくかぜ、B型肝炎）の他、薬事承認されたロタウイルスワクチンの接種については、県内の一部市町（おたふくかぜ 11 市町、ロタウイルスワクチン 6 市町：平成 26 年 7 月調査）において、住民のニーズを受け、自主財源で実施しています。
- B型肝炎ワクチンについては技術的な検討が終了し、対応案が厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で平成 27 年 1 月 15 日に了承されたため、実施に向けた調整を行うこととなっていますが、時期は示されていません。

《課題》

おたふくかぜ、B型肝炎ワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについても、感染拡大の防止、個人の重症化防止を図るため、早期の定期接種化が必要です。

県担当課名 健康福祉部薬務感染症対策課
関係法令等 予防接種法

10 障がい者の地域生活への移行と地域生活支援の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

障がい者の地域生活への移行と地域生活支援の体制整備を推進するため取組を拡充するとともに十分な財政措置を講じること。

《現状》

- 本県では、これまで、第3次の県障害福祉計画である「みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成24～26年度）」において、障がい福祉施設の入所者のうち、344人（19.8%）を地域生活へ移行する等の目標を設定し、グループホーム等の居住の場の確保をはじめ、日中活動系サービスの施設整備や自立生活体験事業などに取り組んできました。
- しかしながら、こうした従来の取組だけでは、とりわけ、重度の障がい者の地域移行を進めることに限界も見受けられ、新たに作成した「みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成27～29年度）」で定めた施設入所者73人（4.3%）の減少をめざす等の目標を達成するためには、取組の拡充が必要となっています。
- さらに、障がいの重度化や介護者の高齢化が進む中、保護者等からは早急な障害福祉サービスの充実が求められており、すべての障がい者が自ら選択した地域で安心して生活できるよう、地域における支援体制の整備が急務です。

《課題》

- ① 平成26年8月に本県が実施した「障害者支援施設入所者等に対する意向調査」によると、障害者支援施設入所者の13.8%（230人）が、地域移行を希望し、支援職員も地域移行が可能と判断していることがわかりました。これらの方については最優先で地域移行の取組を進めていくことが求められる状況であることから、介護給付費の報酬について、入所者の地域移行加算など地域移行を進めていく上でインセンティブが働くよう、制度を拡充する必要があります。
- ② 障がい者の地域移行や地域支援を行うグループホームや生活介護、短期入所などの基盤整備に係る十分な財源を確保し、障がい福祉施設の整備を進めていく必要があります。
- ③ 地域において、医療的ケアを必要とする障がい児・者を受け入れる体制づくりを進めるため、重度訪問介護、生活介護および短期入所等の障害福祉サービスを提供する場合の加算措置について、さらに拡充する必要があります。

県担当課名 健康福祉部障がい福祉課

関係法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

11 障がい者福祉施策の円滑な実施と手話言語法の早期制定

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

障害者差別解消法やアルコール健康障害対策基本法に基づく新たな障がい者福祉施策を着実に進めるため、十分な財政措置を講じること。また、社会における手話の認知をより確かなものとし、手話による意思疎通を一層進めるための法律（手話言語法）を早期に制定すること。

《現状》

- 障害者差別解消法に基づく国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が策定され、地域住民等に対する啓発活動や地方自治体等職員対応要領の策定、障害者差別解消支援地域協議会の設置など、積極的な推進が求められています。
- 平成 26 年度に施行されたアルコール健康障害対策基本法において、地方自治体の責務が明確化され、地域の実情に応じた「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」の策定、アルコール関連問題についての関心と理解を深めるための啓発、知識の普及のために必要な施策、アルコール健康障害の発見および飲酒についての指導等が適切に行われるようにするために必要な施策等の実施が規定されています。また、関係機関、関係団体からも、アルコール関連問題に係る施策推進についての意見等が寄せられていることから、従来からの取組に加えて、新たな対応が求められる状況にあります。
- 改正障害者基本法により、「手話が言語である」と位置づけられましたが、社会における手話の認知や手話による情報保障をより一層進めていくためには、国における手話言語に関する法整備が重要となっています。また、一方で、三重県議会において、「手話言語法（仮称）の制定を求める意見書」が採択されたほか、47 都道府県、1,702 市町村（平成 27 年 4 月 10 日現在）で意見書が採択されるなど、全国的にも制定に向けた動きが広がっています。

《課題》

- ① 本県では、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法等の制定等をふまえ、平成 26 度に改訂した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の中で、権利擁護を重点的取組の一つとして位置づけ、「障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発活動」「県の行政サービス等における障がいを理由とする差別の解消」「相談等のための体制整備」などについて取組を進めることとしており、確実な財政措置が必要です。
- ② 精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱において、地域依存症対策支援事業が平成 26 年度で廃止されました。同事業において実施していた、「アルコール関連問題、アルコール依存症に関する県民等への普及・啓発」などの事業は、アルコール健康障害対策基本法に規定された施策の実施に必要であり、こうした地域の実情や関係者等のニーズに応じたアルコール健康障害対策を行えるよう、新たな財政措置を講ずる必要があります。
- ③ 手話が言語であるとの認識の下、日常生活、職場、教育など社会のさまざまな分野で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障されるよう、手話による意思疎通を一層進める「手話言語法」を制定し、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現していくことが必要です。

県担当課名 健康福祉部障がい福祉課

関係法令等 障害者差別解消法、アルコール健康障害対策基本法、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

12 暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、以下の措置を講ずること。

- 1 国における早期の制度化
- 2 制度化されるまでの間の十分な財政措置および医療機関の窓口での無料化（いわゆる現物給付）を実施する市町村に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止

《現状》

- 本県内のすべての市町で、子どもや障がい者、一人親家庭等に係る医療費助成を行い、医療費の無料化が実施されています。また、本県は、医療を必要とする人々が安心して受診できるよう、医療費助成を行う市町に対して県費による補助をしています。
- 医療機関での窓口での無料化（いわゆる現物給付）については、住民から要望があるものの、国民健康保険国庫負担金の減額措置があることなどから、本県内では行われていません。

《課題》

- ① 国の医療制度を補完する形で、医療費助成制度が地方単独事業として全国 47 都道府県すべてにおいて行われていますが、誰もが安心して適切な医療が受けられるよう、ナショナルミニマムの観点から、国の責任において取り組む必要があると考えます。
- ② 県内市町の医療費助成に対して県が補助を行うための財政負担は、非常に重いものとなっています。

〈参考1〉福祉医療費助成制度における支払方法

【都道府県数】

	子ども	障がい者	一人親家庭等
現物	22	20	23
償還	10 (本県含む)	16 (本県含む)	17 (本県含む)
併用	15	11	7
合計	47	47	47

〈参考2〉福祉医療費補助金の県決算額

【単位：億円】

	平成25年度決算	平成26年度決算（見込み）
子ども	22.8	23.1
障がい者	22.2	22.9
一人親家庭等	4.5	4.7
計	49.5	50.7

県担当課名 健康福祉部医療対策局医務国保課
 関係法令等 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

13 特別養護老人ホームの待機者解消等に係る制度の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

特別養護老人ホームについて、以下の措置を講じること。

- (1) 夜間の看護職員の配置や、医療的ケアを必要とする等、重度の入所者に係る介護報酬の加算の充実を図ること。
- (2) 医療的ケアに係る設備の経費について、地域医療介護総合確保基金事業の対象とすること。

《現状》

- 平成 26 年 9 月 1 日現在、本県における特別養護老人ホームの入所申込者は 11,640 人となっており、このうち、重度で在宅での入所申込者は 1,574 人となっています。
- 重度で在宅での入所申込者の中には、医療依存度が高いため、施設に入所できない方 100 名が含まれています。

《課題》

- ① 医療的ケアが必要な入所申込者については、介護の必要性等の優先度から入所が可能となった場合においても、施設側の受入態勢が十分でないことから、入所できない場合があり、これらの方々が入所できない限り待機者の解消は実現できません。
- ② 特別養護老人ホームでは、夜間に看護職員が常駐している施設は少なく、ほとんどがオンコールでの対応となっているのが現状です。医療的ケアが必要な入所者に対応するための看護職員の夜間配置や医療的ケアを必要とする重度の入所者に係る介護報酬の加算が十分でないことから、施設として入所申込者を受け入れられない状況となっています。
- ③ 喀痰吸引、在宅酸素を行うための医療機器や、停電時の非常用電源など医療的処置を行うための設備が十分でない施設が多いため、現状では医療的ケアが必要な入所申込者を受け入れることができません。

県担当課名 健康福祉部長寿介護課

関係法令等 介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

14 医療安全等の対策

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 医療法の改正により、平成 27 年 10 月から医療事故に係る調査の仕組み（医療事故調査・支援センター）が運用開始されることから、医療機関等に対する財政的支援を講じること。
- 2 死因究明等の推進に関する法律に基づく死因究明等推進計画により、内閣府から各都道府県に設置が要請されている死因究明等推進協議会について、以下の措置を図ること。
 - (1) 同協議会において行うべき事項等の明確化（ガイドライン・指針等の整備）
 - (2) 設置および運営に係る事業費補助（異常死死因究明支援事業 国 1 / 2）の補助率嵩上げ

《現状》

- （公財）日本医療機能評価機構によると、平成 25 年度における医療事故等報告件数は 3,049 件、1 医療機関あたりで 3.2 件となっています。
- 三重県医療安全支援センターにおける相談件数は年々増加傾向にあり、医療事故や医療ミスに関連した内容の相談が大きな割合を占めています。
- 死因究明等推進協議会については、他の都道府県においてほとんど設置が進んでいない状況の中、本県では平成 26 年度末に設置したところです。

《課題》

- ① 団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年を展望すれば、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築とともに、医療の安全と信頼を高めることが求められます。
- ② 対象となる医療死亡事故が発生した場合、医療機関は医療事故調査・支援センターに報告するとともに、支援団体による必要な支援を受けながら院内調査を実施することとなっており、医療機関および支援団体の人的、財政的負担が大きいため、この仕組みを円滑に進めていくことができません。
- ③ 死因究明等推進協議会については、内閣府から設置要請はあったものの、同協議会が行うべき事項等は具体的に示されていません。
- ④ また、同協議会の設置および運営にあたり、現在の国庫補助事業では 1 / 2 の県費負担が発生することから、継続的に活動を続けていくことを考慮した場合、都道府県の財政負担は大きいものとなります。

県担当課名 健康福祉部医療対策局医務国保課
関係法令等 医療法、死因究明等の推進に関する法律

15 駅舎のバリアフリー化推進のための財政措置の拡大

(総務省、国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

鉄道事業者による駅舎のバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）第 25 条に定める「基本構想」の作成が困難な駅舎のバリアフリー化への県の助成（補助金）の財源についても起債対象とすること。

《現状》

- 駅舎のバリアフリー化については、バリアフリー法に基づく基本方針にある「平成 32 年度までに一日平均利用者数 3,000 人以上の駅を原則としてすべてバリアフリー化する」という目標に向けて整備が進められ、平成 26 年度末までに県内 25 駅でエレベーターの設置等がされました。
- 現在、県内で段差解消されていない一日平均利用者数 3,000 人以上の駅は 7 駅あり、さらに、段差は解消済であるものの、内方線や多機能トイレ等の整備など、バリアフリー化が必要な駅は 12 駅あります。
- これまで本県は、駅舎のバリアフリー化への助成にあたっては、起債を充当するなどにより財源を確保して取り組んできたところですが、今後、未整備の駅についても、国の基本方針に沿って、平成 32 年度までにバリアフリー化する必要があり、「国」「地方自治体」「鉄道事業者」による三位一体の取組が必要不可欠ですが、県の財政状況が厳しくバリアフリー化の円滑な推進が難しくなっています。

《課題》

- ① 駅舎のバリアフリー化への都道府県の助成に起債を充当するためには、前提条件として、市町村が「基本構想」を策定する必要があります。「基本構想」は、重点整備地区を設定し、その地区内の駅舎および車両、道路、公園、路外駐車場、建築物などのバリアフリー化を特定事業として設定し、更にその整備時期なども明示した上での事業実施が義務となります。
また、市町村が「基本構想」を作成する際には、地元住民の意見反映、議会への説明等が必要となるなど、「基本構想」を作成するために相当の費用・期間・労力を要することから、現在、県内に「基本構想」作成予定の市町はありません。
- ② 基本方針では、重点整備地区を設定するには、駅舎や官公庁施設、福祉施設等で概ね 3 施設以上必要としていますが、今後段差解消を必要としている駅舎には、この条件を満たさないものがあり、これらの駅では基本構想を作成することは困難です。また、内方線や多機能トイレの整備のためだけに「基本構想」を作成するのは現実的ではありません。
- ③ バリアフリー法の基本方針に基づき、1 日平均利用者数 3,000 人以上の駅を原則としてすべてバリアフリー化するという目標に向けてバリアフリー化を進めるために、「基本構想」が策定されていない事業に対する県助成（補助金）についても、地方債の対象とすることが必要です。

県担当課名 健康福祉部地域福祉課

関係法令等 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

16 地域医療提供体制の充実に向けた支援

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

医療提供体制推進事業費補助金について、平成23年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続いており、地域医療体制の確保に大きな支障をきたしているため、各都道府県の事業計画規模をふまえた十分な予算額を確保すること。

特に、この補助金の対象となるドクターヘリ導入促進事業、救命救急センター運営事業については、重篤な救急患者に対する三次救急医療を安定して提供するために必要不可欠であるため、補助基準額の引き上げや新たな補助金として再構築する等財政支援を拡充すること。

《現状》

- 医療提供体制推進事業費補助金は、救急医療、周産期医療をはじめとする医療提供体制の確立に不可欠な補助金ですが、事業計画額に対する厚生労働省の内示率が年々低下しており、地域の医療提供体制の確保について厳しい状況が続いています。
- ドクターヘリについては、山間部や離島など救急車による搬送に長時間を要する地域における搬送件数が年々増加しています。また、重複要請時の対応など、効率的にドクターヘリを運用するため、近隣県との連携について検討を進めています。
- 救命救急センターについては、三重県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院の4か所が救命救急センターとして指定され、重篤な救急患者等への対応を行っています。

《課題》

- ① 医療提供体制推進事業費補助金が減額されることにより、ドクターヘリの運航や救命救急センターの運営等、県民の命に直結する事業を実施する医療機関に大きな負担が生じており、県民生活に大きな支障をきたしています。
- ② ドクターヘリについては、山間部、離島を運航するだけでなく、隣接県に出動するケースもある中、運航実績に応じた補助基準額の引き上げとともに十分な予算額の確保が必要です。また、運航経費の都道府県負担分に対する特別交付税の措置割合の拡大が必要です。
- ③ 救命救急センターについては、重篤な救急患者の受入に必要な医師等医療人材を確保することなどにより不採算が生じています。限られた医療資源の中で安全・安心な医療を提供するため、救命救急センターの運営に対しさらなる財政支援が必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 救急医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法

17 災害時の医療提供体制の整備

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 災害拠点病院および二次救急医療機関の耐震整備を進めるため、医療施設耐震整備事業の補助対象基準額を医療施設耐震化臨時特例交付金と同程度まで引き上げるなどの充実を行うこと。
- 2 災害時の医療提供体制の充実を図るため、災害派遣医療チーム（DMAT）研修の受講を希望する医療機関に対して、研修の開催場所の拡充を含めて研修の受講機会を確保すること。
- 3 災害時における診療や投薬等の医療サービスを迅速に提供するため、保険者が保有するレセプト情報等の個人情報を、災害医療を担う医療機関等へ提供することができるようガイドラインなどにより明確化すること。

《現状》

- 災害拠点病院および二次救急医療機関については、医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、耐震整備が進んでいますが、平成 28 年 3 月末における災害拠点病院および二次救急医療機関の耐震化状況は、なお 82.9%にとどまる見通しです。
- 平成 26 年末現在、DMATを保有する本県の医療機関は 13 病院で、活動可能なチームは 20 チームとなっています。
- 東日本大震災では、大規模な津波により医療機関が被災し保有する患者情報が消失したため、被災した患者が医療救護所や避難所、避難先の医療機関等で受診する場合に既往歴や投薬歴等の確認ができず、診療や投薬など医療サービスの提供に困難が生じました。

《課題》

- ① 医療施設耐震化臨時特例交付金を活用した医療施設の耐震整備は、平成 26 年度着工分までのため、引き続き、災害拠点病院や二次救急医療機関の耐震化を進めるためには、国において継続した財源措置が必要です。
- ② DMATを 1 チームしか保有していない災害拠点病院では、DMAT隊員の異動に対応できるよう早急に隊員を養成する必要があります。また、大規模災害の発生に備え、災害拠点病院のDMAT保有数を増やす必要があります。しかしながら、DMAT研修の開催場所が限られ、受講枠が十分に確保されていないため、受講を希望するすべての医療機関に対して研修の受講機会を確保する必要があります。
- ③ 災害等による医療情報の消失への対策としては、医療機関等が患者情報を離れた場所にバックアップすることなどが有効ですが、診療所等においては費用面での負担が大きいため、保険者が保有するレセプト情報を活用することが有効です。しかし、レセプト情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、第三者への提供が制限されています。

県担当課名 健康福祉部医療対策局地域医療推進課

関係法令等 医療提供体制施設整備交付金交付要綱、日本DMAT活動要領、個人情報の保護に関する法律

18 難病対策の充実と医療費助成事務の円滑な実施

【提言・提案事項】 制度・予算

(厚生労働省)

- 1 地方自治体における医療費助成事務が円滑に実施できるよう、情報提供や意見交換の機会の提供はもとより、制度全体の運用を遅滞なく、計画的に進めること。
- 2 指定難病ではない難病においても、発病の機構、診断及び治療方法に関する調査・研究を推進し、早期にその病態解明等を図ること。
- 3 長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が成人しても切れ目のない医療が受けられるよう、特定医療費と小児慢性特定疾病医療費の一体化について検討すること。

《現状》

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月1日から施行されました。平成26年5月30日の公布から約7か月という短期間での移行事務（条例の整備や患者等への周知など）であったため、準備期間が十分に確保されず、施行後約4か月が経過した現在においても、指定医・指定医療機関の公表（指定状況）が十分でない等、全国的に移行事務に遅れが見られます。
- 指定難病ではない難病患者団体からは、高額な医療費を長期にわたり負担する必要がある、あるいは、疾病が社会的に認知されておらず精神的苦痛を強いられる等のため、指定難病と同様の支援について要望を受けています。
- I型糖尿病のように、小児慢性特定疾病医療費の対象疾病であっても、指定難病に指定されていない難病が多数ある等、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が、成人に達すると指定難病に指定されないため医療費助成等の支援を受けられない状況となっています。

《課題》

- ① 医療費助成については、平成27年6月初旬に約190の疾病が指定難病として告示され、7月1日から施行される予定です。告示から施行までの期間が非常に短いため、患者や医療関係機関等に十分に周知できない可能性があります。また、医療費助成事務における添付書類の後日提出を認める措置がとられるものとされていますが、医療機関や保健所等において事務量の増加や混乱が予想されます。さらに、難病患者データベースの構築や、医療提供体制の確保（新・難病医療拠点病院等の指定）等についてのスケジュールが全く示されていない状況であり、今後現場における混乱が懸念されます。
- ② 指定難病ではない難病においても、発病の機構、診断及び治療方法に関する調査・研究を推進し、早期に診断基準や治療方法の確立等を図る必要があります。
- ③ 成人と小児とで準拠する法律が異なるため、医療費助成等の支援を受けられないなど整合が図られておらず、患者個人に着目した連続性のある制度設計が必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局健康づくり課

関係法令等 難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法

19 緩和ケア体制の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

緩和ケア体制の充実を図るため、患者やその家族はもちろんのこと、国民に対し緩和ケアに係る普及啓発を推進すること。
また、緩和ケア研修について、カリキュラムの柔軟な運用や介護福祉関係者を含めた多職種を対象とするカリキュラムの作成、既受講者に対するフォローアップ研修の開催を検討すること。

《現状》

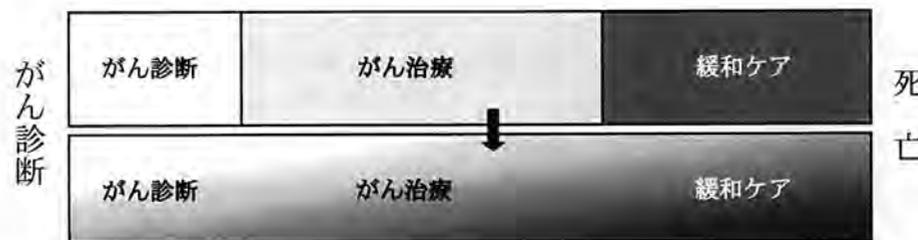
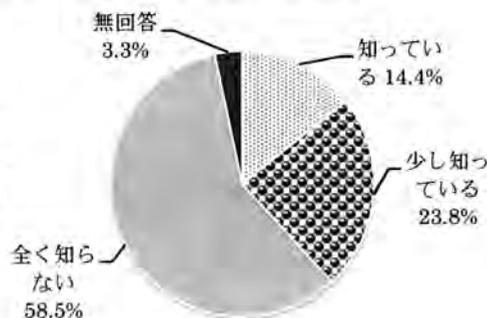
- がんが進行した時期からではなく、がんと診断された時からの緩和ケアが重要ですが、早期からの緩和ケアの必要性等について患者とその家族はもちろんのこと国民全般の理解や認識が得られていません。
- 今後、在宅医療提供体制や地域包括ケアシステムを整備する上で、必要な緩和ケアの専門的な知識と技術の習得を目的に、がん診療に携わる医師等を対象に、緩和ケアを担う人材育成を進めていますが、緩和ケア研修の既受講者のブラッシュアップも必要です。

《課題》

- ① 緩和ケアは、初期の段階から患者の状態に応じて切れ目なく提供されることが大切ですが、国民の間に十分浸透していないことから、がんと診断された時からの緩和ケアの重要性を、普及・啓発することが必要です。
- ② がんと診断された時からの緩和ケアは、身体的・精神的な苦痛を和らげ、質の高い療養生活を送ることができることを目的としています。今後、患者と家族の社会生活を支えていくためには、医療的側面だけでなく、介護や福祉の関わりも重要となってきたことから、多職種が連携しながら対応できるような研修体制の整備が必要です。

特定非営利活動法人日本緩和医療学会
「一般市民を対象にした『緩和ケア』に関する認識度調査」
(平成22年度)

調査項目：緩和ケアの認知度
「緩和ケアは、がんの終末期だけではなく、がんの初期から治療と一緒に受ける事ができる」



※がんと診断された時からの緩和ケア

県担当課名 健康福祉部医療対策局健康づくり課
関係法令等 がん対策基本法

20 地方の実情に応じた「地方独立行政法人制度」の見直し

(総務省、文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

地方が文化施設等の運営手法を実情に応じて選択できるよう、地方独立行政法人の対象業務に文化会館等の管理運営を加えるなど、集積する文化施設等の一体的な組織運営を可能にする制度改正を行うこと。

《現状》

- 本県は、三重県総合博物館（MieMu）の開館（平成 26 年 4 月）を契機に、隣接する三重県総合文化センターおよび至近距離にある三重県立美術館について、それぞれの特徴や役割をふまえて充実強化を図りながら、集積の利点を生かして、事業等の様々な面で連携を強化することにより、一層魅力あふれる「県民の学び・体験・交流」の場にしていくこととしています。
- 総合博物館開館後には、各施設の連携を強化するため、関係施設長会議等を開催して情報の共有を図り、共同広報や共同イベントの実施など連携の強化に努めましたが、十分な成果を得ることができていません。
- これらの施設に関しては、「一体的に組織運営や事業が行えること」、「経営の自由度が高く、経営努力が反映されること」および「学芸業務等の継続性・専門性・計画性を担保できること」の 3 つを基本的な考え方として運営していくこととしており、その運営手法について、地方独立行政法人制度の活用も選択肢の一つとして、現在検討を行っているところです。

《課題》

- ① 効率的・効果的な行政サービスを提供するため、文化施設等の運営手法を地方の実情に応じて選択できるようにする必要があります。
- ② 施設運営の 3 つの考え方のうち「一体的な組織運営等」に関して、総合的な視点からの事業展開、責任範囲の明確化および柔軟な経営資源配分等の観点から、これらの施設の運営主体を一体化することが望ましいと考えており、一体化を実現するためには、地方独立行政法人が文化会館等の管理運営を行うことを可能とする制度改正が必要です。

県担当課名 環境生活部文化振興課

関係法令等 地方独立行政法人法および同施行令

21 学校施設の耐震性の確保等、学校施設整備事業の拡充と財源確保

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 公立学校施設の耐震化推進のため、地震特措法の特例による算定割合の引き上げ(1/3→1/2)等の支援措置を継続するとともに、天井等の落下防止対策等の非構造部材の耐震対策工事については、新たに高等学校も対象としたうえで、建物の耐震化と同様の算定割合の引き上げを行うこと。
- 2 公立学校施設の高台移転等の津波対策に必要な用地取得費や造成費用に対する支援制度を創設すること。
- 3 インクルーシブ教育を推進するため、障がい児等の学習環境を改善する工事に対する算定割合の引き上げ(1/3→1/2)を行うこと。
- 4 公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価や離島振興対策実施地域などに加算される特別加算率の引き上げ等を行い、支援制度を充実すること。
- 5 公立学校施設整備事業の円滑な事業推進のため、施設整備計画に基づいて年度当初から事業着手できるよう十分な財源を確保すること。
- 6 私立学校施設の耐震化事業に対する補助率を引き上げ(1/2→2/3)、改築工事の補助対象期間を延長すること。

《現状》

- 本県の公立小中学校の平成26年4月1日現在の耐震化率は98.5%ですが、厳しい財政状況や学校の統廃合への対応から、国が目標としている平成27年度までに耐震化を完了させることが難しい市町もあります。また、非構造部材の耐震対策についても、早期に完了させる必要がありますが、特に、屋内運動場等の天井等の落下防止対策については、平成25年8月に技術基準や手引きが示され、対策に着手したところであり、目標年度までの対策完了が厳しい状況にあります。
- 平成26年3月18日に本県が公表した「津波浸水予測図」および市町が独自に作成した浸水想定等によると、津波浸水域内にある公立小中学校は126校(23.5%)であり、うち118校が避難所に指定されています。時間的余裕をもって避難できる高台が周辺になく、屋上等においても津波に対する安全性が確保されない学校にあっては、高台移転や高層化等の対策が必要です。(学校数は平成26年5月1日現在の数値)
- 平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が示され、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに的確に応えることのできる多様で柔軟な仕組みを整備することが求められています。施設面においても、障がいのある子どもが安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、スロープやトイレ、エレベーター等の整備など学校施設のバリアフリー化や、災害時等への対応のため、障がいの状態に応じた施設・整備の配慮が必要です。
- 公立学校施設整備事業の交付金額は、学級数に応ずる必要面積や児童数に対する基準面積および1㎡あたりの建築単価等により算出され、その基準や算出方法は毎年文部科学省により示されています。必要面積は「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)」に規定する学級編成の標準により算定するため、少人数学級等により学級数が標準を上回る場合、

その上回る学級数は交付金額の算定に反映されません。また、近年では、資材費の高騰や作業員不足による工期延長等、工事費が増加する傾向にあり、平成 27 年度においても平成 26 年度に引き続き、資材費や労務費等の上昇分として建築単価の引き上げが行われたところですが、依然、交付金事業等の算定基礎となる面積や単価が実際に必要となる面積や単価と乖離していることから、設置者の負担が増大しています。このことは、今後、増加すると予想される学校の統廃合や老朽化対策など喫緊の課題の対応への影響が懸念されます。

- 平成 26 年度当初予算における公立学校施設整備費は、要望額が予算額を上回ったため、当初から計画していた事業の一部の採択が見送られ、施設整備計画に沿って進めてきた事業の遅延や中止などの支障が生じました。平成 27 年度当初予算は 2,049 億円が確保されていますが、要望額は予算額を大きく上回っており、今後の円滑な事業推進に支障を来すことが懸念されています。
- 本県の私立学校においては、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れています。また、国の私立学校に対する耐震化の促進事業は、公立学校に比べ補助率が低く、改築工事の補助対象が私立幼稚園のみから私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に拡大されたものの、拡大された校種に対する補助は平成 28 年度までの 3 年間の時限措置となっています。

《課題》

- ① 公立小中学校施設の耐震化推進のため、平成 27 年度末で終了する地震特措法の特例による算定割合の引き上げや地方財政措置の継続を行う必要があります。特に、天井等の落下防止対策等の非構造部材の耐震対策を進めるため、新たに高等学校を補助対象に加えるとともに、現状の算定割合（1 / 3）を建物の耐震化と同様に嵩上げする必要があります。
- ② 津波対策については、集団移転促進事業に関わらず、津波対策のための不適格改築事業の拡充が、平成 27 年度に行われましたが、用地取得費や造成費用を含む高台移転に要する経費や建物の高層化に要する経費は補助対象となっていないため、それらの経費に対する支援制度が必要です。
- ③ 障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学べるよう、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズ等に応じた教育環境整備を進めるため、大規模改造事業における障害児等対策施設整備工事に対する算定割合の引き上げ（1 / 3 → 1 / 2）が必要です。
- ④ 少人数学級等による実際の学級数が交付金額の算定に反映されるよう必要面積を弾力的に運用するとともに、市場価格との乖離を解消するため、建築単価の大幅な引き上げや離島振興対策実施地域などに加算される特別加算率の引き上げを行い、実情に合った補助制度となるよう改善が必要です。
- ⑤ 施設の老朽化等に伴い今後増大する施設整備に対応し、学校施設の環境改善を図るため、施設整備計画に基づくすべての事業が実施できるよう必要な財源を確保し、年度の早期に事業に着手できるよう迅速な事務処理が必要です。
- ⑥ 私立学校の耐震化を促進するためには、耐震補強工事の補助率の上限を、公立学校と同様に 1 / 2 から 2 / 3 に引き上げるとともに、私立幼稚園以外の校種についての改築工事の補助対象期間を延長する必要があります。

県担当課名 教育委員会事務局学校経理・施設課、環境生活部私学課、健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、地震特措法、地震財特法、南海トラフ特措法、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、学校施設環境改善交付金交付要綱、私立学校施設整備費補助金交付要綱

22 海岸漂着物対策の推進

(総務省、環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進するため、国において「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」が措置されたが、平成 28 年度以降についても十分な予算を確保するとともに、地方負担については、引き続き地方交付税措置を講じるなど、地方自治体の負担軽減に努めること。
- 2 海岸漂着物の発生抑制として実施する河川ごみの回収処理に要する経費についても財政上の措置を講ずること。

《現状》

- 伊勢湾流域圏の東海三県一市（三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市）では、連携して海岸漂着物の問題に取り組んでおり、三県一市の「海岸漂着物対策検討会」として、対策の推進に係る財政上の措置を講ずること等を提言したところ、平成 26 年度補正予算において「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」が措置されました。これにより、平成 27 年度以降も継続して海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進することが可能となりましたが、一部地方負担が必要となりました。
- また、漂流ごみ、海底ごみの回収処理に係る経費についても補助対象になるなど、地域における取組の幅が広がったところですが、依然として、河川ではペットボトル・食品容器などの生活ごみや流木が散見されており、それらを放置するといずれ海岸漂着物になることから、その対策も必要となっています。
- 美しく健全で活力ある伊勢湾の再生に向けては、今後、海岸漂着物の発生抑制などの息の長い取組が求められています。

《課題》

- ① 海岸漂着物の発生抑制対策を講じても、短期間で効果が発揮され海岸漂着物が無くなるわけではなく、継続して一定の回収処理、発生抑制対策を実施していくことが必要であることから、平成 28 年度以降も十分な額の予算を確保する必要があります。また、海岸漂着物の問題は県域を越えて生ずる問題であり、被害を受けている県に負担が偏ることのないよう、地方交付税措置を講じるなど自治体負担の軽減が必要です。
- ② 海岸漂着物対策では、流域圏の河川における散乱ごみ等の回収処理や流出防止対策により、ごみが海域に流出する前に対策を講ずることが効率的であり、この対策に活用できる財政上の支援措置が必要です。

県担当課名 環境生活部大気・水環境課

関係法令等 海岸漂着物処理推進法

23 水道施設の災害対策に係る財政支援の充実

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 水道施設の耐震化等に係る交付金事業において、交付率の嵩上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）や交付要件の緩和（水道事業：資本単価 $90 \text{ 円}/\text{m}^3 \rightarrow 70 \text{ 円}/\text{m}^3$ 、用水供給事業：資本単価 $70 \text{ 円}/\text{m}^3 \rightarrow 50 \text{ 円}/\text{m}^3$ ）等財政支援の充実を図るとともに、津波や豪雨等による浸水対策に向けた補助メニューを創設すること。
- 2 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けた場合の水道施設復旧に対する補助率嵩上げ（ $2/3$ ）の採択要件を緩和（上水道事業の査定事業費 1 億円以上 \rightarrow 5 千万円以上など）すること。

《現状》

- 水道事業・用水供給事業において耐震化等の施設整備が遅れていますが、長引く景気低迷や人口減少等により経営が厳しさを増している中、平成 22 年度の採択基準の変更（資本単価の引き上げ）に伴い一層厳しい状況となった事業者があります。また、津波や豪雨等による施設の浸水対策に向けた制度が整備されていません。
- 災害復旧補助事業に係る補助率については、平成 26 年度の制度改正により「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けた場合の嵩上げ（ $2/3$ ）措置が講じられましたが、査定事業費が規定の額に達しない場合は当該措置が適用されないこととなっています。

《課題》

- ① 水道事業・用水供給事業を取り巻く厳しい経営環境の中、大規模災害に対応するため、耐震化対策や老朽化施設の更新等に係る交付金事業において、交付率の嵩上げや交付要件の緩和等の財政支援の充実が必要です。また、下水道事業では津波等による浸水対策の整備が進められていますが、水道事業・用水供給事業においても施設の浸水対策に向けた補助制度の創設等、事業者への支援が求められています。
- ② 激甚災害に指定されながら査定事業費が規定の額に達しない場合は当該措置が適用されないことから、採択要件の緩和が求められています。

担当課名 環境生活部大気・水環境課、企業庁水道事業課

関係法令等 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

24 人権が尊重される社会づくりの推進

(総務省、法務省、文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を充実強化するとともに、地方自治体が地域の実情に応じて人権教育・啓発に関する施策を推進することができるよう、人権啓発活動地方委託事業の予算を増額し、地方自治体が活用しやすい制度とすること。
- 2 さまざまな人権侵害の現状をふまえた法的措置等を含めた実効性ある人権救済制度を早期に確立するとともに、その実施の際には地方自治体等との連携・協力体制を構築すること。
- 3 インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策を実施すること。

《現状》

- 偏見等による差別や人権侵害はいまだに発生しており、これらの解決に向けて、国と地方自治体が連携して人権教育・啓発に取り組んでいます。本県では、人権啓発活動地方委託事業による市町再委託制度と併せて、県単独補助金制度を設けて、市町と連携して啓発を推進しています。
- 人権侵害による被害者の救済に関しては、本県では県人権センター等に人権に関する相談窓口を設け、支援を行っています。
- インターネット上で、同和地区の名称や所在地の情報が流布されたり、特定の個人の誹謗中傷などが掲載されるなどの人権侵害が発生していることから、本県ではネットモニタリング活動を通じた削除依頼等の対応やネットモニターリーダー養成講座等の人材育成支援を実施しています。

《課題》

- ① 人権問題の解決に向けては、国と連携して、各地方自治体が地域の実情やニーズにあった人権教育・啓発活動を主体的に取り組む必要があります。そのためには、人権啓発活動地方委託事業の予算が十分に確保されるとともに、地域の実情をふまえ、地方自治体の意向が十分に反映できる仕組みとすることが必要です。
- ② 人権侵害に対する被害者救済に関しては、地方自治体等には調査の権限がないなど相談対応には限界があることから、実効性が担保された国による救済制度が確立され、地方自治体等と連携して、迅速かつ効果的にきめ細かく被害者救済が推進されていく必要があります。
- ③ インターネット上の人権侵害については、現行法では有効な手段が取れず、瞬時に広範囲にわたって流布される等の特性をふまえ、速やかに書き込み等を削除することができる法的措置も含めた救済制度等の整備が必要です。

県担当課名 環境生活部人権課

関係法令等 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権啓発活動地方委託要綱

25 地方の実情に応じた女性の活躍推進の支援

(内閣府)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地域経済団体等の多様な主体と連携し、地域が一体となって女性の活躍を推進する事業に対し、「地域女性活躍推進交付金」の延長・拡充による継続的な財政支援を行うこと。
- 2 女性活躍推進の取組進展度を客観的に評価できるよう、都道府県別に女性の登用状況等を比較できる実態調査を毎年度実施すること。

《現状》

- 本県では、「地域女性活躍加速化交付金（平成 25 年度国補正予算）」「地域女性活躍推進交付金（平成 26 年度国補正予算）」を活用し、平成 26 年度から地域経済団体、労働団体、労働局等と連携して「女性の活躍推進三重県会議」を設け、官民一体となって県内企業・団体等に加入を働きかけ、それぞれの取組の「見える化」を図り、女性の活躍推進の機運を醸成する取組を進めています。
- 女性の活躍推進をテーマとするフォーラムや、企業経営者、人事労務担当者等を対象とするセミナーを開催し、企業等における女性の活躍推進の機運醸成を図るとともに、男性管理職を対象とするセミナー、女性キャリアアップを支援するセミナー、女性管理職等の交流会などを開催し、女性の活躍に向けて幅広く支援しています。
- 女性の活躍に係るさまざまな施策を強力に進めている中、都道府県別に管理職への女性登用率等の数字を得ることができる調査は、5 年間隔の調査（就業構造基本調査、国勢調査）しかありません。

《課題》

- ① 「女性の活躍推進三重県会議」を基盤として、将来的には男女共同参画センターを中核とする、より幅広い女性の活躍推進の地域ネットワークを構築し、すべての女性が輝く三重に向けた地域ぐるみの取組にしていくことが必要です。それに向けて中期的に取組を継続して進めていくために、「地域女性活躍推進交付金」の延長・拡充など引き続き国の支援が必要です。
- ② 女性の活躍に向けてより適切・効果的に取組を進めていくために、取組の成果を女性の登用状況等の客観的な数字により他県との比較なども交えて評価を行うことができるよう、都道府県別に女性の登用状況等を把握する全国的な調査を年度ごとに実施することが必要です。

県担当課名 環境生活部男女共同参画・NPO課
関係法令等 男女共同参画基本法

26 多文化共生社会づくりの推進

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

(内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、外務省)

- 1 多文化共生社会づくりを推進するため、外国人全般の受入や中長期的な方向性等を示す方針を策定すること。
- 2 外国人住民が集住する地域を持つ地方自治体への特別交付税の増額、もしくは、交付税以外の交付金、補助金等による財政支援制度を創設すること。
- 3 災害発生時等に、多言語およびやさしい日本語で情報を伝える仕組みづくりやネットワークの構築などの県の広域的な取組を支援する制度を創設すること。
- 4 外国人住民が安心して適切な医療を受けられるよう、公的な医療制度全体の枠組みの中で医療通訳などの制度を整備すること。
- 5 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する就学支援、学校生活への適応指導や日本語指導に係る施策および財政支援を充実させること。

《現状》

- 人口減少や外国人住民の定住化など環境が大きく変化する中、三重県の外国人住民数は42,945人と県人口の2.34%を占め、外国人比率は全国第3位です。(平成25年末現在、「平成26年版 在留外国人統計」(法務省)より)
- 本県や外国人が集住する地域の市町では、防災や就学などの生活に密着した支援が必要であるとの認識から、相談窓口の設置、多言語での情報提供、生活オリエンテーションの実施など、地域事情に応じた取組を進めています。
- 南海トラフ地震などの災害時には広域的な視点での支援や多様な主体の連携が不可欠であることから、「みえ災害時多言語支援センター」など多言語およびやさしい日本語で情報を伝える仕組みづくりや広域的なネットワークの構築をめざしています。
- 本県では、地域の事情に沿って地域の基幹病院に医療通訳者を配置する形で、医療通訳制度の発展・定着に取り組んだ結果、平成26年度には県内の5医療機関等が費用を自己負担して医療通訳者を配置しました。
- 本県の公立小中学校および県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は1,920人で、在籍する学校数は224校となり、県内の公立小中学校および県立学校の約37%にあたります(平成26年5月1日現在)。

《課題》

- ① 中長期的な視点に立った外国人全般の受入方針および日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定することが必要です。
- ② 外国人住民が集住する市町村に対しては特別交付税が交付されていますが、県や市町村の多文化共生社会づくりに関する取組に対しても財政的支援が必要です。
- ③ 災害発生時に県が行う広域的な取組に対して、国として財政的支援を含めた新たな支援制度が必要です。
- ④ 医療通訳者の配置と育成には費用と時間が必要であり、ほとんどの医療機関等では配置されていません。今後、外国人観光客を含めた多くの外国人が医療機関等を利用することが見込まれる中、医療通訳などの制度の整備が必要です。
- ⑤ 外国人児童生徒の在籍状況の広域化に伴い、外国人の子どもを受け入れる学校では、日本語の習得状況等に応じた支援が求められており、「特別の教育課程」による日本語指導が可能になったこともふまえ、各学校において指導する教員や支援員等の確保、指導方法の確立および進路保障を図ることが必要です。

県担当課名 環境生活部多文化共生課、教育委員会事務局小中学校教育課、高校教育課、特別支援教育課

27 性犯罪・性暴力被害者支援の推進

(内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

潜在性の高い性犯罪・性暴力被害者に対する支援が一層進むよう、地方における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの取組についての財政支援制度を創設すること。

《現状》

- 全国的にストーカー事案・配偶者暴力事案の認知件数が過去最多を記録（平成 25 年）するとともに、子ども・女性が被害者となった性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等が多発するなど極めて深刻な状況にあることから、性犯罪・性暴力被害者等の支援の強化等子ども・女性を守るための環境整備が必要となっています。
- 国においては、潜在性の高い性犯罪・性暴力被害者を支援するための「ワンストップ支援センター」について第三次男女共同参画基本計画等において設置促進を明記し、全国的にも設置の動きが進んでいます。本県においても、平成 27 年度上半期の設置に向け準備を進めているところです。

《課題》

性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの設置運営に関しては、被害者支援体制の構築・強化のために相談員に必要な性犯罪被害に特化したカウンセリング能力、医療知識、刑事・民事手続などに関する知識習得といった人材養成や、相談支援機能の拡充・強化に必要な関係者向け研修会の開催、また、大学あるいは中・高等学校をはじめとする教育機関や企業などの団体に対する効果的な広報啓発の推進・強化など多くの課題があることから、被害者支援を充実するために、財政支援制度の創設が必要です。

県担当課名 環境生活部交通安全・消費生活課

28 南海トラフ巨大地震に備えた災害廃棄物処理体制の強化

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

災害廃棄物の広域処理について、国の役割を明確にし、全国ブロック内およびブロック間の広域支援体制を早期に構築すること。

また、災害廃棄物の仮置場等の用地について、市町村がその候補地を確保できるよう積極的な支援を行うこと。

《現状》

■ 環境省では、平成 26 年 3 月に「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインの中間とりまとめ」を公表し、これをもとに、広域的な災害廃棄物の処理体制構築に向け、「災害廃棄物対策行動指針」を作成したうえで、各地域ブロック（環境省地方環境事務所）単位での行動計画の策定をめざし地域ごとに協議を進めています。

本県においても、広域的な大規模災害に備え、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を行う体制の構築に向け県および市町で災害廃棄物処理計画策定等の取組を行っています。（県計画は平成 27 年 3 月策定）

■ 南海トラフ地震による災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理には、その膨大な発生量に対応した仮置場等の用地を事前に確保しておくことが不可欠です。環境省が設置する「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」では、災害廃棄物の仮置場の確保は市町村の役割として、行動指針への位置づけが議論されています。

県内各市町は災害廃棄物の仮置場等の確保に取り組んでいますが、市町有地のみで必要と推計される面積を確保することは困難な状況です。

《課題》

① 広域的な大規模災害発生時には、行政機能が低下した市町村に代わって、災害廃棄物処理について調整し、迅速に対策を講じることが重要です。そのためには、災害廃棄物の推計発生量や廃棄物処理施設の処理能力を的確に把握したうえで、地方環境事務所、関係自治体、民間事業者等からなる広域的な処理体制を事前に構築しておくことが必要です。

② 市町村が必要とする災害廃棄物の仮置場候補地の確保を進めるために、仮置場として活用可能な国有地について、情報提供等の国の積極的な支援が必要です。

県担当課名 環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

関係法令等 災害対策基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

29 廃棄物の適正処理に関する体制整備の推進

(環境省、財務省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 循環型社会の構築に向けて、市町村等が整備を行う廃棄物処理施設や浄化槽に係る循環型社会形成推進交付金について、平成 28 年度分の必要額を確保すること。また、災害時に対応でき効率の高いエネルギー回収型廃棄物処理施設について、重点対象設備に限定することなく交付率 1 / 2 を適用する制度とすること。
- 2 新たに設置する安定型最終処分場について、展開検査場および浸透水等集排水設備の設置を義務付けるなど生活環境の保全に配慮した構造基準にすること。
- 3 不法投棄や倒産等で適正に管理されていない PCB 廃棄物を、生活環境に支障が生じないよう県がやむを得ず事業者に代わり処理する際には、PCB 廃棄物処理基金助成金を利用可能とするなどの財政的な支援策を講じること。

《現状》

- ダイオキシン対策で整備したごみ処理施設の更新に伴い、循環型社会形成推進交付金の要望額の増加が見込まれています。また、災害時に対応でき効率の高いエネルギー回収型廃棄物処理施設のうち余熱利用設備等重点対象設備は交付率 1 / 2 が適用されましたが、それ以外の対象経費については交付率 1 / 3 が適用されています。
- 安定型最終処分場の維持管理において、安定 5 品目以外の付着や混入がないか否かを完全に把握することは難しく、一旦、地下水が汚染された場合、その状況を改善するには相当の期間と費用が必要です。
- 不法投棄や倒産等で管理者不在となり適正に管理されていない PCB 廃棄物について、生活環境に支障が生じないよう県がやむを得ず処理しなければならない状況となっています。

《課題》

- ① 必要な施設整備を円滑に行うため、年度当初の予算確保が必要です。また、災害時に対応できる廃棄物処理システムの確保を一層推進するためには、エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち重点対象設備に限定することなくすべての対象経費に対して交付率 1 / 2 を適用するよう支援制度の拡充が必要です。
- ② 安定型最終処分場で安定 5 品目以外の廃棄物の混入による地下水汚染を未然防止するため、展開検査場の確保と浸透水を全面的に集排水できる設備が必要です。
- ③ 適正に管理されていない PCB 廃棄物を生活環境に支障が生じないよう県が早期に処理するためには、財政支援が必要です。

県担当課名 環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

関係法令等 循環型社会形成推進交付金要綱、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

30 産業廃棄物の不適正処理対策への支援

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 産廃特措法に基づく支障除去対策において、用地購入費を支援対象に追加すること。
- 2 産廃特措法に基づく支障除去対策完了後の跡地の有効利用について、その整備費等を支援すること。
- 3 産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業について、平成 28 年度以降も制度を存続し、支援を継続すること。

《現状》

- 四日市市大矢知・平津事案は、覆土・雨水排水対策を中心とした支障除去対策を実施しており、調整池等を措置命令区域外に設置することとして、用地を一般地権者から購入する計画ですが、現在の運用では、用地購入費は対象外とされており、産廃特措法に基づく財政的支援が受けられません。
- また、「負の遺産」を解消するため、平成 25 年度に国庫補助金を受けた上で、地元と一体となって対策完了後（平成 35 年度以降）の跡地利活用方法の検討を進めていますが、現状では跡地の整備費に対する支援制度はありません。
- 平成 10 年 6 月以降の事案を対象とし、都道府県等が行う原状回復事業に対する国の支援制度について、制度の変更が検討されています。

(原状回復事業に対する平成 25～27 年度の支援比率：国 30%、産業界 40% 計 70% ※本県は現時点では該当事案なし)

《課題》

- ① 覆土・雨水排水対策を中心とした支障除去対策の実施において、調整池等の用地を確保するために多額の費用が必要です。
- ② 支障除去対策完了後の跡地の有効利用がなされるよう跡地の整備を実施するには多額の費用が必要です。
- ③ 原状回復事業に対する国の支援制度（産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業）は、平成 28 年度実施分から自治体への支援が大幅に縮小されるおそれがあります。円滑に原状回復等がなされるよう、現行制度をできる限り維持し、自治体の財政負担を軽減する必要があります。

県担当課名 環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム

関係法令等 産廃特措法（特定産業廃棄物に起因する支障除去等に関する特別措置法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

31 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、また、利水の面においても、地域にとって必要不可欠な施設であることから、平成 34 年度の完成工期を厳守するとともに、さらなるコスト縮減に最大限努めること。

《現状》

- 家屋補償については、平成 15 年度に 40 戸 (100%) の移転が完了し、水没用地については 114ha (約 99%) が取得済みです。
- 本体工事の準備工事となる転流工事は、平成 23 年 1 月に概成しています。
- 国の治水政策の転換に基づき、川上ダムは「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」とされ、平成 22 年度から検証作業が進められてきましたが、平成 26 年 8 月に国土交通省が川上ダムの対応方針を「継続」と決定しました。
- 平成 27 年 3 月に変更認可された事業実施計画において、工期は昭和 56 年度から平成 34 年度までと位置づけられました。

《課題》

〔治水〕

- ① 過去から幾多の水害に悩まされた本県伊賀地域(木津川上流地域)の治水対策として、狭窄部である岩倉峽の開削を要望してきましたが、狭窄部の開削は都市化が進む下流地域の洪水リスクを高めることとなることから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」で対応する治水計画を苦渋の選択の上、受け入れてきた経緯があります。
- ② 昭和 28 年洪水では約 540ha、約 200 戸の浸水被害を受け、最近では平成 25 年の台風 18 号の接近時に、ダム下流域において浸水被害が発生し一時住民が避難しており、一刻も早いダムの完成による、伊賀地域の治水安全度向上が望まれています。

〔利水〕

- ① 伊賀市水道事業では、川上ダムの完成が遅延していることから、暫定豊水水利権による取水となっており、水道水源として不安定な状態です。
- ② 最近の公共事業労務費の上昇や物価上昇などに伴い建設事業費が増大し、利水者の負担が増大することが懸念されます。

県担当課名 地域連携部水資源・地域プロジェクト課、環境生活部大気・水環境課、県土整備部防災砂防課、企業庁水道事業課
関係法令等 河川法、水資源開発促進法、水資源機構法

32 地籍調査の推進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 市町村等が地籍調査を実施する場合の人件費を国庫負担金の対象とすること。
- 2 地籍調査費負担金の予算を確保すること。

《現状》

- 地籍調査の成果は土地の基礎的な情報であり、社会資本整備を円滑・着実に実施する礎として、極めて重要な役割を担っています。
- 三重県の進捗は全国平均 51%（平成 25 年度末）に対して 9%と大きく下回っていますが、県および市町の財政状況が厳しく、事業の着実な推進が困難となっています。
- 地籍調査の「第 6 次国土調査事業十箇年計画」を順調に進めていますが、平成 27 年度の国の内示額は、県の要望額の 85%となっています。

《課題》

- ① 三重県は南海トラフを震源とする大規模地震の発生に伴う被害が危惧されており、迅速に復旧・復興を図るために、土地の境界が復元可能となる地籍の整備が重要な課題となっています。
- ② 地方自治体の財政状況が極めて厳しい中、市町村の体制が整わないことが地籍調査の進まない要因になっていることから、市町村職員の人件費を国庫負担金の対象とし、調査が執行できるような制度の拡充が必要です。
- ③ 地籍調査を計画通りに推進するため、要望に対して十分な予算額の確保が必要です。

県担当課名 地域連携部水資源・地域プロジェクト課
関係法令等 国土調査法

33 生活交通手段の確保

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

生活交通の維持・確保のため、各地域の交通事情を考慮し、地域の生活に不可欠な交通手段であるバス、鉄道への支援の拡充を図ること。

- 1 「地域公共交通確保維持改善事業」の予算枠の拡大
- 2 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の補助対象事業および対象者、予算枠の拡大
- 3 地域鉄道事業者の事業欠損に対する新たな支援制度の創設

《現状》

- 県は、国の制度を活用し、市町やバス事業者の協力も得ながら、生活交通のネットワーク化を進め、複数の市町間をまたぐバスに対する支援を行い、バス交通を県民の移動手段として存続させています。
- 国の補助制度を活用し、地域鉄道の設備整備等に対し支援を行っていますが、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の対象は単年度事業のみであり、複数年におよぶ大規模な設備更新は補助対象外です。また、大手民鉄が補助対象から除外されているため、特に、採算性の低い支線で施設の老朽化が進み、整備が遅れています。さらに、平成26年度予算で国の補助額が、要望額に対し40～45%に減額されました。
- 地域鉄道の経営状況が厳しく、その持続的な運営を確保するため、沿線自治体は多額の欠損補助等の負担を行っています。しかし、沿線自治体も財政状況が厳しく、永続的な支援が難しくなっています。

《課題》

- ① バス交通を県民の移動手段として存続させていくためには、地域にとって最適なバス交通のあり方を、まちづくりや観光などとも連携しながら、地域の多様な関係者によって検討し、生活交通のネットワーク化を強化していく必要があります。そのためには、やる気のある地域が、確実に事業を実施できる予算枠の確保が必要です。
- ② 地域鉄道および大手民鉄にとって、安全性向上のための投資が大きな負担となっていることから、補助対象となる事業や事業者、予算枠を拡大する必要があります。
- ③ 経営が厳しい地域鉄道の運行支援について、県内の沿線自治体も多額の負担をしており、地域鉄道の経営安定のため、運行支援に対する国の新たな支援制度の創設が必要となっています。

県担当課名 地域連携部交通政策課

関係法令等 鉄道軌道整備法、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

34 償却資産に対する固定資産税の堅持

(総務省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

償却資産に対する固定資産税について現行制度を堅持すること。

《現状》

- 土地、建物、償却資産に対する固定資産税は、当該資産の保有と、市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課税されるもので、税源の偏りも小さく、市町村税にふさわしい基幹税目です。
- 償却資産に対する固定資産税については、企業等が行う事業に対する市町村からの受益度を示すものとして事業用の土地や家屋と一体的に課税されるものであり、その基幹税目としての意義・目的は制度発足以来、変わっていません。
- しかし、近年、設備投資の促進を目的として、償却資産課税の見直し等が求められています。
- 平成 27 年度与党税制改正大綱においても、固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、「幅広い観点から引き続き検討する」こととされました。

《課題》

- ① 本県の市町においては、償却資産に対する固定資産税は地方税収全体の約 13.3%（平成 25 年度）を占めており、全国の市町村におけるその割合（約 7.5%、平成 25 年度）と比べ非常に高く、特に重要な財源となっています。
- ② 仮に、償却資産に対する固定資産税が廃止されることとなれば、本県市町の財政運営に著しい影響を及ぼすことから、現行制度を堅持する必要があります。
- ③ また、さまざまな創意工夫で産業振興や地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済政策のために奪うようなことは、地方分権に逆行していると考えられます。

	償却資産税額	地方税収	割合
三重県市町合計	369 億円	2,771 億円	13.3%
全国市町村合計	15,400 億円	206,004 億円	7.5%

県担当課名 地域連携部市町行財政課
関係法令等 地方税法

35 国民体育大会の開催に係る運営費等の支援

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 本県は平成33年第76回国民体育大会の開催に向けて準備を進めているところであるが、国体の開催に係る負担が非常に大きいことから、開催県の負担を軽減するとともに、大会の充実が図られるよう、大会運営費の補助対象について、市町が負担する経費も含めること。
- 2 国体未実施のオリンピック競技種目の国体への導入にあたっては、当該競技種目の普及度合いや地方の実情を総合的に勘案するとともに、新たに地方に人的・財政的負担が生じないよう措置すること。
- 3 大会の簡素・効率化を図るため、施設基準の適用にあたっては、開催県の実情に応じ弾力的に運用できるよう検討を進めること。

《現状》

- 国体について、経済の長期的低迷やスポーツの国際化の進展等による関心の低下、開催県の人的・財政的負担の増大などの課題が顕在化してきており、大会の充実・活性化と併せて、運営の簡素・効率化の視点に立った改革・改善の議論が活発になってきています。
- 国体は、国、(公財)日本体育協会および開催県の三者の共催で開催され、国は、開催県に対し、式典および競技運営に直接必要な経費を補助していますが、市町村にも、競技会の開催経費や施設整備費等、直接的な経費負担があります。
- 2020年オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京都に決定したことを受け、(公財)日本体育協会が「国体における2020東京オリンピック対策実行計画(案)」を策定し、国体で実施されていない五輪実施競技種目を平成26年長崎国体から順次、導入する考えを示しています。
- 総合開会式、閉会式および競技会場となる施設の整備についても、国体施設基準を満たすために必要な施設改修など開催に係る経費は、開催都道府県および市町村が負担しています。

《課題》

- ① 国体の本大会では正式競技37競技に加え公開競技等が開催されますが、大会運営費、競技役員の養成および施設の整備など開催県の大きな財政負担が生じているところです。
- ② 地方スポーツ振興費補助金の補助対象経費について、円滑な競技会開催に直接必要となる施設整備費および運営費に係る市町村が負担する経費は対象となっていません。
- ③ 開催予定となっている県は、(公財)日本体育協会が定める「国体開催基準要項」等に基づき、既に対象競技について諸準備を進めているところであり、新たな競技種目を導入することは、開催県や市町村が当初想定していなかった人的・財政的負担を負う可能性があります。
- ④ 施設基準の適用や実施競技の決定については、(公財)日本体育協会が作成した「国体開催基準要項」で一律に定められており、開催県の実情に応じた弾力的な運用がしにくい状況にあります。

県担当課名 地域連携部スポーツ推進局国体準備課

関係法令等 スポーツ基本法

36 農業の担い手の持続的な経営や経営安定を図るための施策の充実

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 これまで実施してきた農家の収入安定制度を踏まえ、対象農家を制限しないなど地域の実情に柔軟に対応でき、意欲的な農業経営体の不慮の収入減少に備えることができる収入保険制度を早期に創設するとともに、恒久的な制度となるよう法制化すること。また、新たな制度を円滑に運営していくためには中長期的な視点に立った地域の推進体制等を構築する必要から、早期に制度の骨格を示すこと。
- 2 収入減少影響緩和対策（ナラシ）については、米価の下落が続いた場合に、補てんの基準となる標準的収入額が低下しない仕組みに見直すとともに、標準的収入額の20%を超える収入減となった場合でも、補てんが行われるよう制度の充実を図ること。
- 3 茶価の低迷を抑止し、茶生産者の経営を安定化させることで産地の持続的な発展につながるよう、国において、全国お茶まつり等における消費拡大の取組みを支援するとともに、都道府県や関係団体と連携し、茶の消費喚起等の対策を実施すること。
- 4 茶業経営の改善と荒廃茶園の発生防止を図るため、茶から野菜等の別作物に転換する場合に必要な茶樹の抜根や整地などに対する支援メニューを創設すること。
- 5 定年帰農者など中高年齢者の就農を支援し、農村地域の雇用の拡大および新規就農者の確保が促進されるよう、「農の雇用事業」および「青年就農給付金事業」における年齢要件を拡大すること

《現状》

- 現行の農業共済制度は自然災害等による収量減少等を対象としており、価格低下は対象とされていません。また、野菜などの価格安定制度は収量減少には対応できていないほか、本県の特産である花木などについては、農業共済、価格安定制度の対象となっていません。さらに、大規模な自然災害の頻発やグローバル化の進展等による農産物価格の急落が懸念され、積極的な農業経営に取り組みにくい状況です。現在、国において収入保険制度の導入に向けた調査・検討が進められていますが、新たな制度の詳細は明らかになっておりません。
- 米などを対象とする収入減少影響緩和対策（ナラシ）については、過去の価格実績を基に算定した標準的収入額が近年の価格下落により、今後、徐々に低下することが見込まれ、補てん額も減少することが懸念されます。また、米価が大きく下落している状況の中、補てんの上限となっている標準的収入額の20%を超える収入減少になることも懸念されます。
- リーフ茶の消費落ち込み等により全国的に茶価が低迷しています。そのため、国内の消費喚起に向けては、全国お茶まつり等の振興イベントを開催（平成28年度三重県で開催）していますが、限定的な効果に留まっています。
- 茶産地では、茶価の低迷や生産コストの増加、高齢化や担い手の不足などから、荒廃茶園の発生が懸念されています。一方で、茶農家においては野菜などの生産に取り組む動きが見られるほか、地域の農家などが茶園から普通畑に転換し、野菜などを生産する動きも見られます。
- 本県への新規就農者のうち、定年帰農者を含む45歳以上の中高年齢者の占める割合は、ここ3か年の平均で17.2%を占めており、多様な担い手の確保・育成を図ろうとする本県にとって、重要な支援対象となっています。また、平成26年度から農業経営基盤強化促進法に基づき制度化された「認定新規就農者制度」においては、45歳未満の青年に加え、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する45歳以上65歳未満の者も、市町村による青年等就農計画認定の対象となっています。

《課題》

- ① 産地や農業経営の発展に向け、意欲的な農業者を対象とした収入保険制度を早期に創設することが必要であり、創設に際しては、市場価格・収量の低下のみならず、燃料や資材など経費の高騰にも対応した総合的な制度としていくことが望まれます。また、新たな制度を円滑に運営するためには、新制度の内容を早期に確認したうえで、中長期的な視点に立った推進体制等の構築が必要です。
- ② 今後も米などの価格は下落が続くと見込まれる中、農家の収入を確保していくためには、収入減少影響緩和対策（ナラシ）について、補てんの基準となる標準的収入額を減少させない仕組みに見直すとともに、標準的収入額の20%を超える収入減少にも対応できる制度としていくことが望まれます。
- ③ 全国的な茶価の低迷に歯止めをかけ、茶生産者の経営を安定化させるためには、国、都道府県、関係団体が連携し、消費者に対して効果的なPRを実施する必要があります。
- ④ 茶業経営の改善はもとより、荒廃茶園の発生防止、茶園の有効活用を進めるため、茶から他の作物に転換する際の、茶樹の抜根や整地に対する新たな支援措置が必要です。
- ⑤ 雇用または独立・自営による新規就農を目指す者にとっては、農業法人等における実践的な研修等を支援する「農の雇用事業」や就農前の研修期間や経営が不安定な就農直後の所得の確保を支援する「青年就農給付金事業」が重要な支援策となっていますが、45歳以上の中高年齢者は支援を受けることができない状況にあります。また、市町村にとっても、「認定新規就農者制度」により青年等就農計画の認定を行った45歳未満の青年に対しては青年就農給付金（経営開始型）を給付し、経営が軌道に乗るまでの間を支援することができますが、45歳以上の中高年齢者に対しては、同様に認定を行った場合でも、給付金による効果的な支援を行えない状況にあります。

県担当課名 農林水産部担い手育成課 農産園芸課

関係法令等 農業災害補償法、野菜生産出荷安定法、果樹農業振興特別措置法、畜産物の価格安定に関する法律、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律

37 6次産業化の推進に向けた支援の充実

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 6次産業化ネットワーク活動推進交付金事業において、地域の実状に応じた対応が行えるよう、十分な予算を確保すること。
- 2 6次産業化ネットワーク活動推進交付金事業において、農林漁業者へのサポート活動を行うにあたっては、切れ目の無い支援を行っていくため、年度当初から活動できる運営体制を整備すること。

《現状》

- 本県では、農林漁業者に対して自らの生産資源を用いて加工や販売に取り組む6次産業化を推進・支援するため、地域機関に6次産業化担当者を配置するとともに「三重県6次産業化サポートセンター」を設置し、具体的な事業計画の策定や計画実現に向けたアドバイス、2次・3次事業者とのマッチング、新商品の開発や加工・販売施設の整備への支援などを行っています。
- 農林漁業者の6次産業化の実現には、「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画の認定（6次産業化認定）や国の補助制度（6次産業化ネットワーク活動交付金等）の活用が不可欠であり、三重県6次産業化サポートセンターの支援により、本県で6次産業化の認定を受けた農林漁業者は50件、国の補助制度の活用は30件（推進事業13件、整備事業17件）となっています。

《課題》

- ① 総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者へのフォローアップに加え、新たに6次産業化に取り組む農林漁業者への同計画認定に向けたサポート活動への要望が増す中、三重県6次産業化サポートセンターが継続して農林漁業者の支援を行っていくためには十分な予算が必要です。
- ② 三重県6次産業化サポートセンターが農林漁業者に対して実施するサポート活動について、年度当初より実施できない場合は、総合化事業計画に基づく農林漁業者の計画的な事業実現に支障が生じるおそれがあります。

県担当課名 農林水産部フードイノベーション課
関係法令等 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱 等

38 鳥獣被害防止総合対策の強力な推進

(農林水産省、環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金について、平成 28 年度以降も制度を継続するとともに、地域の要望に応えられるよう、十分な予算を確保すること。
- 2 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」の一部改正により創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」については、事業による取組の拡大・定着を確実に推進する観点から、平成 28 年度以降当面の間は、国の平成 26 年度補正予算で行われている事業と同様のモデル事業として実施すること。

《現状》

- 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、侵入防止柵の整備などに取り組むことにより、野生鳥獣による農林水産業被害金額は着実に減少していますが、依然、被害は中山間地域を中心に深刻な状況です。こうした中、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金の制度については、事業の実施期間が平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間となっています。
- 鳥獣保護法の改正により創設された都道府県が鳥獣捕獲に取り組むことができる指定管理鳥獣捕獲等事業について、国の平成 26 年度補正予算では、事業の導入を円滑に進めるためのモデル事業として位置付けられ、交付率は 9 / 10 となっています。しかしながら、平成 27 年度当初予算の事業では 1 / 2 の交付率となっています。

《課題》

- ① 鳥獣捕獲を促進し、農林水産業被害の軽減を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金の事業実施期間の継続と十分な予算の確保が望まれています。
- ② これまで市町村が主体となって行ってきた有害許可捕獲や狩猟による捕獲に加え、都道府県が捕獲等事業を実施することで地域全体の捕獲力強化につながっています。捕獲が進んでいない地域を中心に、捕獲の取組の拡大・定着を確実に図っていくためには、平成 26 年度補正予算の事業と同様に、平成 28 年度以降当面の間、モデル事業として都道府県による捕獲等事業を実施する必要があります。

県担当課名 農林水産部獣害対策課、水産資源課

関係法令等 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

39 林業の活性化に向けた支援

(総務省、財務省、農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 林業の活性化に向けた取組を地方が地域の実情に応じて進められるよう、平成 27 年度限りとなっている「森林整備加速化・林業再生交付金」を長期的な支援制度にするとともに、引き続き地域材の需要拡大が進むよう、県産材を活用する住宅や商業施設などの整備に対する支援メニューを創設すること。
- 2 国の造林事業（森林環境保全直接支援事業・環境林整備事業）に係る地方負担の軽減措置を講じること。
- 3 国土保全や地球温暖化防止等に大きく貢献する森林吸収源対策に必要な安定財源を確保すること。

《現状》

- 県では、林業の活性化に向けて、木質バイオマス発電を契機とする木質チップの需要を林業の下支えとして、素材生産量の増大や木材の安定供給体制の構築、木材輸出等県産材の新たな需要拡大の取組を一体的に進めています。
- 森林整備加速化・林業再生基金事業の実施以降、地域材の出荷量や木造公共施設の整備件数等は大きな伸びを示しており、林業の活性化に大きな役割を果たしていますが、平成 26 年度補正予算で措置された森林整備加速化・林業再生交付金は平成 27 年度限りとなっています。
- 造林や間伐などの国補造林事業（森林環境保全直接支援事業・環境林整備事業）については、県費の負担が義務となっているため、県の財政状況によって十分な森林整備を進められない状況となっています。
- 平成 27 年度税制改正大綱では、森林吸収源対策の財源の確保について、COP21 に向けた 2020 年以降の温室効果ガスの削減目標の設定までに、具体的な結論を得ることとされています。

《課題》

- ① 森林・林業を取り巻く状況は地域によって異なることから、林業の活性化に向けた取組を地域の実情に応じて進められるよう、引き続き「森林整備加速化・林業再生交付金」のような川上から川下に至る総合的な支援策が必要です。
- ② 住宅建築等の落ち込みは、地方の経済にも大きく影響することから、住宅や商業施設などの民間木造施設の建設を促進し、地域材の需要が拡大する新たな施策が必要です。
- ③ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法において、従来水準を超えて追加的に実施する間伐等については、地方債の特例等の支援措置が講じられていますが、厳しい地方の財政状況の中で森林整備を推進するためには、森林整備に係る全ての地方負担を起債対象とするなど、地方負担の軽減措置が必要です。
- ④ 国土保全や地球温暖化防止、林業の成長産業化を進めるうえで欠かせない、造林・間伐などの森林整備を推進するための安定的な財源の確保が必要です。

県担当課名 農林水産部森林・林業経営課

関係法令等 森林整備加速化・林業再生事業実施要綱、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、森林法

40 水産業の成長産業化に向けた施策の強化

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 水産物の輸出促進の障壁となっている放射性物質検査証明の撤廃について、輸出先国に対し本県産水産物の安全性に関する適切な情報提供を行い、規制緩和を働きかけること。
- 2 海女漁業のような雇用契約に馴染まない漁業でも活用できる、独立自営で漁業に就業した若者に対する支援制度を充実すること。
- 3 世界的な需要拡大等により養殖用配合飼料価格が高騰している現状を踏まえ、マダイ等の養殖業の持続的かつ安定的な経営を図るため、飼料価格高騰による影響の緩和策の強化や、飼料原料となる国産魚粉の確保に対する支援を行うこと。

《現状》

- 韓国、中国、レバノンの3か国は、本県産水産物の輸入に際し、放射性物質検査証明を求めています。これまで、本県産水産物からは東日本大震災に起因する放射性物質は検出されていません。
- 海女の数が全国最多の本県では、全国で初めて海女漁を県の無形民俗文化財に指定し、文化財保護と水産振興の両面から、積極的に海女漁業の振興に取り組んでいます。海女漁業は、漁獲物を探しながら独りで繰り返し素潜りを行う独特の漁法であり、指導により技術習得できるものではなく、指導を前提とした雇用契約には馴染みません。また、漁家に嫁いだことを契機に海女漁業に就業する場合でも、独りで経験を積み重ねて技術を習得するまで所得は不安定な状態が続きます。
- 魚粉価格は、原料魚の資源量減少による供給量減少及び世界的な需要の高まりにより上昇しています。こうしたことから、魚粉を原料とする養殖用配合飼料の価格が高止まりしており、国の「漁業経営セーフティーネット構築事業」により、価格の上昇分に対する補填が行われているものの、養殖漁家の経営は厳しい状況となっています。

《課題》

- ① 放射性物質検査証明にかかる手間と費用が事業者の負担となっており、輸出拡大の障壁となっています。
- ② 漁業への就業・定着促進のための国の新規漁業就業者総合支援事業は、指導を前提とした雇用契約の締結を補助要件としており、海女漁業等では当事業の活用は困難となっています。このため、雇用契約に馴染まない海女漁業等でも活用できるよう、指導研修の有無や親からの経営継承に関わらず、経営開始計画に基づき、新規就業後の所得安定を支援する制度の充実が必要です。
- ③ 魚粉の世界的な需給の逼迫に伴い、養殖用配合飼料の供給量不足や更なる価格高騰が懸念されていることから、養殖漁家の持続的かつ安定的な経営を図るため、「漁業経営セーフティーネット構築事業」の積立単価の上限の更なる引上げや配合飼料の原料となる国産魚粉の安定確保に向け、生産者団体等が行う魚粉加工施設の整備に対する支援の充実が必要です。

県担当課名 農林水産部水産資源課、水産経営課
関係法令等 対各国との輸出取扱要領等

41 国土強靱化に向けた農林水産業施設の計画的な整備の推進

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 宅地化が進んだ農村地域および海拔ゼロメートル地帯で宅地と農地が隣接している地域で排水機場の更新が円滑に進められるよう、湛水防除事業の要件を緩和すること。
- 2 地域の実情に即した整備を実施し、農村地域の防災力を高めていくため、農村地域防災減災事業における耐震調査および整備計画書策定に関する補助を恒久的な制度とすること。
- 3 山地災害の未然防止および復旧対策を着実に進められるよう、治山事業に必要な予算を十分に配分すること。
- 4 南海トラフ地震により発生する津波等から背後地を守るため、海岸保全施設の整備に必要な予算を十分に配分すること。
また、南海トラフ地震津波避難特別強化地域における海岸保全施設の整備に対して、東日本大震災復興特別会計で行われた全国防災対策と同等の制度を創設し、国の財政支援を強化すること。

《現状》

- 過去に湛水防除事業で整備した排水機場について、宅地化（受益面積の 50%以上）が進んでいる場合、更新整備の対象外となります。また、海拔ゼロメートル地帯においては、大雨等により農地だけでなく、住宅等にも甚大な被害が発生するため、排水機場の更新整備に関する要件緩和が求められています。
- 老朽化した基幹的農業水利施設の耐震調査および調査設計事業等は、国の定額補助事業を重点的に活用して実施しています。しかしながら、この定額補助事業は、平成 27 年度までの制度となっています。
- 台風等による風水害の頻発に伴い、山地災害対策の強化が求められています。
- 南海トラフ地震の切迫性が指摘されている中で、津波等の被害から背後地を守る対策の強化が求められています。

《課題》

- ① 排水機場の受益面積のうち農地面積の比率が50%未満となった地区や、海拔ゼロメートル地帯で大雨等により宅地が甚大な被害を受ける地域においては、農業集落の地域防災の観点から更新整備の事業対象とする必要があります。
- ② 老朽化した基幹的農業水利施設の改修の必要性は高まっており、施設の改修を着実に進めるため、耐震照査および調査設計事業等の定額補助制度の恒久化が望まれています。
- ③ 必要な治山事業予算が確保できない場合には、頻発する山地災害の復旧対策が遅れるとともに、着手率が50%程度に止まっている山地災害危険地区での未然防止対策がさらに遅れることになります。
- ④ 南海トラフ地震防災対策推進地域、特に南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域において、比較的頻度の高い津波（L1津波）を発生させる地震に対応した海岸保全施設の整備を加速していくためには、東日本大震災復興特別会計で行われた全国防災対策と同等の制度を創設するなど、国の財政支援の強化が必要です。

県担当課名 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課

関係法令等 土地改良法、農村地域防災減災事業実施要項、森林法、海岸法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する法律、地方財政法

42 漁業経営の安定に向けた施策の強化

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 南海トラフ地震等の大規模地震発生の緊迫度が高まる中、津波等により生じたへい死魚介類などを含む災害がれきを原因とする漁場機能の低下を早急に回復できるよう、恒久的な支援制度を創設すること。
- 2 定置網施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく災害復旧事業の対象とすること。

《現状》

- 本県では、平成22年のチリ地震および平成23年の東日本大震災に伴う津波が原因となった流木、へい死した養殖魚介類、土砂などによって、漁場機能が低下する被害が発生しました。へい死魚介類が腐敗する前に早急に処分する必要があったため、国支援制度がない中で、漁協等が自らこれらの除去・処分に取り組みました。
- 近い将来、南海トラフ地震による津波被害が想定される中、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」では、水産動植物の養殖施設は災害復旧事業の対象とされているものの、養殖施設と同様に海上に設置されている定置網は対象とされていません。

《課題》

- ① 津波等による被害から速やかに漁場機能の回復を図るため、へい死した魚介類が災害がれきに含まれる場合には、腐敗する前に、迅速な処分を行う必要があります。
- ② 水産動植物の養殖施設と同様に、定置網施設についても、津波等によって被害を受けた場合、速やかに復旧に取り組めるよう、災害復旧事業の対象とすることが必要です。

県担当課名 農林水産部水産資源課、水産基盤整備課

関係法令等 漁場復旧対策支援事業実施要綱、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

43 農林漁業者の経営安定に向けた燃油高騰対策の充実

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 農業経営を燃油価格の高騰による影響を受けにくい経営構造に転換するため実施してきた「燃油価格高騰緊急対策事業」を平成 28 年度以降も継続実施すること。
- 2 燃油高騰による漁業者の負担軽減のため、「漁業用燃油緊急特別対策」および「省エネ機器等導入推進事業」について、平成 28 年度以降も継続すること。

《現状》

- 国事業である「燃油価格高騰緊急対策事業」によって、燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換が進められるとともに、燃油価格の高騰に備えるためのセーフティーネット（負担割合：国 50%・農業者 50%）が構築されていますが、同事業は平成 27 年度で終了する予定となっています。
- 現在、燃油価格は下降傾向ですが、依然として漁業経営に大きな影響を与えており、国は、現行の「漁業経営セーフティーネット構築事業」（負担割合：国 50%・漁業者 50%）に加え、平成 27 年度までは「漁業用燃油緊急特別対策」（負担割合：国 75%・漁業者 25%）により、燃油価格上昇分に対する補填が行われています。
また、平成 26 年度補正予算により実施されている省エネ機器等の導入を行う漁業者に助成する「省エネ機器等導入推進事業」が、平成 27 年度で終了します。

《課題》

- ① 燃油価格の変動が続く中、施設園芸について燃油価格の影響を受けにくい経営構造に変えていく必要がありますが、その転換はまだ十分に進んだとはいえ、「燃油価格高騰緊急対策事業」（平成 27 年度終了予定）の継続が必要です。
- ② 燃油価格の先行きが見通せない中、漁業者の経営コスト削減のため、「漁業用燃油緊急特別対策」を継続することが必要です。あわせて、平成 26 年度補正予算で実施している「省エネ機器等導入推進事業」の継続も必要です。

県担当課名 農林水産部農産園芸課、水産経営課
関係法令等 地方税法

44 地域産業の競争力強化への支援

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 経済のグローバル化が急速に進展していく中、高付加価値なものづくり企業が国際競争力を高めていくための設備投資等を支援する制度を創設すること。
- 2 その際、海外からも優れた人材、技術等を地域へ呼び込むために、外資系企業の対内投資を重点的に支援する制度を創設すること。

《現状》

- 本県においては、企業投資促進制度を活用して、成長産業の誘致、マザー工場化につながる設備投資、研究開発施設などの投資を支援しています。なかでも、電子デバイス部門における企業では、研究開発から試作までを行うことで海外との競争に打ち勝ち、地域の経済発展や雇用創出に大きく貢献しています。また、世界的なシェアを有するようなグローバル企業における投資を含めた企業活動に加えて、成長分野である航空宇宙産業において、部品製造に係る企業を集約して、加工や表面塗装など航空機部品の一貫受注・生産体制を構築する産業クラスターの形成を目指す動きが加速しています。
- こうした動きをさらに加速させるためには、例えば航空宇宙分野においては、欧米などの外資系企業との連携が重要になってきます。なお、政府が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「しごと」と「ひと」の好循環づくりを実現するため、対日直接投資残高を倍増（18兆円→35兆円）する目標を掲げており、本県においても、海外ミッション等を通じて、外資系航空機産業などとの連携や対内投資促進に向けた活動を実施しています。

《課題》

- ① 近年のグローバル経済の激化により、適地生産による量産工場の海外シフトが顕著になるなど、産業の空洞化が加速する恐れのある中、将来の雇用を支える付加価値が高く成長が期待できる分野において、技術力のある有望な企業の投資を促進する必要があります。県においても、投資促進制度を創設して成長産業の誘致、マザー工場化につながる設備投資、研究開発施設などの投資を支援していますが、県の規模では限界があり、地域経済発展のためには国とも連携した支援策が必要です。
- ② 対日直接投資を呼び込むためには、海外とのネットワークの構築、投資を受け入れる体制整備が重要となりますが、地方自治体だけでは財政面や人材面で限界があります。それを解決するために、外資系企業の国内拠点整備に対する財政支援制度などの構築が必要です。

県担当課名 雇用経済部企業誘致推進課
関係法令等 まち・ひと・しごと創生法

45 中小企業・小規模企業支援

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 県内の特に小規模企業においては収益改善が進まないなど消費税増税後の景気の落込みからの回復が遅れ、業況が停滞しているため、中小企業・小規模企業の経営の安定ならびに向上、新たな価値の創造および挑戦を促進するための予算を十分に措置すること。
- 2 経営発達支援計画の認定を受けた商工会および商工会議所への支援策を早期に具体化するとともに周知を図ること。
- 3 平成26年度補正予算で措置された事業について、県内の中小企業・小規模企業のニーズが高いことから、平成27年度以降も継続・拡充すること。
＜平成26年度補正予算における主な中小企業・小規模事業者支援策＞
 - ・ものづくり・商業・サービス革新補助金
 - ・小規模事業者持続化補助金
- 4 平成24年度補正予算、平成25年度補正予算で措置された商店街組織に対する補助金「商店街まちづくり事業（まちづくり補助金）」および「地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）」は、県内の商店街のニーズが高いことから、これを復活し、予算措置すること。

《現状》

- 国においては、日本経済の再生に向けて取りまとめた「日本再興戦略」において、中小企業・小規模事業者への支援を柱の一つとして掲げており、昨年6月には小規模基本法および小規模支援法が成立したところです。また、平成26年度補正予算、平成27年度当初予算においても、中小企業・小規模事業者に対する支援に取り組まれているところです。
- 現在の景気情勢を踏まえ、消費税の再増税が平成29年4月に延期されるとともに、中小企業・小規模事業者が増税分の価格転嫁を拒まれる事態がないよう監視する「転嫁対策調査官（転嫁Gメン）」の配置などに取り組まれています。
- 一方、本県においては、地域の成長戦略として、平成24年7月に「みえ産業振興戦略」を策定し、地域経済の活性化、雇用の安定・拡大に向けた取組を展開しています。また、平成26年4月1日より「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を施行し、地域経済の大きな担い手である中小企業、特に県内企業の約9割を占める小規模企業を支援するため、県が先頭に立って、人材の育成、資金供給の円滑化、創業や事業承継の促進などに引き続き取り組んでいます。

《課題》

- ① 県内の中小企業・小規模企業からは消費税増税に伴う景気の落込みから回復が進まない、消費増税分や円安等の影響に伴う原材料高足を価格転嫁できていないなど、先行きに対する不透明感が広がっています。
- ② 国・県における支援の実効性を高めていくためには、国・県が連携策および支援内容を早期に具体化する必要があります。
- ③ 商店街は、大型店舗との競合や消費税後の消費の低迷などにより、経営が困窮する個店が多く存在することから、販売を促進する環境を整えるため、補助金の支援が必要です。

県担当課名 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
関係法令等 小規模基本法、小規模支援法

46 訪日外国人旅行者の地方周遊に向けた支援

(国土交通省、観光庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 無料公衆無線LAN、消費税免税制度等、外国人旅行者の受入環境整備推進のための支援を充実すること。
- 2 クールジャパン資源を活用したプロモーションを充実させるために、地方におけるビジットジャパン事業を拡充すること。
- 3 2020年東京オリンピック・パラリンピック等の効果の地方波及に向けた支援を充実すること。

《現状》

- 訪日外国人旅行者数 2000 万人を目指すためには、「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催という、またとない機会を生かし、世界の人々を惹きつけて、東京のみならず、全国津々浦々に開催効果を波及させるべく、オリンピック・パラリンピック大会開催後も地域が力強く発展していくためのレガシーを生み出しながら、世界に通用する魅力ある観光地域づくりを行うことが重要です。(観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014)
- 平成 26 年に日本を訪れた外国人数(推計値、日本政府観光局)は、円安で日本への旅行が割安となったほか、東南アジアの訪日ビザ緩和、平成 26 年 10 月からの消費税の免税対象拡大などを追い風に、前年比 29.4%増の 1341 万 3600 人と、2 年連続で過去最多を更新しています。また、観光庁によると、平成 26 年に外国人が買い物や宿泊などを通じ日本国内で消費した総額も、43.3%増の 2 兆 305 億円と過去最高となっています。
- アクション・プログラムに掲げる 2000 万人を目指し、観光庁では、平成 27 年度当初予算 104 億円と平成 26 年度補正予算 42 億円をあわせて 146 億円の予算を確保して各種の取組を推進していただいております。本県でも、国の施策と連携しつつ、無料公衆無線LAN、消費税免税制度等、外国人旅行者の受入環境の整備を推進するとともに、海女や忍者、F1 日本グランプリなど、三重県のクールジャパン資源を活用したプロモーションに注力しています。

《課題》

- ① 外国人旅行者の受入環境を整備するためには、個人の外国人旅行者向けの無料公衆無線LAN環境の拡大や、免税店制度の普及など、地方が取り組む受入環境整備への継続的な財政支援が不可欠です。
- ② 海女や忍者、F1 日本グランプリなど、三重県のクールジャパン資源を生かした地域づくり施策と、体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等、観光振興のための地方におけるビジットジャパン事業のより一層の充実が望まれます。
- ③ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック等開催地以外の地方においても、地域のもつ魅力を世界レベルに磨き上げ、「広域観光周遊ルート」に組み込むことで訴求力を加え、継続的かつ積極的に海外にPRすることが必要です。

県担当課名 雇用経済部観光局海外誘客課

関係法令等 観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014

47 バイオ燃料や水素エネルギーの活用によるまちづくりの推進

(経済産業省)

【提言・提案事項】制度・**予算**

- 1 未利用有機物資源などの地域のバイオマス資源からバイオブタノールなどのバイオ燃料を製造し、地域で活用する地産地消の取組について、実用化に向けた技術開発やモデル実証などに関する支援の拡充を行うこと。
- 2 水素エネルギー社会、とりわけ再生可能エネルギーに由来する水素を活用した新しいまちづくりに向け、地域の強みを活かした水素サプライチェーンの構築等に関する調査事業やモデル事業に対して支援の拡充を行うこと。

《現状》

- 本県ではバイオリファイナリーを推進するため、産学官が連携して「みえバイオリファイナリー研究会」を設立し、バイオマス関連企業による異業種交流会を開催するとともに、バイオ燃料の開発等の将来有望なテーマについてロードマップを作成し、未利用有機物資源からバイオ燃料（バイオブタノール）を製造するプロジェクトなどを支援しています。
- 水素エネルギーを地域経済の活性化などまちづくりにつなげるため、本県では、市町等の参加を得て「みえ水素エネルギー社会研究会」を開催し国の動向などに関する情報共有を図るとともに、工業研究所において燃料電池に使用する部材や水素製造の研究開発を行うなどの取組を行っています。

《課題》

- ① バイオ燃料は製造コストが高く、安定生産や供給体制に課題があるため十分な市場が形成されていません。このため、バイオ燃料製造システムの導入や操業のリスクが高く、実用化が進みにくいことが懸念されている中、地域主体の産学官の研究開発体制にバイオ燃料の利用者も参加する、バイオブタノール等のバイオ燃料の実用化に向けた技術開発や地産地消に向けたモデル事業の実施など、課題解決に向けた地域での取組に対する支援の充実が必要です。
- ② 産学官の連携のもと地域が一体となって水素エネルギーを活用したまちづくりを推進するため、これまでの水素ステーション整備に対する支援に加えて、地域の強みを活かした水素製造から利用までのサプライチェーンの構築に関する調査事業やモデル事業などに対する支援の充実が必要です。特に、再生可能エネルギー等を活用して製造した水素を利活用することは、CO₂排出削減効果が大きいいため、これに資する地方の取組を一層推進するための支援制度を充実することが必要です。

県担当課名 雇用経済部エネルギー政策・ICT活用課

関係法令等 バイオマス活用推進基本計画、水素・燃料電池ロードマップ

48 第76回国民体育大会(平成33年三重県開催)に向けた都市公園施設整備への支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】制度・**予算**

県営五十鈴公園内陸上競技場、四日市市営中央緑地内体育館等の改修に必要な予算を確保すること。

《現状》

- 本県では、平成33年に第76回国民体育大会を開催します。国民体育大会を成功させるべく、関係機関・団体、市町ならびに県が一丸となって、県民力を結集し、開催準備に取り組んでいます。
- 国民体育大会の競技会場となる施設の多くは老朽化が著しく大規模な改修等が必要なことから、平成27年度から国民体育大会の総合開・閉会式及び陸上競技の会場となる五十鈴公園内の県営陸上競技場の改修工事に着手するとともに、四日市市においては体操競技の会場となる中央緑地内の体育館建替等の設計に着手します。

《課題》

- ① 第76回国民体育大会の開催に向けて、総合開・閉会式等の会場となる五十鈴公園内の県営陸上競技場の整備等を計画的に進めることが必要です。
- ② 五十鈴公園内県営陸上競技場や中央緑地内体育館の整備等に、多額の費用を必要とすることから、国の社会資本整備総合交付金による重点的な配分などの支援が必要です。

県担当課名 県土整備部都市政策課、地域連携部スポーツ推進局国体準備課
関係法令等 社会資本整備総合交付金交付要綱

49 学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 小学校2年生以降の学級編制標準を引き下げること。
- 2 複式学級、特別支援学級の学級編制標準を引き下げること。
- 3 先行実施している30人学級や特別支援教育、外国人児童生徒への支援など、個別課題に対応するための加配定数を維持・拡充すること。

《現状》

- 本県では、小学校1、2年生での30人学級（下限25人）と、中学校1年生での35人学級（下限25人）を実施し、平成24年度からは国の加配定数を活用し、小学校2年生で36人以上の学級を解消していますが、全学年で少人数学級編制を実施することが求められています。
- 複式学級を有する学校について、小学校においては学級編制標準の引き下げ、中学校においては複式学級の解消が求められています。特別支援学級については、年々、重度、重複の障がいを持つ児童生徒が増加しており、学級編制標準の引き下げが求められています。
- 年々増加する特別な支援を必要とする児童生徒や、高い水準で推移する日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、国加配とともに県単独加配を配置し、個々の状況にあわせた対応を進めています。

《課題》

- ① 加配定数を含めた教職員定数総数が、年度末にならないと明確にならない状況では、計画的・安定的な教員の採用を実施することが困難な状況です。
- ② 複式学級を有する学校の普通学級においても、特別な支援を必要とする児童生徒が一定数在籍しており、現行の複式学級編制では発達段階に応じた対応が困難となっています。また、特別支援学級については、重度、重複の障がいを持つ児童生徒への対応が求められており、多人数（7～8人）となる学級での指導が困難となっています。
- ③ 先行実施している30人学級の継続や、特別支援教育、外国人児童生徒への支援など増加しつつある個別課題への的確な対応に向け、加配定数の維持・拡充が必要です。

県担当課名 教育委員会事務局教職員課

50 グローバル人材育成の推進

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 グローバル人材を育成するための小中高等学校を通じた取組の推進、教員の指導力向上および人的配置に係る財政支援の充実を図ること。
- 2 小中学校、高等学校において生きた英語を学ぶためのデジタル教材などICTを活用した教材の整備、イングリッシュルーム等の英語を使用する環境整備のための財政支援の充実を図ること。
- 3 平成 27 年度から官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」の高校生コースが開始されるが、募集枠の拡大、長期留学（1年間）支援の新設、および平成 28 年度以降も支援を継続すること。
- 4 国際バカロレア日本語デュアルランゲージディプロマプログラム（日本語DP）について、高等学校における導入促進に向けて、大学関係者も含め、日本語DPの意義、カリキュラム内容、効果について認知度向上を図るとともに、必要な財政支援の充実を図ること。

《現状》

- 本県が国内外で信頼され「選ばれる地域」となることをめざして、平成 26 年度から「グローバル三重教育プラン」に基づき、児童生徒等が、グローバル社会において求められている 3 つの力（「主体性」「共育力」「語学力」）をバランスよく身につけ、生涯にわたりこれらの力を高めていくための具体的な方向性を示し、取組を進めています。そのために、教員の専門性・指導力の向上が求められています。
- 本県では、子どもたちに自立する力と共に生きる力を育成することをめざして、平成 24 年度から「みえの学力向上県民運動」に取り組み、目的意識の向上や郷土に対する誇り・愛情等の涵養をめざし、体系的なキャリア教育や郷土教育・道德教育のための教材づくり等を進めています。
- 小学校や中学校では、英語によるコミュニケーション能力の素地や基礎を育成しています。また、県全体として小学校における英語教育を充実させるための指導方法の確立を目指し、平成 26 年度から本県独自に研究校を指定し、先進的な英語教育の実践研究を進めています。県内高校生の海外への長期留学者数は、平成 20 年度以降、平成 26 年度まで 4 名～10 名の低い水準で推移しています。このような中、「国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）」（国事業）を活用するほか、平成 26 年度から「高校生の留学促進事業」（長期 3 名（300 千円）、短期 10 名（100 千円）の支援）を県独自に事業化するなどして留学の促進を図っています。

《課題》

- ① 小学校では中学校よりもALTの配置が不十分であり、生きた英語を学ぶための環境も整備されていないため、「聞く」「話す」を中心としたコミュニケーション能力を育成することが難しい状況です。今後の小学校での英語の教科化も見据え、研究開発に取り組む先進校での取組とあわせて、全県的に英語教育を進めていくことが必要であり、そのための教員の指導力向上及び人的配置等の財政措置が必要です。
- ② 小中学校、高等学校において生きた英語を学ぶため、情報化社会の中で生きる子どもたちに、デジタル教材などICTを活用した教材を整備する必要があります。

- ③ 国費・県費の留学促進事業は、支援金の額を長期 300 千円、短期 100 千円としています。一方、「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」高校生コースは、支援内容が国費・県費の留学促進事業より充実しており、スポーツや専門性を生かした留学にも門戸を開いています。しかし、この支援金は2週間以上3か月未満の短期留学のみを対象としており、長期留学を対象としていないため、長期留学を対象とする支援の必要があります。
- ④ 高等学校においては、グローバル化に対応した先進的な取組を行う必要があります。卒業後の進路として、国内だけでなく国外の大学への進学を意識した教育を実践していく必要があります。そのような中、国際バカロレア日本語デュアルランゲージディプロマプログラム（日本語DP）は、国際的に認められている大学入学資格の1つである国際バカロレア資格を取得することが可能であり、グローバル人材育成の観点からも魅力的なプログラムですが、導入にあたっては、高等学校学習指導要領との整合性、専門性を備えた指導者の養成・確保、国内大学進学者への対応、調査研究の必要経費などの点において課題が多くあります。

51 海女漁の文化財指定への取組

(文部科学省、文化庁)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

鳥羽・志摩の海女漁を早急に国重要無形民俗文化財に指定すること。
また、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向けた取組を進めること。

《現状》

- 鳥羽・志摩地域の海女たちは、万葉集にも詠まれており、現代に至るまで、器械を使わず自らの身体と簡単な道具のみを使用し、素潜りである海女漁という伝統漁法を守り伝えていきます。さらに、海女漁は、伊勢神宮をはじめとする信仰とのつながり等、長い歴史の中で「民俗的な知識」・「信仰」・「資源管理」・「潜水技術」を交えた独自の文化を育んでおり、単なる伝統漁法ではないことを示しています。
- その伝統を体現している海女たちは、現代まで、「採りすぎない仕組み」を自ら課す等、「海」と共に生きてきました。しかし、利便性を追求する生活様式の変化や自然環境の変化、海女の高齢化や後継者の減少、アワビなどの水産資源の減少により、海女漁自体の存続も危ぶまれており、海女がいなくなってしまう地域もあるのが現状です。
- 本県では、国の文化財補助金を活用して、民俗文化財調査を、平成22年度から25年度までの4年間実施してきました。その調査結果をもって、文化財の保護団体である「海女保存会」の設立や、「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」の県無形民俗文化財指定といった取組を世界に先駆けて行いました。また、海女漁の存続や文化財の継承に資する水産業の振興策についても、「海女保存会」や本県を含めた9県による「全国海女文化保存・振興会議」を設立し、検討・協議をしています。

《課題》

- ① 鳥羽・志摩地域における海女の人数は、昭和24年には6,349人でしたが、平成22・23年度に行った県教育委員会の調査結果では978人と大きく減っており、高齢化も顕著となりました。さらに、公益財団法人東海水産科学協会「海の博物館」が行った調査によると、平成26年の鳥羽・志摩の海女の従事者数は761人となっており、減少傾向に拍車がかかっている状況です。このように、海女漁や海女の文化の衰退は、わが国の貴重な伝統漁や文化が消え去るだけでなく、日本人の心の拠り所である貴重な里海の風景がなくなることが懸念されます。
- ② そのためにも、伝統的な海女漁が、県無形民俗文化財指定に留まるのではなく、「海女保存会」等による文化財保護の取組を進めるためにも、国による文化財指定に向けた現地調査を、本県および海女漁が残る地域で早急を実施し、鳥羽・志摩の海女漁を早急に国重要無形民俗文化財に指定することが必要です。
- ③ また、海女漁の未来を見据え、わが国を代表するだけでなく、世界的に稀少な漁法として、将来のユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に向け配慮いただく必要があると考えます。

県担当課名 教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
関係法令等 文化財保護法、無形文化遺産保護条約

52 高等学校専攻科から大学への編入学についての法的な整備の推進

(文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 高等学校専攻科修了時に「短期大学士（専攻分野）」または「準学士」と同等の称号を設け、その学位を与えるようにすること。
- 2 高等学校専攻科修了者に、短期大学や高等専門学校と同様に大学編入学ができるよう、速やかに上級教育課程への接続制度を設けること。

《現状》

- 本県では、看護や水産に関する専攻科を設置しています。
- 看護に関する専攻科において5年一貫教育を実施していますが、看護師として就労するなかで、短期大学卒業者や4年生の看護系大学を卒業した同年齢の看護師と比較して待遇面で不利となる場合があります。
- 製造業が多い一部の市町や企業からは、工業高校に専攻科を設置し、より高度な知識や技能を身につけた人材の育成を求める声がありますが、就職後の待遇面において、専攻科修了生は高等学校卒業者と同等となるため専攻科に進学する生徒のメリットが乏しい状況にあります。
- 中央教育審議会の答申（平成26年12月22日）において、「一定の要件を満たす高等学校専攻科について当該高等学校専攻科における学修を大学における単位認定ができる学修の対象とするとともに、当該高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学の途を開くなど所要の措置を講じることとする」と示されましたが、一定要件の具体的な内容、および学位の授与については示されていません。
- 看護に関する専攻科において、保健師や助産師等の資格の取得をめざす生徒は専攻科修了後に大学に入学するという現状があることから、大学への編入学については一定のニーズがあります。

《課題》

- ① 高等学校専攻科について、教育課程や授業時数等の基準を整備し、高等学校専攻科修了時に「短期大学士（専攻分野）」または「準学士」と同等の学位を与えるとともに、企業にそれらを周知することで、就職後の資格等を短大扱いとするなど待遇面を改善する必要があります。
- ② 大学への編入学については、短期大学・高等専門学校（高専）や専修学校専門課程（専門学校）の卒業者及び卒業見込み者などが対象であることから、高等学校専攻科修了生についても大学への編入学が可能となるよう制度等を速やかに改正する必要があります。

県担当課名 教育委員会事務局高校教育課

関係法令等 学校教育法

53 四日市港におけるテロ対策等の保安対策に対する支援の充実

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

民間事業者が実施する保安対策のための施設の整備、改修、維持管理および出入管理の警備費等への支援制度を創設すること。

《現状》

- 平成13年に米国で発生した同時多発テロを契機に、海上における人命の安全のための国際条約、いわゆるSOLAS条約の改正が行われたことに伴い、平成16年に国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律が整備されました。これにより、外航船舶が使用する港湾施設について、保安対策を実施することが義務付けられました。
- 同法に基づき、施設を管理する当管理組合及び民間事業者では、テロ行為等の防止のため、フェンス等の保安施設の整備や運用、また出入管理等の保安対策を実施しています。

《課題》

- ① 物流の信頼性の向上や背後の住民、港湾利用者等の安全・安心を確保する上で、テロ対策等の保安対策によりテロ等の脅威を未然に防止することは重要な課題であることから、適切に実施していくことが求められています。
- ② しかし、現在の法制度では、保安施設の整備や維持管理、警備等の運用に必要な費用は施設管理者が負担することとなっており、多大な費用を施設の管理者である当管理組合や民間事業者が負担しています。保安施設が非収入施設ということもあって、財政的に大きな負担となっていることから、財政面からの支援が必要です。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

